

ISSN 0075—3270



平 成 30 年

# 人 口 動 態 統 計

VITAL STATISTICS OF JAPAN  
2018

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

DIRECTOR-GENERAL FOR STATISTICS,  
INFORMATION POLICY AND POLICY EVALUATION,  
MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE



平 成 30 年

# 人 口 動 態 統 計

VITAL STATISTICS OF JAPAN  
2018

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

DIRECTOR-GENERAL FOR STATISTICS,  
INFORMATION POLICY AND POLICY EVALUATION,  
MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

## ま　え　が　き

この報告書は、平成30年の人口動態統計についてまとめたものです。

人口動態統計は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の5種類の「人口動態事象」について、その実態を明らかにするため、各種届書等から移記することによって調査されており、人口に関する基礎資料として活用されております。この人口動態調査は、「戸籍法」制定の翌年の明治32年から現在の近代的な人口動態統計制度として行われるようになりました。

「人口動態統計」は、昭和54年から平成28年まで、上巻・中巻・下巻の3分冊の報告書として編集し、上巻には、人口動態調査の概要及び結果の解析を、中巻には、出生、死亡（死因を除く。）、死産（死産原因を除く。）、婚姻及び離婚の統計表を、下巻には、主として死因に関する統計表をそれぞれ収録し、刊行しておりました。また、平成29年の報告書より、概要を中心とした内容を1冊に収録し、刊行することにしました。なお、これまで報告書に収録してきた統計表は、報告書に収録しきれなかった統計表とあわせて、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載しております。

この報告書を刊行するに当たり、調査にひとかたならぬ御協力をいただいた市区町村、保健所、都道府県をはじめ、関係各位に厚く御礼を申し上げますとともに、この報告書が厚生労働行政施策はじめ広範な分野に活用されることを願っております。

令和2年3月

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

鈴木 英二郎

## 編 集 内 容

平成30年の「人口動態統計」は、人口動態調査の概要及び解析を中心として編集している。

この報告書に収録する調査の概要及び解析の基となる統計表は、平成28年まで「人口動態統計」上・中・下巻の3分冊の報告書に収録・刊行してきた内容と、報告書に収録・刊行しきれなかった報告書非掲載表をあわせて、引き続き全ての統計表を政府統計の総合窓口（以下「e-Stat」という。）の「人口動態調査」に掲載している。（URL：<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450011&tstat=000001028897>）

なお、全ての統計表について、e-Statの掲載場所や個々の統計表の表章項目を一覧に整理した「公表統計表掲載内容、表章項目一覧表と平成28年までの報告書との整理票」を厚生労働省ホームページの人口動態統計「報告書」のサイトに掲載している。（URL：<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html#link07>）

用語の解説及び比率の解説並びに死因分類表（死因分類の解説、分類体系、各種分類表等）については、この報告書の巻末に掲載している。

また、都道府県（特別区－指定都市再掲）に関する統計表で「外国」とあるのは、日本において発生した事件で、住所が外国のものを表している。

### Compilation

The Vital Statistics for 2018 have been compiled based on the overview and analysis of Vital Statistics of Japan.

All statistical charts underlying the overview and analysis of the survey recorded in this report, including the contents recorded and published in the three volumes of the Vital Statistics of Japan until 2016 and unpublished content that could not be incorporated in the report, are available on the Portal Site of Official Statistics of Japan (e-Stat).

(URL：<https://www.e-stat.go.jp/en/stat-search/files?page=1&toukei=00450011&tstat=000001028897>）

Moreover, “Contents of Published Statistical Tables, Table of Represented Items and Adjustments to Reports until 2016,” a list of the e-Stat locations for all statistical charts and the items represented in them, is available on the “Report” page of Vital Statistics the website of the Ministry of Health, Labour and Welfare.

(URL：<https://www.mhlw.go.jp/english/database/db-hw/vs01.html>）

A commentary on the terms, commentary on the ratios and list of deaths (analysis of causes of death, classification system, chart for each category, etc.) are provided at the end of the volume.

Furthermore, “overseas” in the statistical charts on the prefectures of Japan (special wards and specified cities) refers to cases occurring in Japan where the address is located in another country.

（ 担 当 ） 人口動態・保健社会統計室 TEL 03（5253）1111

○死亡・死産（乳児死亡・周産期死亡） 年報第一係 内線 7490  
○出生・婚姻・離婚 年報第二係 内線 7491

平成30年

# 人口動態統計

## 目 次

### まえがき

#### I 人口動態調査の概要

第1章 調査の概要 .....	6
第2章 調査結果の利用上の解説	
1 平成7年調査からの主な改正点 .....	8
2 昭和22年以降の年次推移についての注意 .....	13
3 その他 .....	14

#### II 人口動態調査結果の概要

##### 第3章 総覧

表3-1-1 人口動態統計の年間発生件数・率・平均発生間隔－前年との比較－ .....	17
表3-1-2 本報告において別掲とした件数 .....	17
第4章 出生 .....	20
第5章 死亡 .....	24
第6章 乳児死亡 .....	33
第7章 死産 .....	34
第8章 周産期死亡 .....	35
第9章 婚姻 .....	36
第10章 離婚 .....	40

#### III 統計表

表3-2-1 年次別にみた人口動態総覧 .....	42
表3-2-2 年次別にみた人口動態総覧（率） .....	46
表3-3-1 都道府県（特別区－指定都市再掲）別にみた人口動態総覧 .....	50
表3-3-2 都道府県（特別区－指定都市再掲）別にみた人口動態総覧（率） .....	52
表3-4 世界各国における人口動態 .....	54

#### IV 用語の解説 .....

56

#### V 比率の解説 .....

60

#### VI 調査票及び届書 .....

64

#### VII 観察対象の範囲 .....

74

#### VIII 死因分類表 .....

76

#### 参考

合計特殊出生率について .....	93
-------------------	----

# VITAL STATISTICS OF JAPAN, 2018

## CONTENTS

### Preface

### Part I Outline of Vital Statistics

Chapter 1	Brief Summary, 2018 .....	6
Chapter 2	Commentary on the use of Vital Statistics	
1	Major revisions since the 1995 survey .....	8
2	Attention about the annual change after 1947 .....	13
3	Other .....	14

### Part II Summary of Vital Statistics

Chapter 3	Summary	
Table 3-1-1	Summary of vital statistics (number, rates, interval of occurrence), 2018 and 2017 .....	17
Table 3-1-2	Number of cases tabulated separately in this report .....	17
Chapter 4	Natality .....	20
Chapter 5	General mortality .....	24
Chapter 6	Infant mortality .....	33
Chapter 7	Foetal mortality .....	34
Chapter 8	Perinatal mortality .....	35
Chapter 9	Marriages .....	36
Chapter 10	Divorces .....	40

### Part III Statistical Tables

Table 3-2-1	Trends in indices of vital statistics : Japan .....	42
Table 3-2-2	Trends in indices of vital statistics (rates) : Japan .....	46
Table 3-3-1	Summary tables of vital statistics : Japan, each prefecture and special wards and specified cities, 2018 .....	50
Table 3-3-2	Summary tables of vital statistics (rates) : Japan, each prefecture and special wards and specified cities, 2018 .....	52
Table 3-4	International comparison of vital statistics .....	54
Part IV	Commentary on the terms .....	56
Part V	Commentary on the ratios .....	60
Part VI	Survey forms and notification formats .....	64
Part VII	Range for the observation .....	74
Part VIII	Lists of causes of death for Japan .....	76

### Reference

Total fertility rates : Japan .....	93
-------------------------------------	----

# I 人口動態調査の概要

Part I Outline of Vital Statistics

## 第1章 調査の概要

Chapter 1 Brief Summary, 2018

我が国の人口動態統計は、市区町村長が作成する人口動態調査票に基づいて表章される。すなわち、出生・死亡・婚姻及び離婚については戸籍法(昭和22年法律第224号)による届書等から、死産については死産の届出に関する規程(昭和21年厚生省令第42号)による届書等から人口動態調査票が作成され、これを収集し集計した統計が人口動態統計である。

### 1 調査の目的

我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査の沿革

人口動態調査は、明治31年「戸籍法」が制定され登録制度が法体系的にも整備されたのを機会に、同32年から人口動態調査票は1件につき1枚の個別票を作成し、中央集計をする近代的な人口動態統計制度が確立した。

その後、昭和22年6月に「統計法」に基づき「指定統計第5号」として指定され、その事務の所管は同年9月1日に総理府から厚生省に移管された。さらに、平成21年4月からは、新統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査となった。

### 3 調査の対象

人口動態調査は、出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の全数を対象としているが、本報告書は、日本において発生した日本人に関して集計したものである。日本人の外国における事象及び外国人の日本における事象については、e-Statの確定数の「別表」(平成28年までの報告書では中巻及び下巻)にそれぞれ掲載している。

### 4 調査の期間

調査該当年の1月1日から同年12月31日までに発生したものであって、調査該当翌年の1月14日までに市区町村長に届け出られたものである。

なお、出生・死亡・死産や調停・審判・和解・請求の認諾・判決による離婚は、発生から届出までに相当の遅れのある場合がある。前年以前に発生した出生・死亡については、e-Statの確定数の「別表」(平成28年までの報告書では中巻)に掲載している。

### 5 調査票の種類及び調査の項目

調査票は、次の5種類である。

人口動態調査出生票 人口動態調査死亡票 人口動態調査死産票 人口動態調査婚姻票 人口動態調査離婚票  
調査票及び各届書の様式は、「VI 調査票及び届書」(64~73ページ)のとおりである。

調査の項目は、前記5種類の調査票を参照されたい。ただし、職業及び産業の項目については、国勢調査実施年の4月1日から翌年3月31日までについてのみ調査を行う。

## 6 調査の方法及び報告の系統

届書の届出義務者及び届出期間は、次のとおりである。

種別	届出義務者	届出先	届出期間 <sup>1)</sup>
出生	1 父又は母 2 同居者 3 出産に立ち会った医師、助産師又はその他の者		14日
死亡	1 同居の親族 2 その他の同居者 3 家主、地主又は家屋もしくは土地の管理人 4 同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人及び任意後見人	市区町村長	7日
死産	1 父又は母 2 同居人 3 死産に立ち会った医師 4 死産に立ち会った助産師 5 その他の立会者		7日
婚姻	夫 妻	夫又は妻の本籍地 もしくは所在地の 市区町村長	規定なし
離婚	夫 妻		協議離婚は規定なし 調停・審判・和解・請求の認諾・ 判決離婚は10日

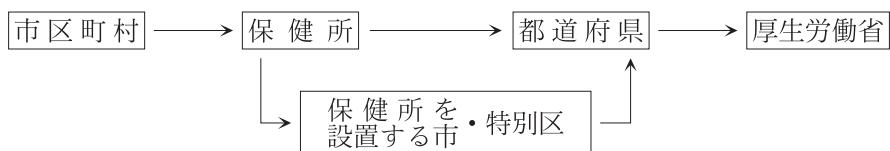
注：1) 出生・死亡及び裁判による離婚は届出事件発生の日から、死産はその日の翌日から起算。

市区町村長は、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出を受けたときは、その届書等に基づいて人口動態調査票を作成し、これを保健所の管轄区域によって当該保健所長に送付する。

保健所長は、市区町村長から提出された調査票を取りまとめ、毎月、都道府県知事に送付する。

この場合、保健所を設置する市の保健所長は、当該市の市長を経由する。

都道府県知事は、保健所長から提出された調査票の内容を審査し、厚生労働大臣に送付する。



注：保健所を設置する市とは、地域保健法施行令(昭和23年4月2日政令第77号)第1条に規定する市をいう。

## 7 集計及び結果の公表

集計は厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)が行い、調査結果は、人口動態統計(速報)、人口動態統計月報(概数)、人口動態統計年報(確定数)として速やかに公表する。

## 8 関係法規

人口動態調査令(昭和21年9月30日勅令第447号)

人口動態調査令施行細則(昭和23年2月24日厚生省令第6号)

戸籍法(昭和22年12月22日法律第224号)

戸籍法施行規則(昭和22年12月29日司法省令第94号)

出生証明書の様式等を定める省令(昭和27年11月17日法務・厚生省令第1号)

国籍法(昭和25年5月4日法律第147号)

死産の届出に関する規程(昭和21年9月30日厚生省令第42号)

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律(昭和27年4月28日法律第120号)第3条により法律としての効力を有する。

死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令(昭和27年4月28日厚生省令第12号)

## 第2章 調査結果の利用上の解説

### Chapter 2 Commentary in the use of Vital Statistics

#### 1 平成7年（1995年）調査からの主な改正点

第10回改訂疾病及び関連保健問題の国際統計分類（ICD-10）の勧告を契機として、平成7年（1995年）調査で人口動態調査票及び死亡診断書等の改正を行い、報告書においても一部統計表の変更を行った。

以下は平成7年（1995年）調査以降の主な改正点である。なお、平成7年（1995年）に適用した「ICD-10（1990年版）準拠」、平成18年（2006年）に適用したICD-10の一部改正である「ICD-10（2003年版）準拠」及び平成29年（2017年）から適用した「ICD-10（2013年版）準拠」については、「VIII 死因分類表」の「1 沿革」（76ページ）を参照されたい。

#### （1）出生票

体重及び身長 (事項の新設)	「子の体重」欄を「体重及び身長」欄とした。
この母の出産した子の数 (事項の変更)	死産児数を「妊娠満20週以後」から「妊娠満22週以後」に変更した。

#### （2）死亡票

死亡したところ及びその種別 (種別の追加等)	種別の選択肢の中に「老人ホーム」を追加した。
死亡の原因 (I欄の増設)	3欄から4欄に増設した。
死因の種類 (外因死の選択肢の充実)	外因死を「不慮の外因死」と「その他及び不詳の外因死」に分割するとともに、外因の選択肢を大幅に充実した。
生後1年未満で病死した場合の追加事項 (対象の拡大)	対象を早期新生児死亡から乳児死亡（病死）に拡大し、事項を明確化した。
外因死の追加事項 (従業中か否かを判断する事項の削除)	「1 従業中 2 従業中でない時」は削除した。
死亡したところ及びその種別 (種別の変更等)	種別の「介護老人保健施設」を「介護医療院・介護老人保健施設」欄とした。 (平成30年4月1日から)

注：死亡診断書（死体検査書）の「死亡の原因」欄に、「疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください」と注意書きを追加した。

#### （3）死産票

父母の国籍 (父の国籍の追加)	「母の国籍」欄を「父母の国籍」欄とした。
死産児の体重及び身長 (事項の新設)	「死産児の体重」欄を「死産児の体重及び身長」欄とした。
自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由 (I欄の削減)	5欄から4欄に削減した。
胎児手術の有無 (項目の新設)	有無及び「有」の場合の「部位及び主要所見」欄を新設した。

母体保護法による場合 (項目の削除)	「父・近親者の疾患」を削除した。 「優生保護法」の法律改正に伴い、「母体保護法」に改めた。 (平成8年9月26日から)
-----------------------	---

#### (4) 離婚票

離婚の種別	種別の選択肢の中に「和解」、「請求の認諾」を追加した。 人事訴訟法の施行に伴う戸籍法施行規則改正により、離婚届書の変更。 (平成16年4月1日から)
-------	--

#### (5) 各調査票共通

世帯の主な仕事 (項目の変更)	「専業農家世帯」と「兼業農家世帯」を併せ「農家世帯」とした。 「常用勤労者世帯」を、企業規模による区分とした。 「その他の世帯」を「その他の世帯」と「無職の世帯」とに区分した。 (詳細は「IV 用語の解説」の「世帯の主な仕事」(58ページ)を参照)
--------------------	---

#### (6) ICD-10 (2013年版)、ICD-10 (2003年版)、ICD-10 (1990年版) とICD-9での各種分類表及び項目数の比較

ICD-10 <sup>1)</sup>	2013年版の 項目数	2003年版の 項目数	1990年版の 項目数	ICD-9	項目数
疾病、傷害及び死因の統計分類 基本分類	14,609	14,258	14,195	疾病、傷害及び死因の統計分類 基本分類	7,129
死因簡単分類	136	132	130	死因簡単分類	117
選択死因分類	34	34	34	特定死因	32
死因年次推移分類	16	16	16	主要死因	17
乳児死因簡単分類	56	56	56	乳児死因簡単分類	54
感染症分類 <sup>2)</sup>	111	88	83	—	-
死因順位 (乳児を除く死亡)	42	40	40	死因順位 (乳児を除く死亡)	55
乳児死因順位 (乳児死亡)	28	28	28	乳児死因順位 (乳児死亡)	30

注：1)各分類の正式名称及び詳細については、「VIII 死因分類表」の「3 分類表」及び「5 各種分類表」(78~79, 83~92ページ)を参照されたい。

2)感染症分類は、平成7年に新たに作成した分類であり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)等の改正に準じ、適宜変更している。

#### (7) ICD-10の採用による定義等の改正

周産期死亡の定義	「妊娠28週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの」から「妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの」に変更した。
後発妊産婦死亡	新たに後発妊産婦死亡（妊娠終了後満42日以後1年未満における死亡）が定義された。(詳細は「IV 用語の解説」の「後発妊産婦死亡」(56~57ページ)を参照)

(8) 「ICD-10（2003年版）準拠」の適用に伴う改正点（平成18年1月1日から）

WHO勧告に基づく改正	
分類項目の新設 特殊目的用コード(U) (第X X II章)	・原因不明の新たな疾患の暫定分類 重症急性呼吸器症候群<SARS> ・抗生物質に耐性の細菌性病原体 (MRSA肺炎等の把握や、感染症分類表でのメチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症等の表章が可能となった。) ハンタ<Hanta>ウイルス(心)肺症候群(B33.4)等
Uコード以外	硬口蓋裂、両側性(Q35.0)等
分類項目の廃止	
分類項目の移動	大腸<結腸>のポリープ 新生物(D12.6)から消化器系の疾患(K63.5)へ移動。 C型肝炎 急性と明示されない、期間不明又は期間が6カ月以上のC型肝炎は、急性(B17.1)から慢性(B18.2)へ移動。
死因統計における原死因選択ルール等の変更	原死因選択ルールの一部変更及び適用例が具体的に示される等の変更が行われた。 e-Statの確定数の「分類表」の2017年、「年次推移」に掲載の「表1 死因簡単分類別にみた性別死亡数及び率(人口10万対)（平成17年・平成18年）」の脚注及び「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」の第1巻、第2巻を参照のこと。
法令の改正等に基づく名称の変更	精神分裂病 → 統合失調症 痴呆 → 認知症
医学の進歩等に対応した名称の変更	慢性関節リウマチ → 関節リウマチ 妊娠中毒症 → 妊娠高血圧症候群 尿路性器系 → 腎尿路生殖器系

(9) 「ICD-10（2013年版）準拠」の適用に伴う改正点（平成29年1月1日から）

WHOの勧告に基づき日本独自の分類等も含めた人口動態統計で用いる分類		
分類項目の新設	侵襲性肺炎球菌感染症	A49.1 E
	急性ウイルス性肝炎、詳細不明	B17.9
	多系統異形成を伴う不応性貧血	D46.5
	単独del(5q)染色体異常を伴う骨髄異形成症候群	D46.6
	骨髄線維症	D47.4
	慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D47.5
	原発性血栓形成傾向	D68.5
	その他の血栓形成傾向	D68.6
	免疫再構築症候群	D89.3
	腫瘍溶解症候群	E88.3
	ポリオ後症候群	G14
	血管性パーキンソン<Parkinson>症候群	G21.4

	その他の脳実質外動脈(脳底動脈、頸動脈、椎骨動脈を含む)の動脈瘤及び解離	I72.5
	椎骨動脈の動脈瘤及び解離	I72.6
	特定のインフルエンザウイルスが分離されたインフルエンザ	J09.0 B, J09.1 B, J09.8 B
	ヒト・メタニューモウイルス肺炎	J12.3
	ヒト・メタニューモウイルスによる急性細気管支炎	J21.1
	露髓のあるう<齶>歯	K02.5
	口腔粘膜炎(潰瘍性)	K12.3
	バレット食道	K22.7
	分類不能大腸炎	K52.3
	顕微鏡的多発(性)血管炎	M31.7
	線維筋痛症	M79.7
	前立腺の異形成	N42.3
	HELLP症候群	O14.2
	病的な癒着胎盤	O43.2
	不動状態	R26.3
	転倒傾向、他に分類されないもの	R29.6
	セルフネグレクトによる食物及び水分の摂取不足	R63.6
	全身性炎症反応症候群[SIRS]	R65.2, R65.3, R65.9
	皮下注射針との接触	W46
使用可能となつた分類項目	二度性<続発性>高血圧(症)	I15.0-I15.2, I15.8-I15.9
	傷害発生場所符号	Y06-Y07の発生場所コード
分類項目の細分化又は項目内の変更	その他の胃腸炎及び大腸炎、感染症及び詳細不明の原因によるもの	A09 → A09.0, A09.9
	膣膜炎菌感染症、詳細不明	A39.9 → A39.9 A, A39.9 B
	インフルエンザ菌感染症、部位不明	A49.2 → A49.2 A, A49.2 B
	悪性新生物<腫瘍>	
	口唇、口腔及び咽頭の境界部病巣	C14.8 → C14.8 A, C14.8 B
	食道の境界部病巣	C15.8 → C15.8 A, C15.8 B, C15.8 C, C15.8 D
	胃の境界部病巣	C16.8 → C16.8 A, C16.8 B, C16.8 C, C16.8 D
	結腸の境界部病巣	C18.8 → C18.8 A, C18.8 B, C18.8 C, C18.8 D, C18.8 E
	膀胱の境界部病巣	C25.8 → C25.8 A, C25.8 B, C25.8 C, C25.8 D
	消化器系の境界部病巣	C26.8 → C26.8 A, C26.8 B, C26.8 C
	膀胱の境界部病巣	C67.8 → C67.8 A, C67.8 B, C67.8 C, C67.8 D
	腎尿路の境界部病巣	C68.8 → C68.8 A, C68.8 B, C68.8 C, C68.8 D, C68.8 E
	悪性新生物<腫瘍>、部位が明示されていないもの	C80 → C80.0, C80.9
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96 → グレード等を区分して細分化
	両眼性及び単眼性視覚障害(盲を含む)	H54.0-H54.7 → H54.0-H54.6, H54.9
	心房細動及び粗動	I48 → I48.0-I48.4, I48.9
	(四)肢の動脈のアテローム<じゅく<粥>状>硬化(症)	I70.2 → I70.2 A, I70.2 B
	急性虫垂炎	K35.0-K35.1, K35.9 → K35.2-K35.3, K35.8

	腹壁ヘルニア	K43.0-K43.1, K43.9 → K43.0-K43.7, K43.9
	急性脾炎	K85.0-K85.1 → K85.0-K85.3, K85.8-K85.9
	じょく<褥>瘍性潰瘍及び圧迫領域	L89 → L89.0-L89.3, L89.9
	慢性腎臓病	N18.0, N18.8-N18.9 → N18.1-N18.5, N18.9
	切迫早産及び早産	O60 → O60.0-O60.3
	分娩満42日以後1年未満に発生したあらゆる産科的原因による母体死亡	O96 → O96.0, O96.1, O96.9
	産科的原因の続発・後遺症による死亡	O97 → O97.0, O97.1, O97.9
	その他の原因による熱及び不明熱	R50.0, R50.1, R50.9 → R50.2, R50.8, R50.9
	乳幼児突然死症候群	R95 → R95.0, R95.9
	地震による受傷者	X34 → X34.0-X34.1, X34.8-X34.9
	詳細不明の要因への曝露	X59 → X59.0, X59.
分類項目の移動	ジカ<Zika>ウイルス病、詳細不明	感染症(A92.8 A)から特殊目的用コード(U06.9)へ移動
	妊娠、分娩及び産じょく<褥>に合併するヒト免疫不全ウイルス[HIV]病	第I章(B20-B24)から第XV章(O98.7)へ移動
	痔核及び肛門周囲静脈血栓症	循環器系の疾患(I84.0-I84.9)から消化器系の疾患 (K64.0-K64.5, K64.8-K64.9)へ移動
	鳥インフルエンザ(H5N1) (肺炎を伴うもの)	J10.0 C → J09.0 A
	鳥インフルエンザ(H5N1) (その他の呼吸器症状を伴うもの)	J10.1 C → J09.1 A
	鳥インフルエンザ(H5N1) (その他の症状を伴うもの及び詳細不明)	J10.8 C → J09.8 A
		その他のインフルエンザウイルスが分離されたインフルエンザ (J10.)から特定のインフルエンザウイルスが分離されたインフ ルエンザ(J09.)へ移動
分類項目の削除	白血病移行期にある芽球過剰性不応性貧血	D46.3
	本態性血小板増加症	D75.2
	ランゲルハンス<Langerhans>細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0
	潰瘍性(慢性)回腸大腸炎	K51.1
	リンパ腫様丘疹症	L41.2
	たんぱく<蛋白>尿を伴わない妊娠高血圧	P00.0 C
死因統計における原死因選択ルール等の変更	原死因選択ルールの一部変更及び適用例が具体的に示される等の変更が行われた。 「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」の第1巻、第2巻を参照のこと。	
医学の進歩等に対応した名称の変更	西ナイル熱	→ 西ナイルウイルス感染症(A92.3)
	インスリン依存性糖尿病<IDDM>	→ 1型<インスリン依存性>糖尿病<IDDM>(E10)
	インスリン非依存性糖尿病<NIDDM>	→ 2型<インスリン非依存性>糖尿病<NIDDM>(E11)
	ディスペプシア(症)	→ 機能性ディスペプシア(K30)
	慢性腎不全	→ 慢性腎臓病(N18.9)

## 2 昭和22年以降の年次推移についての注意

### (1) 出生

- ①月別出生率 昭和30年の報告書から表章しており、昭和22年から41年は、各年10月1日現在の人口で算出した。昭和42年以降は、各月の月初人口で算出している。
- ②都道府県別出生数 平成4年から「外国」を表章している。
- ③父母の平均年齢 昭和62年の報告書から表章した。昭和25年から45年までの5年毎の年次については母の平均年齢のみ、昭和50年以降は父母の平均年齢を算出している。
- 昭和25年から平成3年までは、満年齢の算術平均値に0.5歳を加えた。平成4年に調査票を改正し、以後は日齢の算術平均値から算出している。
- ④父母の国籍 昭和22年から61年までは表章していない。ただし、昭和60年、61年は、日本における父外国人・母日本人の出生については父の国籍が表章された保管表がある。昭和62年から平成3年までは、日本、韓国・朝鮮、中国、米国、その他の区分で表章した。平成4年に調査票を改正し、上記のほかフィリピン、タイ、英國、ブラジル、ペルーを追加した。
- ⑤出生時の体重 昭和25、26、30、35年は、「人口動態特殊報告 出生時の体重に関する統計(昭和38年刊)」による。昭和43年以降は毎年集計している。
- 平成3年までは、100グラム単位で把握したため、平均体重は算術平均値に0.05キログラムを加えた。平成4年に調査票を改正し、以降はグラム単位で把握している。

### (2) 死亡

- 月別死亡率 昭和30年の報告書から表章しており、昭和22年から41年は、各年10月1日現在の人口で算出した。昭和42年以降は、各月の月初人口で算出している。

### (3) 死産

- 死産数 昭和23、24年は概数である。

### (4) 婚姻

- ①年齢 昭和22年以降、各年に同居し、届け出たものについて集計している。
- 昭和22年から42年は、結婚式をあげたとき(結婚式をあげないときは、結婚生活に入ったとき)の年齢である。
- 昭和43年以降は、結婚式をあげたとき、または、同居したときのうち早いほうの年齢である。
- 平均年齢は、平成3年までは出生年月及び同居年月による年齢の算術平均値に0.46歳を加えた。
- 平成4年に調査票を改正し、以後は月齢の算術平均値から算出している。
- ②夫妻の国籍 昭和22年から39年は、国籍別の表章を行っていない。
- 昭和40年から42年の調査区分は、日本、朝鮮、中国、ヨーロッパ諸国、アメリカ、その他の外国である。
- 昭和43年から61年の調査区分は、日本、朝鮮、中国、アメリカ(又は米国)、その他である。
- 昭和62年から平成3年の調査区分は、日本、韓国・朝鮮、中国、米国、その他である。
- 平成4年に調査票を改正し、上記のほかフィリピン、タイ、英國、ブラジル、ペルーを追加した。

## (5) 離婚

- ①都道府県別及び  
市部・郡部別  
離婚数  
昭和22年は、協議離婚は夫の離婚当時の住所地、裁判離婚は訴訟提起者(夫又は妻)の離婚当時の住所地による。  
昭和23年から42年は離婚当時の夫の住所による。  
昭和43年以降は別居する前の住所による。
- ②離婚の種類  
昭和22年は協議上の離婚、裁判上の離婚の2種である。また、裁判上の離婚の事由を表章した。  
昭和23年に家事審判法が施行されて協議離婚、調停離婚、審判離婚、判決離婚の4種となり、以後平成15年までは同様である。裁判上の離婚の事由は昭和23年の民法改正により変更され、昭和26年まで表章された。  
平成16年4月に人事訴訟法により和解離婚、認諾離婚の2種が追加された。
- ③平均同居期間  
昭和22年から47年までの数値は、1年未満の月数を0.5年等として(ただし20年以上は22.5年として)年単位で算定したもの。  
昭和48年以降の数値は、月数の算術平均から算出したもの。ただし、昭和48年から平成3年までの数値は、平成4年にこの方法で再計算した。
- ④夫妻の国籍  
平成4年に調査票を改正して夫妻の国籍を調査するようになり、以後日本、韓国・朝鮮、中国、フィリピン、タイ、米国、英國、ブラジル、ペルー、その他の区分で表章している。

## 3 その他

### (1) 保健所の新設・廃止・管轄変更

- ・福島市保健所(0733) 平成30年4月1日新設  
管轄市区町村；福島市
- ・県北保健所(0771) 平成30年4月1日管轄変更  
管轄市区町村；二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村
- ・川口保健所(1153) 平成30年3月31日廃止
- ・川口市保健所(1134) 平成30年4月1日新設  
管轄市区町村；川口市
- ・南部保健所(1177) 平成30年4月1日新設  
管轄市区町村；蕨市、戸田市
- ・千種保健所(2301)、東保健所(2302)、北保健所(2303)、西保健所(2304)、中村保健所(2305)、中保健所(2306)、昭和保健所(2307)、瑞穂保健所(2308)、熱田保健所(2309)、中川保健所(2310)、港保健所(2311)、南保健所(2312)、守山保健所(2313)、緑保健所(2314)、名東保健所(2315)、天白保健所(2316) 平成30年3月31日廃止
- ・名古屋市保健所(2317) 平成30年4月1日新設  
管轄市区町村；千種区、東区、北区、西区、中村区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、守山区、緑区、名東区、天白区
- ・八尾保健所(2762) 平成30年3月31日廃止
- ・八尾市保健所(2748) 平成30年4月1日新設  
管轄市区町村；八尾市
- ・藤井寺保健所(2763) 平成30年4月1日管轄変更  
管轄市区町村；柏原市、松原市、羽曳野市、藤井寺市

- ・明石保健所(2857) 平成30年3月31日廃止
- ・あかし保健所(2840) 平成30年4月1日新設  
管轄市区町村；明石市
- ・鳥取保健所(3151) 平成30年3月31日廃止
- ・鳥取市保健所(3131) 平成30年4月1日新設  
管轄市区町村；鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
- ・松江保健所(3251) 平成30年3月31日廃止
- ・松江市・島根県共同設置松江保健所(市)(3231) 平成30年4月1日新設  
管轄市区町村；松江市
- ・松江市・島根県共同設置松江保健所(県)(3263) 平成30年4月1日新設  
管轄市区町村；安来市

(2) 平成30年総務省告示第315号 町を市とする処分の施行に伴う廃止及び新設

- ・筑紫郡那珂川町(40305) 平成30年9月30日廃止
- ・那珂川市(40231) 平成30年10月1日新設

なお、統計表は保健所名で表章しており、正式な保健所の名称は以下のとおりである。

都道府県	保健所符号及び保健所名	保健所の名称	統計表
群馬県	54伊勢崎、56渋川、57藤岡、58富岡、60吾妻、61利根沼田、62館林、64桐生、65太田、66安中	○○保健福祉事務所	総覧(中巻 第2表-10)人口動態総覧(件数)、都道府県(群馬県)・市部—郡部—保健所—市区町村別
神奈川県	51平塚、52鎌倉、54小田原、57厚木	○○保健福祉事務所	総覧(中巻 第2表-14)人口動態総覧(件数)、都道府県(神奈川県)・市部—郡部—保健所—市区町村別
富山県	53高岡、61新川、62中部、63砺波	○○厚生センター	総覧(中巻 第2表-16)人口動態総覧(件数)、都道府県(富山県)・市部—郡部—保健所—市区町村別
高知県	54幡多、61須崎、62中央東、63中央西、64安芸	○○福祉保健所	総覧(中巻 第2表-39)人口動態総覧(件数)、都道府県(高知県)・市部—郡部—保健所—市区町村別
福岡県	57宗像・遠賀、58粕屋、59筑紫、60糸島、65田川、68北筑後、74南筑後、75京築、77嘉穂・鞍手	○○保健福祉環境事務所 (保健福祉事務所)	総覧(中巻 第2表-40)人口動態総覧(件数)、都道府県(福岡県)・市部—郡部—保健所—市区町村別

# 記述

## DESCRIPTION

### (1) 表章記号の規約

#### Symbols used in tables

—	計数のない場合 Magnitude zero
...	計数不明の場合 Data not available
•	統計項目のあり得ない場合 Category not applicable
0. 0, 0. 00, 0. 0000	比率が微小（0. 05未満, 0. 005未満, 0. 00005未満）の場合 Figure less than 0. 05, less than 0. 005, less than 0. 00005
△	減少数（率）の場合 Negative

### (2) 利用上の注意

掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

#### Note

The figures indicated are rounded off. Thus, the total may not equal to the “total number”.

## II 人口動態調査結果の概要

Part II Summary of Vital Statistics

### 第3章 総 覧

Chapter 3 Summary

**表3-1-1 人口動態統計の年間発生件数・率・平均発生間隔－前年との比較－**  
Table 3-1-1 Summary of vital statistics (number,rates,interval of occurrence), 2018 and 2017

	件 数 Number			率 Rate		平均発生間隔 Interval of occurrence	
	平成30年 (2018)	平成29年 (2017)	対前年増減 change over the year	平成30年 (2018)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成29年 (2017)
出生	918 400	946 146	△ 27 746	7.4	7.6	34s	33s
Live births							
男 Male	470 851	484 478	△ 13 627	7.8	8.0	1m7s	1m5s
女 Female	447 549	461 668	△ 14 119	7.0	7.2	1m10s	1m8s
死	1 362 470	1 340 567	21 903	11.0	10.8	23s	24s
Deaths							
男 Male	699 138	690 770	8 368	11.6	11.4	45s	46s
女 Female	663 332	649 797	13 535	10.4	10.2	48s	49s
(再掲)							
Regrouped							
乳児死亡	1 748	1 762	△ 14	1.9	1.9	5h 41s	4h58m18s
Infant deaths							
新生児死亡	801	833	△ 32	0.9	0.9	10h56m11s	10h30m58s
Neonatal deaths							
自然増減	△ 444 070	△ 394 421	△ 49 649	△ 3.6	△ 3.2	...	...
Natural change							
死産	19 614	20 364	△ 750	20.9	21.1	26m48s	25m49s
Foetal deaths							
自然死産	9 252	9 740	△ 488	9.9	10.1	56m49s	53m58s
Spontaneous							
人工死産	10 362	10 624	△ 262	11.0	11.0	50m43s	49m28s
Artificial							
周産期死亡	2 999	3 309	△ 310	3.3	3.5	2h55m16s	2h38m50s
Perinatal deaths							
妊娠満22週以後の死産	2 385	2 683	△ 298	2.6	2.8	3h40m23s	3h15m54s
Foetal deaths at 22 completed weeks and over of gestation							
早期新生児死亡	614	626	△ 12	0.7	0.7	14h16m2s	13h59m37s
Early neonatal deaths							
婚	586 481	606 952	△ 20 471	4.7	4.9	54s	52s
Marriages							
離	208 333	212 296	△ 3 963	1.68	1.70	2m31s	2m29s
Divorces							

注：率の算出方法は、「V 比率の解説」(60~63ページ)を参照されたい。

平成16・18・21~29年の都道府県からの報告漏れ(平成31年3月29日公表)による再集計を行ったことにより、平成29年(2017)の数値は平成29年報告書とは一致しない。

**表3-1-2 本報告において別掲とした件数**  
Table 3-1-2 Number of cases tabulated separately in this report

	日本における日本人 前年以前事件発生 Japanese in Japan Occured in previous year or before	日本における外国人 Foreigners in Japan		外国における日本人 Japanese in foreign countries	
		本年事件発生 Occured in this year	前年以前に事件発生 Occured in previous year or before	本年事件発生 Occured in this year	前年以前に事件発生 Occured in previous year or before
出生	677	16 887	59	13 366	1 030
死	1 455	7 474	26	1 686	1 358
死産	-	478	-	.	.
Foetal deaths	4	4 617	1	11 622	1
婚	Marriages	1 118	28	2 161	599
離	Divorces	103			

注：本年及び前年以前の範囲については、「I 人口動態調査の概要」「第1章 調査の概要」の「3 調査の対象」「4 調査の期間」(6ページ)を参照されたい。

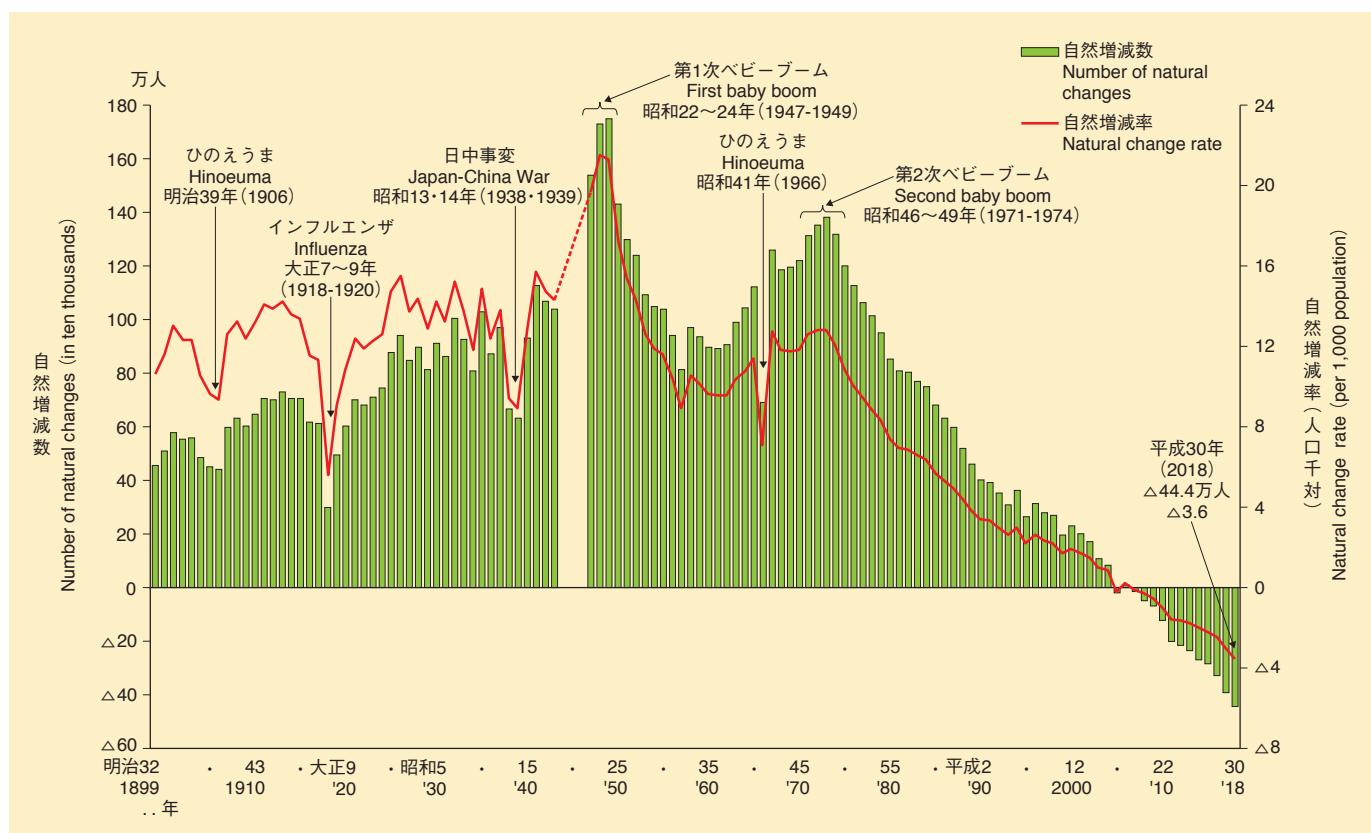
## 1 自然増減

平成30年の自然増減数(出生数から死亡数を減じたもの)は△444,070人で、前年の△394,421人より49,649人減少し、自然増減率(人口千対)は△3.6で前年の△3.2より低下した。

### (1) 年次推移

自然増減数の年次推移をみると、第2次世界大戦前は増加傾向であったが、戦後は第1次ベビーブーム期の昭和24年の175万人をピークに減少した。その後、昭和37年に再び増加に転じ、46年から49年の第2次ベビーブーム期には130万人を超えていたが、50年以降は出生数の減少によって自然増減数も減少し、平成元年に50万人を割った。平成2年からは出生数は横ばいであったが、人口の高齢化による死亡数の増加によって自然増減数は減少し、11年には20万人を割った。平成12年に一旦増加したもの、13年以降は出生数の減少と死亡数の増加の双方によって減少し、16年には10万人を割った。平成17年には、統計が得られていない昭和19年から21年を除き、現在の形式で統計をとり始めた明治32年以降、初めて出生数が死亡数を下回りマイナスとなった。平成18年に一旦プラスとなったが、19年からは12年連続でマイナスとなり減少幅も拡大している。(図1)

図1 自然増減数及び自然増減率の年次推移－明治32～平成30年－  
Figure 1 Trends in number of natural changes and natural change rates, 1899-2018



注：グラフの記載がない昭和19年～21年は、戦災による資料喪失等資料不備のため、統計が得られていないものである。

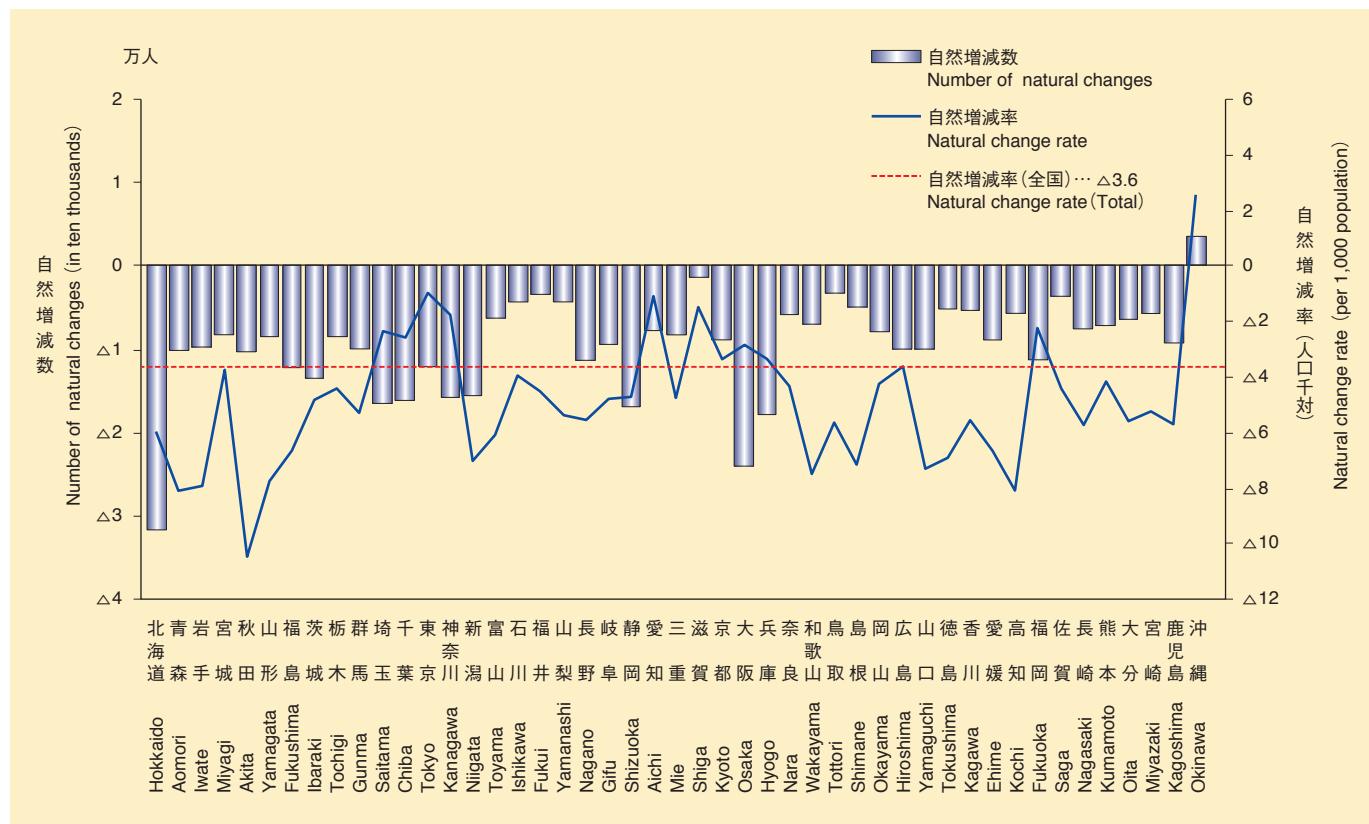
## (2) 都道府県別

都道府県別に自然増減率(人口千対)をみると、最も高いのは沖縄県2.5、次いで東京都、愛知県で、最も低いのは秋田県△10.6、次いで高知県・青森県、岩手県であった。

出生数が死亡数を上回った都道府県は、沖縄県のみであった。これ以外は全ての都道府県で出生数が死亡数を下回った。(図2)

図2 都道府県別にみた自然増減数及び自然増減率－平成30年－

Figure 2 Natural changes and natural change rates by prefecture, 2018



## 第4章 出生

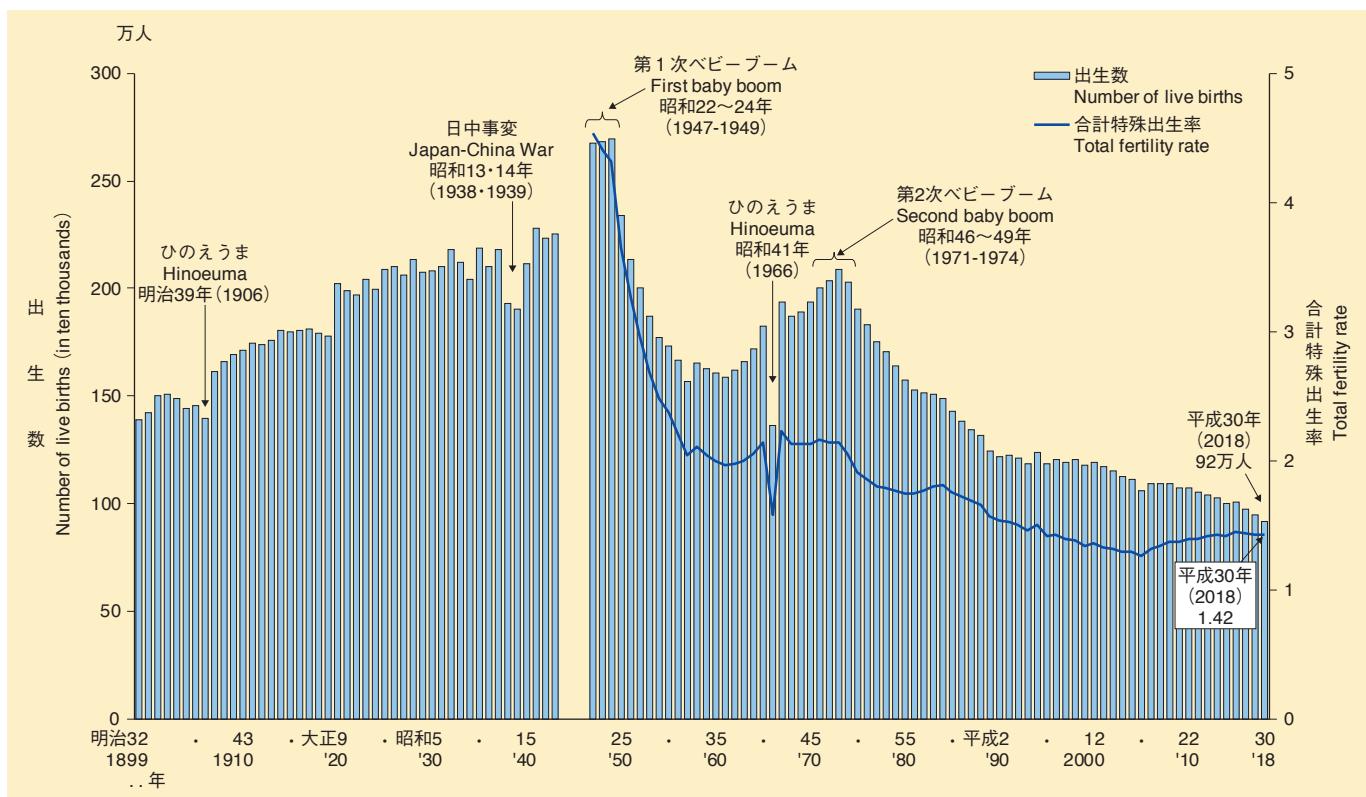
### Chapter 4 Natality

平成30年の出生数は918,400人で、前年の946,146人より27,746人減少し、出生率(人口千対)は7.4で前年の7.6より低下した。合計特殊出生率は1.42で前年の1.43より低下した。出生数を性別にみると男470,851人、女447,549人で、女を100とする出生性比は男105.2であり、昭和50年代後半からおおむね105台で推移している。

#### 1 年次推移

出生数と合計特殊出生率の年次推移をみると、第2次世界大戦前は戦争のあった時を除いて出生数はおおむね増加していた。戦後は、昭和22年から24年の第1次ベビーブーム期には出生数は260万人台、合計特殊出生率は4を超えていたが、25年以降、数・率ともに急激に減少かつ低下した。その後、昭和41年のひのえうま及びその前後の特殊な動きを除けば、出生数は緩やかな増加傾向となり、昭和46年から49年の第2次ベビーブーム期に200万人を超え、合計特殊出生率は2以上で推移していた。昭和50年以降、出生数は減少を続け、平成3年からは増減を繰り返していたが、13年以降は5年連続で減少した。平成18年からは再び増減を繰り返した後、23年以降は減少となっていたが、27年は5年ぶりに増加に転じたものの、28年からは再び減少した。合計特殊出生率は昭和50年に2を下回ってからは50年代後半を除いて、平成17年まで低下傾向が続いた。平成18年以降は、緩やかな上昇傾向が続いているが、28年からは低下した。(図3)

図3 出生数及び合計特殊出生率の年次推移－明治32～平成30年－  
Figure 3 Trends in number of live births and total fertility rates, 1899-2018



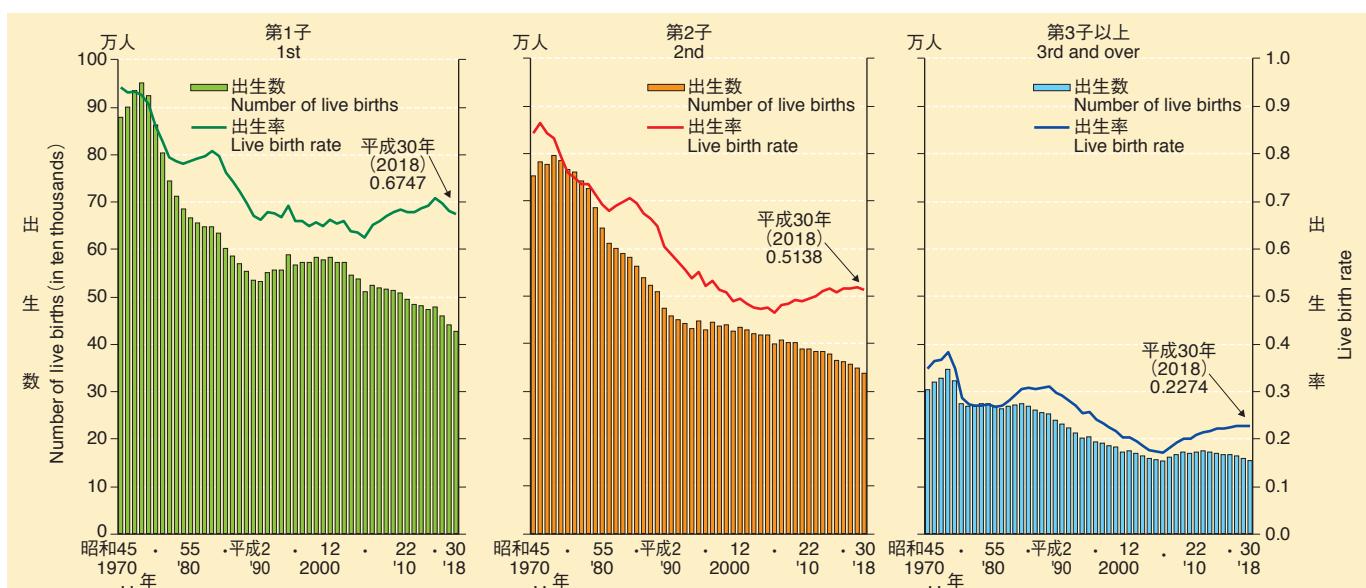
注：グラフの記載がない昭和19年～21年は、戦災による資料喪失等資料不備のため、統計が得られていないものである。

## 2 出生順位別

出生順位別に合計特殊出生率(内訳)の年次推移をみると、第2次ベビーブーム期以降、昭和50年代後半を除いてすべての出生順位で低下傾向となっていたが、平成18年以降は上昇傾向となった。平成23年以降は、第1子は2年連続低下したが再び上昇し、28年からは低下している。第2子及び第3子は上昇傾向となっていたが、30年ではいずれも低下した。出生数をみると平成30年は第1子426,407人、第2子338,094人、第3子以上は153,899人で、いずれの出生順位についても前年より減少した。(図4)

出生順位別の母の平均年齢は第1子30.7歳、第2子32.7歳、第3子33.7歳であり、前年と比較すると、第1子及び第3子は同年齢、第2子では0.1歳高くなった。また、昭和50年に比べ、それぞれ5.0歳、4.7歳、3.4歳上昇した。父の平均年齢は、平成に入ってから一旦横ばいとなったが、近年は再び上昇しており、平成30年の第1子は32.8歳、第2子は34.6歳、第3子は35.6歳となった。(図5)

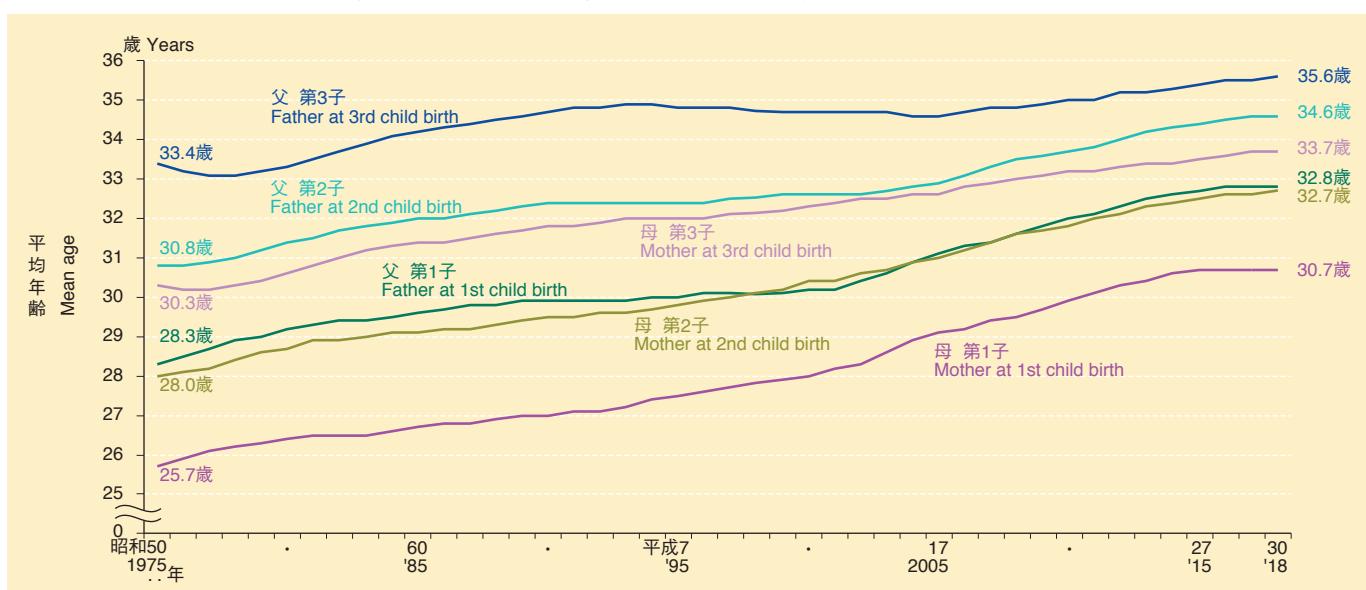
図4 出生順位別にみた出生数及び合計特殊出生率(内訳)の年次推移－昭和45～平成30年－  
Figure 4 Trends in live births and total fertility rates by birth order, 1970-2018



注：1)出生順位とは、同じ母親がこれまでに生んだ出生子の総数について数えた順序である。

2)出生順位別の出生率の数値は出生順位ごとに15歳から49歳の母の各歳別出生率を合計したものであり、第1子から第3子以上の出生率を合計したものが、合計特殊出生率である。

図5 出生順位別にみた父母の平均年齢の年次推移－昭和50～平成30年－  
Figure 5 Trends in mean age of father and mother by live birth order, 1975-2018



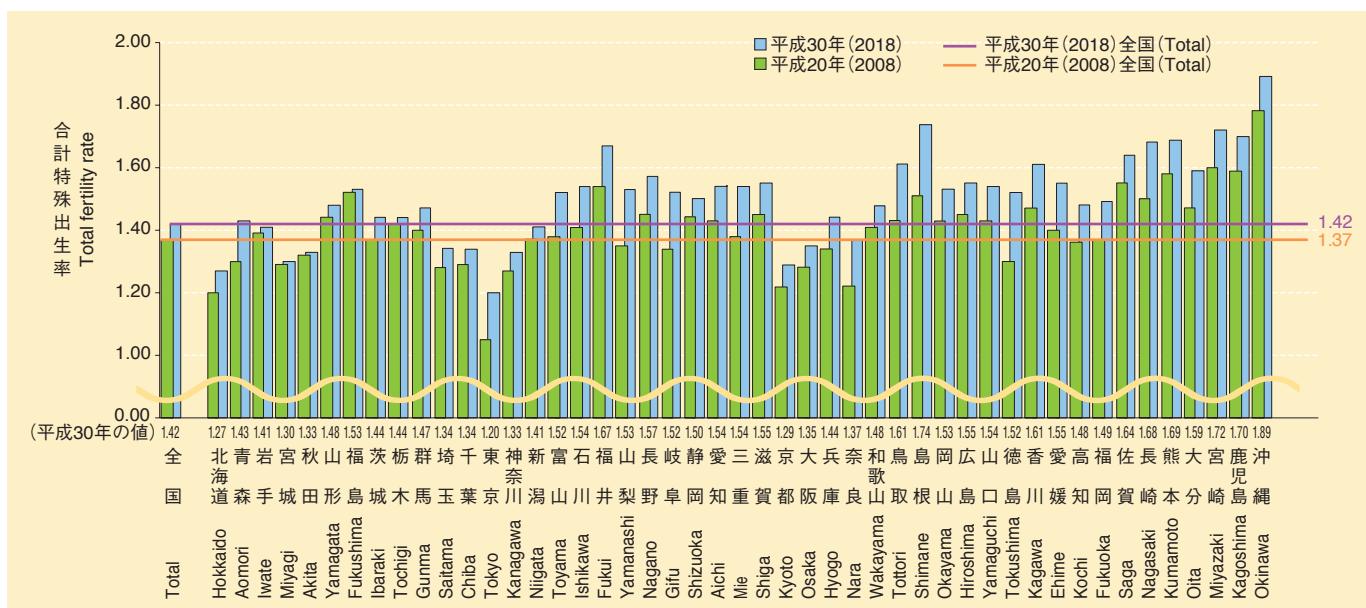
### 3 都道府県別

平成30年の合計特殊出生率を都道府県別にみると、最も高いのは沖縄県1.89、次いで島根県1.74、宮崎県1.72となった。一方、最も低いのは東京都1.20、次いで北海道1.27、京都府1.29となっており、おおむね大都市を有する都道府県とその周辺で低い傾向がみられた。

都道府県別に平成30年と平成20年の合計特殊出生率を比較すると、低下した都道府県はなく、最も上がり幅が大きかったのは島根県で0.23、次いで徳島県0.22となった。(図6)

図6 都道府県別にみた合計特殊出生率の年次比較－平成20・30年－

Figure 6 Comparison of total fertility rates by prefecture, 2008 · 2018

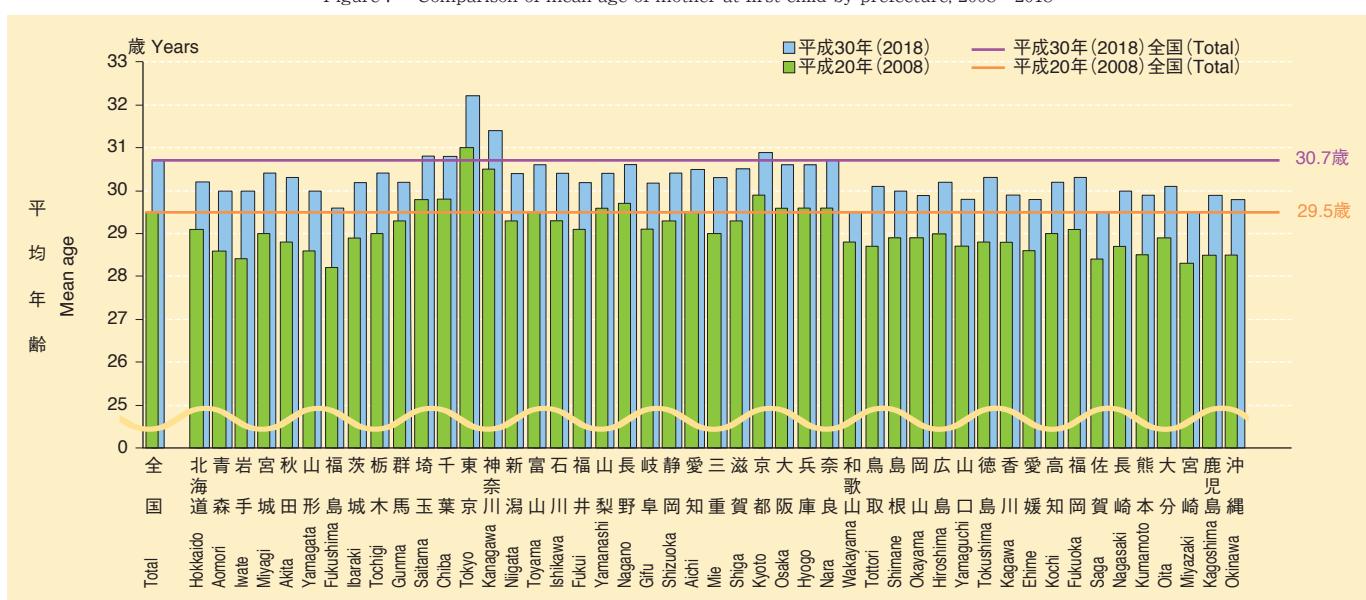


注：分母に用いた人口は、全国は各歳別日本人人口、都道府県の平成20年は5歳階級別総人口、平成30年は5歳階級別日本人人口である。

都道府県別に第1子出生時の母の平均年齢をみると、東京都、神奈川県、京都府、埼玉県、千葉県などの大都市を有する都道府県とその周辺で高くなっている。平成30年と平成20年を比較すると、すべての都道府県で0.7～1.6歳上昇した。(図7)

図7 都道府県別にみた第1子出生時の母の平均年齢の年次比較－平成20・30年－

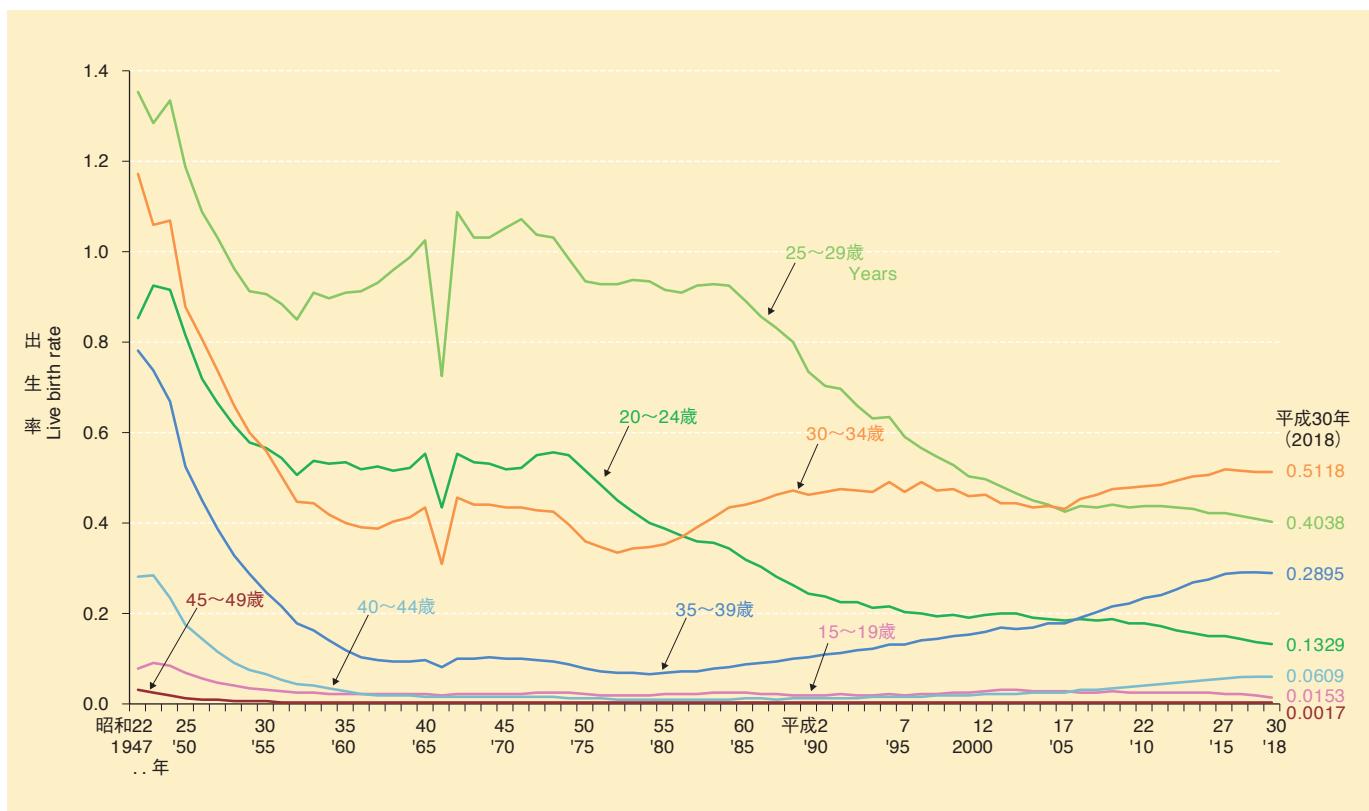
Figure 7 Comparison of mean age of mother at first child by prefecture, 2008 · 2018



#### 4 母の年齢（5歳階級）別

出生率を、母の年齢（5歳階級）別にみると、39歳以下の各階級では前年より低下したが、40歳以上の各階級では上昇した。なお、30～34歳の階級が最も高くなかった。（図8）

図8 母の年齢（5歳階級）別出生率の年次推移－昭和22～平成30年－  
Figure 8 Trends in live birth rates by age of mother (5-year age groups), 1947-2018



注：母の各歳別出生率を足し上げたもので、各階級の合計が合計特殊出生率である。

#### 5 第1子出生までの期間及び妊娠期間別

結婚生活に入ってから第1子出生までの平均期間は2.44年で、前年より0.01年長くなった。

妊娠期間別出生数は正期(満37～41週)864,959人(妊娠期間不詳を除く出生数の94.2%)、早期(満37週未満)51,732人(同5.6%)、過期(満42週以上)1,507人(同0.2%)であった。

割合でみると、近年、早期は増加傾向から横ばい、過期は減少傾向から横ばいとなっている。

#### 6 平均体重及び平均身長

出生時の平均体重は男3.05kg、女2.96kgであった。2,500g未満の出生数は男39,288人(体重不詳を除く男の出生数の8.3%)、女46,981人(体重不詳を除く女の出生数の10.5%)で近年は男女とも出生に占める割合は横ばいとなっている。

出生時の平均身長は、前年と同じ男49.2cm、女は48.7cmであった。

#### 7 父母の国籍別

父母の一方が外国人の出生数は17,878人(全出生数の1.9%)で、前年の18,135人(同1.9%)より257人減少した。全出生数に対する割合はゆるやかに増加を続けていたが、近年は横ばいとなっている。また、その内訳をみると「父日本・母外国」は8,436人で、そのうち母の国籍で最も多いのは中国2,994人、次いでフィリピン、韓国・朝鮮であり、一方、「母日本・父外国」は9,442人で、そのうち父の国籍で最も多いのは韓国・朝鮮2,150人、次いで米国、中国であった。

## 第5章 死亡

### Chapter 5 General mortality

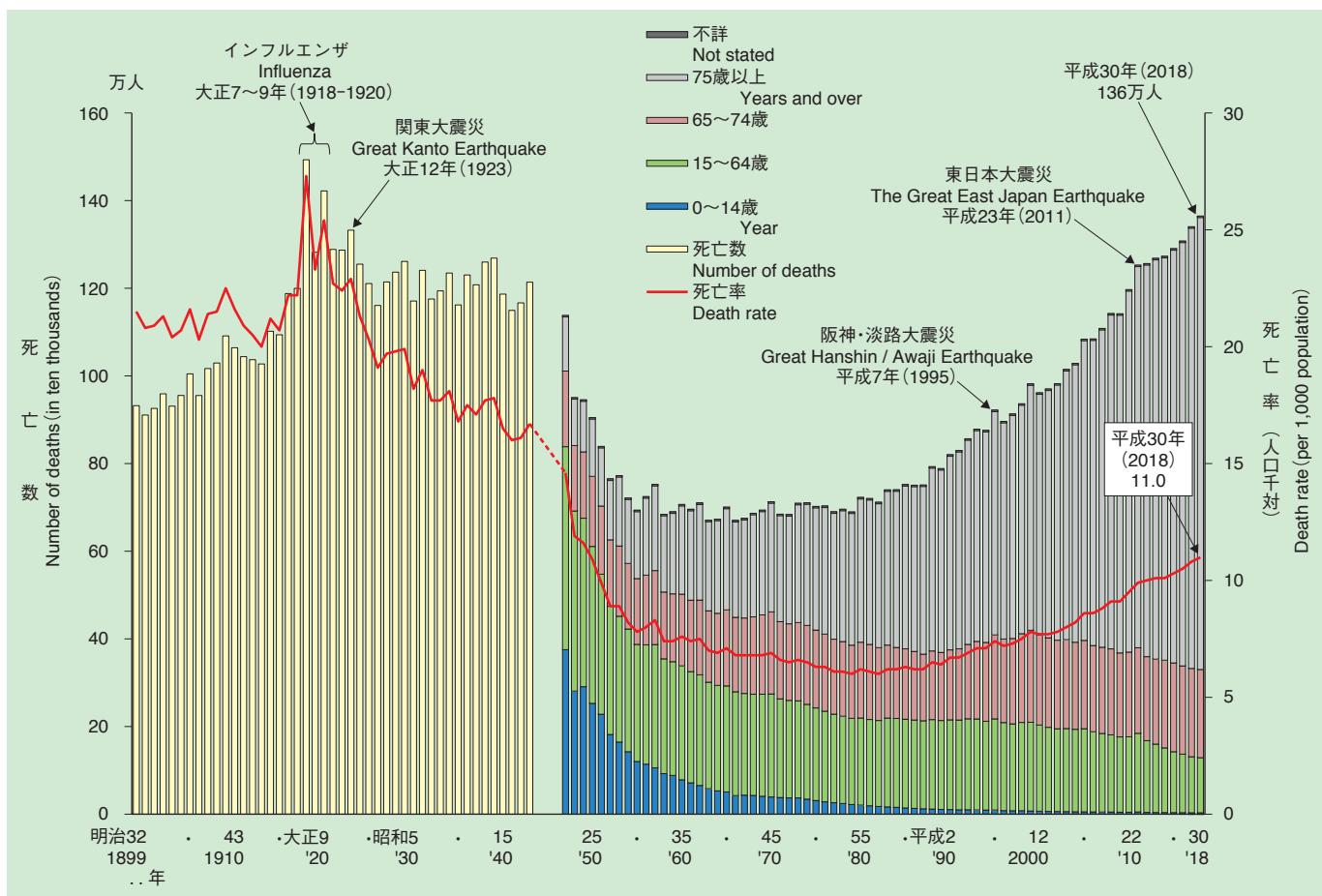
平成30年の死亡数は1,362,470人で、前年の1,340,567人より21,903人増加し、死亡率(人口千対)は11.0で前年の10.8より上昇した。また、男の死亡数は699,138人、死亡率は11.6で、女の死亡数は663,332人、死亡率は10.4であった。

#### 1 年次推移

死亡数及び死亡率の年次推移をみると、第2次世界大戦前は、インフルエンザの流行や関東大震災を除くと、死亡数は90万～120万人台、死亡率は16～20台前半で推移してきた。昭和20年代後半からは、死亡の状況は急速に改善され、41年には67万人と最少の死亡数、54年には6.0と最低の死亡率を記録した。昭和50年代後半からは、人口の高齢化を反映して死亡数は増加傾向に転じ、平成15年に100万人を超え、死亡率も上昇傾向にある。

年齢階級別にみると、75歳以上の高齢者の死亡数が、昭和50年代後半から増加傾向となり、平成24年からは全死亡数の7割を超えていている。(図9)

図9 死亡数及び死亡率の年次推移－明治32～平成30年－  
Figure 9 Trends in number of deaths and death rates, 1899-2018



注：グラフの記載がない昭和19年～21年は、戦災による資料喪失等資料不備のため、統計が得られていないものである。

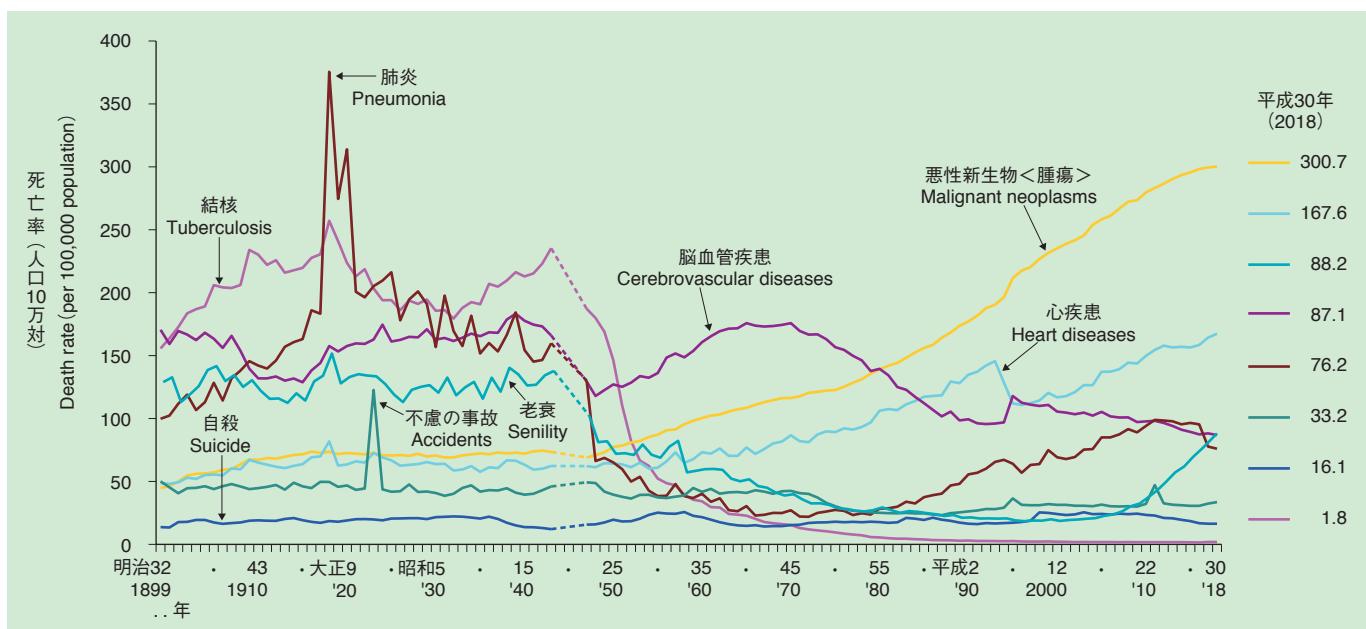
#### 2 主な死因

主な死因別に死亡率の年次推移をみると、明治・大正・昭和初期は感染症の値が高く、昭和33年以降は悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が死因順位の第1位から第3位を占めていたが、平成23年からは肺炎が脳血管疾患を上回り第3位に、脳血管疾患は第4位となった。平成29年からは、死因統計に使用する分類の変更及び死因を選択する統計上のルールの変更によって、肺炎は、脳血管疾患及び老衰より死因順位を下げ、第5位となった。

昭和22年以降の悪性新生物＜腫瘍＞、心疾患、脳血管疾患、肺炎の死亡率(人口10万対)の推移をみると、悪性新生物＜腫瘍＞は一貫して上昇を続け、56年に死因順位の第1位となり、その後も上昇傾向は続き、平成30年は300.7(死亡数373,584人、死因順位第1位)であった。心疾患は昭和60年に第2位となり、その後も上昇傾向は続き、平成6年からは低下したが、9年には再び上昇傾向に転じ、30年は167.6(208,221人、第2位)であった。脳血管疾患は昭和45年をピークに低下、平成3年以降は横ばいで推移し、7年に上昇したもの、8年以降低下傾向にあり、30年は87.1(108,186人、第4位)であった。肺炎は、昭和50年から第4位が続いていたが、この間おむね上昇傾向が続き、平成23年には脳血管疾患を抜いて第3位となったが、30年は76.2(94,661人、第5位)であった。

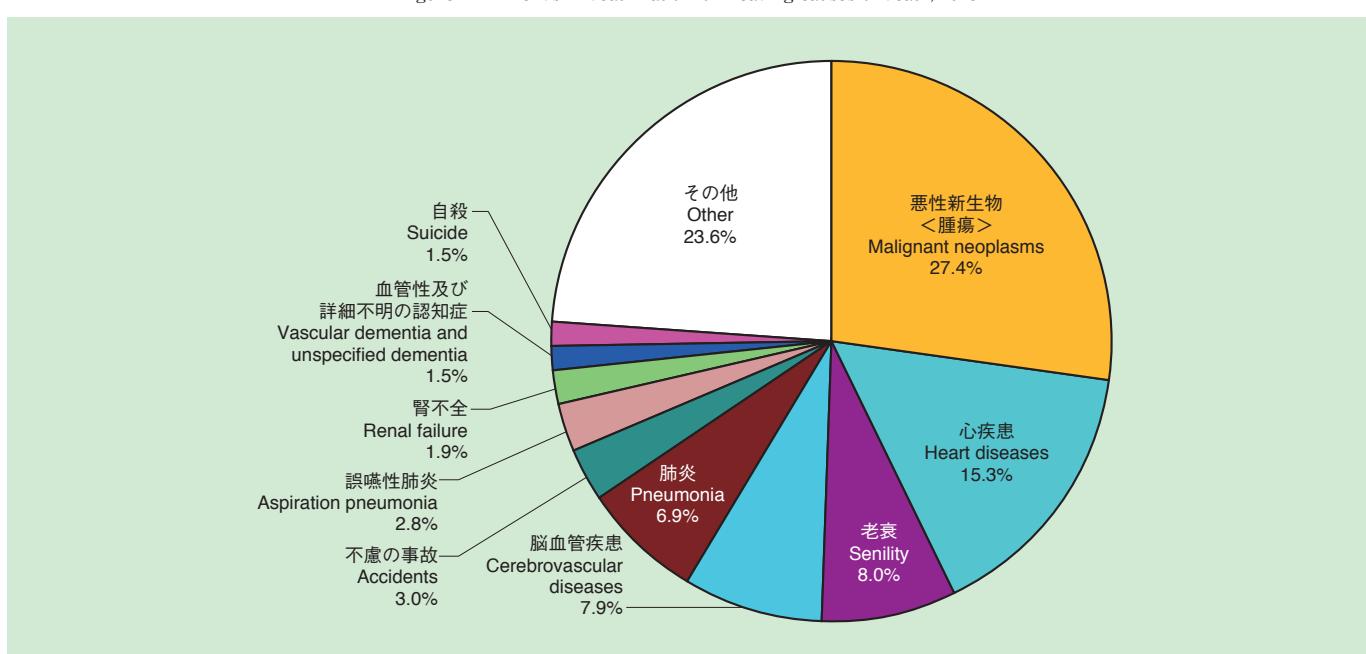
自殺による死亡率は、平成30年は16.1で前年の16.4より低下し、第10位であった。(図10, 11)

図10 主要死因別死亡率の年次推移－明治32～平成30年－  
Figure 10 Trends in death rates from leading causes of death, 1899-2018



注：グラフが点線になっている昭和19年～21年は、戦災による資料喪失等資料不備のため、統計が得られていないものである。

図11 主な死因別死亡数の割合－平成30年－  
Figure 11 Trends in death ratio from leading causes of death, 2018



注：死因の「心疾患」は、「心疾患(高血圧性を除く)」を省略したものである。

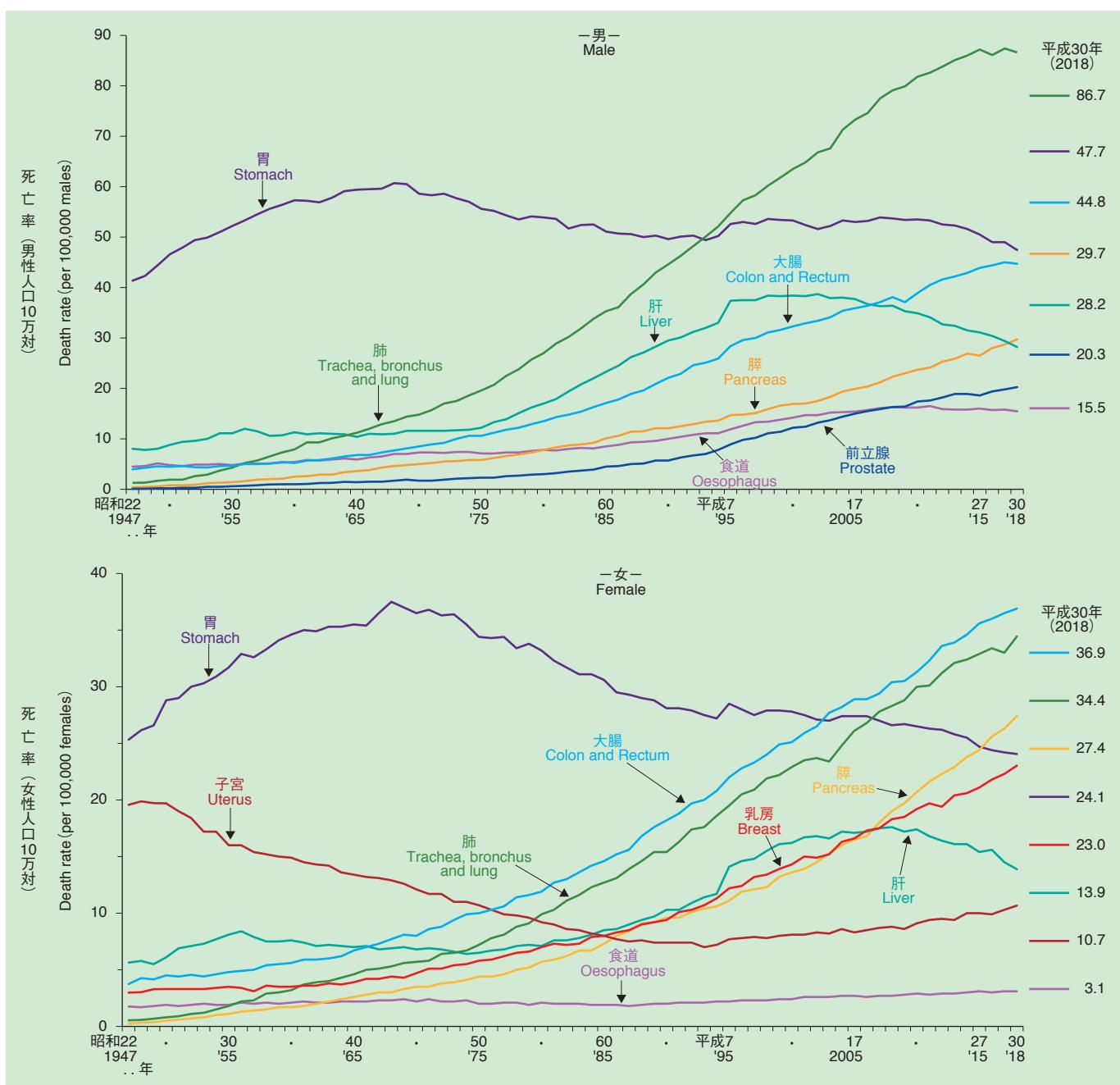
### 3 悪性新生物＜腫瘍＞の死亡率

死因順位第1位である悪性新生物＜腫瘍＞の主な部位別死亡率の年次推移を性別にみると、男は、「肺」が一貫して上昇を続け、平成5年には「胃」を上回って第1位となり、引き続き上昇した。平成28年に低下し、29年には上昇したが、30年に再び低下した。「胃」は昭和43年以降、緩やかな低下傾向が続いたものの、平成6年からは上昇傾向となったが、20年以降は再び低下傾向となっている。「大腸」は上昇傾向にあり、平成19年から「肝」を上回って第3位となっている。上昇傾向にあった「肝」は近年低下傾向で推移している。

女は、「大腸」が上昇を続け、平成15年からは「胃」を上回って第1位となり、19年には「肺」も「胃」を上回って第2位となり、引き続き上昇している。「肺」は上昇傾向にあり、平成28年には「胃」を上回って第3位となった。「胃」は低下傾向となっている。「乳房」は上昇傾向で、低下傾向だった「子宮」は、平成6年からは緩やかな上昇傾向にある。(図12)

図12 悪性新生物＜腫瘍＞の主な部位別にみた死亡率の年次推移－昭和22～平成30年－

Figure 12 Trends in death rates from malignant neoplasms by site, 1947-2018



注：1) 死亡率の「男」は、男性人口10万対、「女」は、女性人口10万対である。

2) 「大腸」は、結腸と直腸S状結腸移行部及び直腸を示す。ただし、昭和42年までは直腸肛門部を含む。

3) 平成6年以前の「子宮」は胎盤を含む。

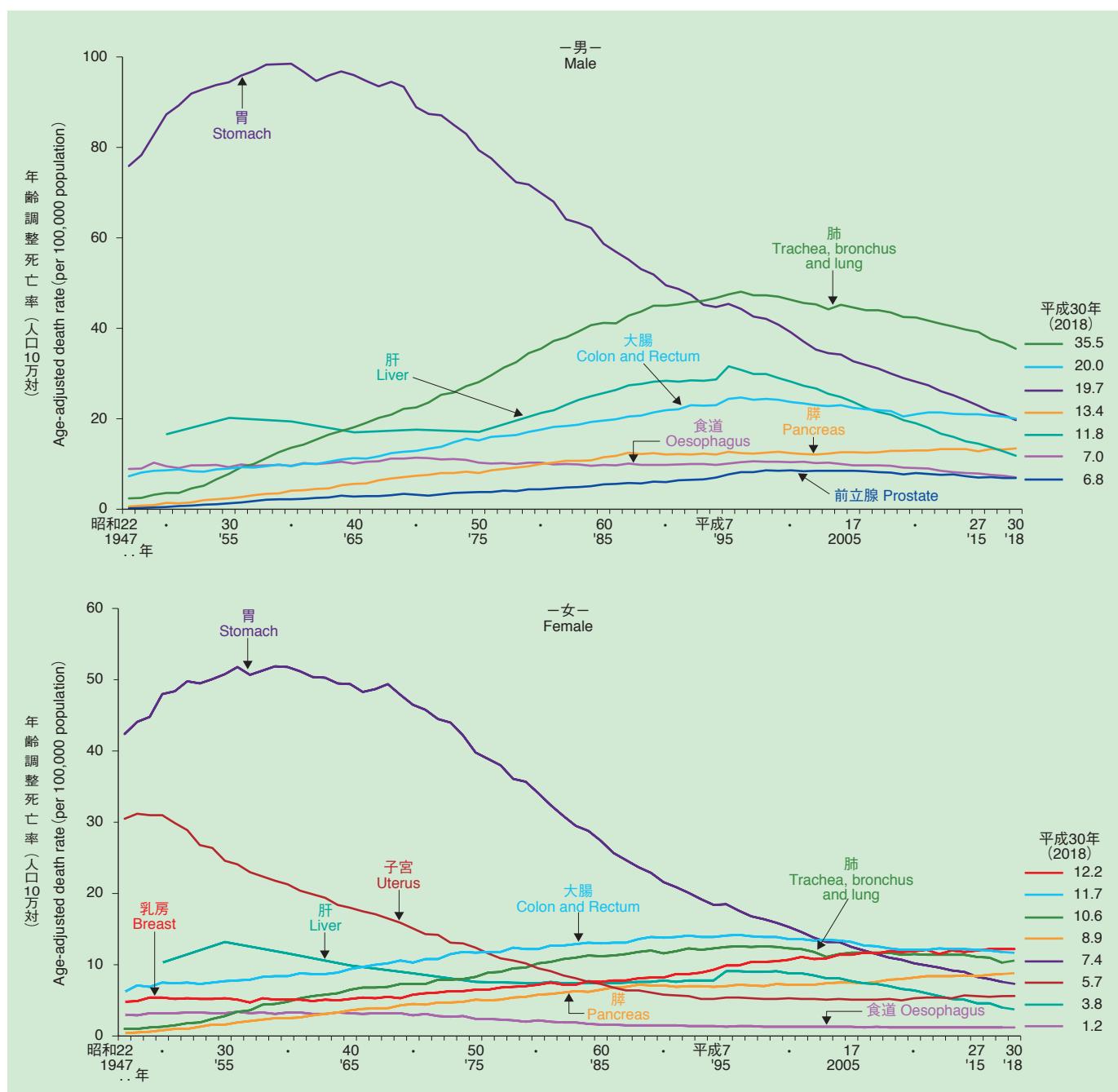
#### 4 悪性新生物<腫瘍>の年齢調整死亡率

死亡の状況はその集団における人口の年齢構成に影響されるので、年齢構成の差を取り除いて比較するための年齢調整死亡率を年次推移でみると、近年は緩やかな低下傾向にある。平成30年の年齢調整死亡率(人口千対)は、男4.6、女2.5で、男は前年の4.7より低下したが、女は前年と同率となった。

悪性新生物<腫瘍>の主な部位別にみた年齢調整死亡率の年次推移を性別にみると、男女とも「胃」は、戦後上昇傾向にあったが、昭和30年代半ばをピークに低下を続けている。男は「肺」が上昇を続け平成5年に「胃」を上回ったが、9年以降は低下傾向にある。女は「子宮」が平成5年まで低下傾向にあったが、近年は横ばいとなっており、「大腸」は8年まで上昇傾向にあったが、近年横ばいに推移している。「乳房」は緩やかな上昇傾向にある。(図13)

図13 悪性新生物<腫瘍>の主な部位別にみた年齢調整死亡率の年次推移－昭和22～平成30年－

Figure 13 Trends in age-adjusted death rates from malignant neoplasms by site, 1947-2018



注：1) 年齢調整死亡率の基準人口は、昭和60年モデル人口である。なお、計算方法は、「V 比率の解説」の「(3)死亡」(62ページ)を参照されたい。

2) 「大腸」は、結腸と直腸S状結腸移行部及び直腸を示す。ただし、昭和42年までは直腸肛門部を含む。

3) 平成6年以前の「子宮」は、胎盤を含む。

4) 男女とも「肝」については、昭和55年以前は5年ごとの数値を用いており、昭和25年、30年の数値は「胆のう及びその他の胆道」を含む。

## 5 死因順位

平成30年の死因順位を年齢(5歳階級)別にみると、0～4歳は先天奇形、変形及び染色体異常が第1位となった。

表1 年齢別にみた死因順位<sup>1)</sup>(第5位まで) 別死亡数  
Table 1 Leading causes of death by age, Deaths,

年齢 Age	第1位		第2位	
	死因 Causes of death	死亡数 Deaths 死亡率 Rates (構成割合) (%)	死因 Causes of death	死亡数 Deaths 死亡率 Rates (構成割合) (%)
総数 Total	悪性新生物<腫瘍>	373 584 300.7 (27.4)	心疾患	208 221 167.6 (15.3)
0歳 <sup>3)</sup> Year	先天奇形、変形及び染色体異常	623 67.8 (35.6)	周産期に特異的な呼吸障害等	262 28.5 (15.0)
1～4歳 Years	先天奇形、変形及び染色体異常	152 4.0 (23.6)	不慮の事故	83 2.2 (12.9)
5～9歳	悪性新生物<腫瘍>	82 1.6 (22.6)	不慮の事故	75 1.5 (20.7)
10～14歳	悪性新生物<腫瘍>	114 2.1 (24.6)	自殺	99 1.9 (21.4)
15～19歳	自殺	503 8.7 (44.0)	不慮の事故	239 4.1 (20.9)
20～24歳	自殺	1 045 17.5 (52.1)	不慮の事故	314 5.3 (15.7)
25～29歳	自殺	1 059 18.0 (47.8)	不慮の事故	257 4.4 (11.6)
30～34歳	自殺	1 235 18.5 (39.7)	悪性新生物<腫瘍>	533 8.0 (17.1)
35～39歳	自殺	1 288 17.2 (27.9)	悪性新生物<腫瘍>	1 086 14.5 (23.6)
40～44歳	悪性新生物<腫瘍>	2 517 28.2 (30.2)	自殺	1 574 17.6 (18.9)
45～49歳	悪性新生物<腫瘍>	4 698 49.4 (33.6)	自殺	1 816 19.1 (13.0)
50～54歳	悪性新生物<腫瘍>	7 383 89.7 (37.9)	心疾患	2 436 29.6 (12.5)
55～59歳	悪性新生物<腫瘍>	11 693 154.8 (42.7)	心疾患	3 348 44.3 (12.2)
60～64歳	悪性新生物<腫瘍>	20 146 267.8 (46.5)	心疾患	5 328 70.8 (12.3)
65～69歳	悪性新生物<腫瘍>	40 885 438.9 (47.3)	心疾患	10 602 113.8 (12.3)
70～74歳	悪性新生物<腫瘍>	51 182 624.5 (44.7)	心疾患	14 080 171.8 (12.3)
75～79歳	悪性新生物<腫瘍>	60 084 870.3 (38.0)	心疾患	21 030 304.6 (13.3)
80～84歳	悪性新生物<腫瘍>	66 857 1 254.3 (29.7)	心疾患	33 192 622.7 (14.7)
85～89歳	悪性新生物<腫瘍>	60 446 1 724.3 (21.8)	心疾患	45 586 1 300.4 (16.5)
90～94歳	心疾患	43 343 2 593.8 (18.5)	老衰	36 197 2 166.2 (15.4)
95～99歳	老衰	27 026 6 156.3 (24.7)	心疾患	20 794 4 736.7 (19.0)
100歳以上 Years and over	老衰	11 125 16 123.2 (39.3)	心疾患	4 841 7 015.9 (17.1)
(再掲)65歳以上 (Regrouped)	悪性新生物<腫瘍>	324 719 916.6 (26.3)	心疾患	193 468 546.1 (15.7)
(再掲)75歳以上	悪性新生物<腫瘍>	232 652 1 298.4 (22.5)	心疾患	168 786 942.0 (16.4)
(再掲)80歳以上	悪性新生物<腫瘍>	172 568 1 566.8 (19.7)	心疾患	147 756 1 341.5 (16.9)

注：1) 死因順位に用いる分類については、「Ⅷ 死因分類表」の「5 各種分類表」、「表6 死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目(1)(2)」(91ページ)を参照されたい。なお、死因順位は、死亡数の多いものから定めた。死亡数が同数の場合は、同一順位に死因名を列記し、次位を空欄とした。

2) 構成割合(%)は、それぞれの年齢別死亡数を100とした場合の割合である。

3) 0歳の死亡率は出生10万対の率である。

5～14歳は悪性新生物＜腫瘍＞、15～39歳は自殺、40～89歳は悪性新生物＜腫瘍＞、90～94歳は心疾患、95歳以上は老衰が第1位となった。

#### 死亡率（人口10万対）、構成割合<sup>2)</sup>（%）

Death rates (per 100,000 population), Proportion (%), 2018

平成30年

第3位		第4位		第5位	
死因 Causes of death	死亡数 Deaths 死亡率 Rates (構成割合) (%)	死因 Causes of death	死亡数 Deaths 死亡率 Rates (構成割合) (%)	死因 Causes of death	死亡数 Deaths 死亡率 Rates (構成割合) (%)
老 衰	109 605 88.2 (8.0)	脳血管疾患	108 186 87.1 (7.9)	肺 炎	94 661 76.2 (6.9)
不慮の事故	64 7.0 (3.7)	乳幼児突然死症候群	57 6.2 (3.3)	胎児及び新生児の出血性障害等	50 5.4 (2.9)
悪性新生物＜腫瘍＞	73 1.9 (11.3)	心 疾 患	31 0.8 (4.8)	肺 炎	24 0.6 (3.7)
先天奇形、変形及び染色体異常	40 0.8 (11.0)	その他の新生物＜腫瘍＞	14 0.3 (3.9)	心 疾 患 インフルエンザ	12 0.2 (3.3)
不慮の事故	65 1.2 (14.0)	心 疾 患	23 0.4 (5.0)	先天奇形、変形及び染色体異常	22 0.4 (4.8)
悪性新生物＜腫瘍＞	111 1.9 (9.7)	心 疾 患	31 0.5 (2.7)	脳血管疾患	22 0.4 (1.9)
悪性新生物＜腫瘍＞	160 2.7 (8.0)	心 疾 患	68 1.1 (3.4)	脳血管疾患	21 0.4 (1.0)
悪性新生物＜腫瘍＞	240 4.1 (10.8)	心 疾 患	123 2.1 (5.6)	脳血管疾患	41 0.7 (1.9)
不慮の事故	304 4.5 (9.8)	心 疾 患	228 3.4 (7.3)	脳血管疾患	130 1.9 (4.2)
心 疾 患	420 5.6 (9.1)	不慮の事故	366 4.9 (7.9)	脳血管疾患	305 4.1 (6.6)
心 疾 患	911 10.2 (10.9)	脳血管疾患	735 8.2 (8.8)	不慮の事故	510 5.7 (6.1)
心 疾 患	1 719 18.1 (12.3)	脳血管疾患	1 295 13.6 (9.2)	肝 疾 患	706 7.4 (5.0)
自 殺	1 854 22.5 (9.5)	脳血管疾患	1 658 20.1 (8.5)	肝 疾 患	1 013 12.3 (5.2)
脳血管疾患	2 008 26.6 (7.3)	自 殺	1 561 20.7 (5.7)	肝 疾 患	1 271 16.8 (4.6)
脳血管疾患	2 958 39.3 (6.8)	肝 疾 患	1 496 19.9 (3.5)	不慮の事故	1 480 19.7 (3.4)
脳血管疾患	5 714 61.3 (6.6)	不慮の事故	2 729 29.3 (3.2)	肺 炎	2 522 27.1 (2.9)
脳血管疾患	8 178 99.8 (7.1)	肺 炎	4 362 53.2 (3.8)	不慮の事故	3 528 43.0 (3.1)
脳血管疾患	12 129 175.7 (7.7)	肺 炎	8 532 123.6 (5.4)	不慮の事故	5 132 74.3 (3.2)
脳血管疾患	18 975 356.0 (8.4)	肺 炎	16 281 305.4 (7.2)	老 衰	9 183 172.3 (4.1)
肺 炎	24 521 699.5 (8.9)	脳血管疾患	23 997 684.5 (8.7)	老 衰	22 735 648.5 (8.2)
悪性新生物＜腫瘍＞	34 175 2 045.2 (14.6)	肺 炎	23 234 1 390.4 (9.9)	脳血管疾患	19 725 1 180.4 (8.4)
肺 炎	10 642 2 424.1 (9.7)	悪性新生物＜腫瘍＞	9 809 2 234.4 (9.0)	脳血管疾患	8 483 1 932.3 (7.8)
肺 炎	2 474 3 585.5 (8.7)	脳血管疾患	1 775 2 572.5 (6.3)	悪性新生物＜腫瘍＞	1 281 1 856.5 (4.5)
老 衰	109 572 309.3 (8.9)	脳血管疾患	98 976 279.4 (8.0)	肺 炎	92 568 261.3 (7.5)
老 衰	108 691 606.6 (10.5)	肺 炎	85 684 478.2 (8.3)	脳血管疾患	85 084 474.8 (8.2)
老 衰	106 266 964.8 (12.2)	肺 炎	77 152 700.5 (8.8)	脳血管疾患	72 955 662.4 (8.3)

注：4) 死因名は次のように省略した。

心疾患 ← 心疾患(高血圧性を除く)

周産期に特異的な呼吸障害等 ← 周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害

胎児及び新生児の出血性障害等 ← 胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害

## 6 死因簡単分類

表2 死因簡単分類別にみた

Table 2 Deaths and death rates (per 100,000 population)

(3-1)

死因 簡単分類 Code	死因 Causes of death	平成30年 (2018)						平成29年 (2017)	
		死亡数(人) Deaths			死亡率 Rates			死亡数(人) Deaths	死亡率 Rates
		総数 Total	男 Male	女 Female	総数 Total	男 Male	女 Female	総数 Total	総数 Total
	総 数	1 362 470	699 138	663 332	1 096.8	1 156.5	1 040.3	1 340 567	1 075.5
01000	感染症及び寄生虫症	24 127	11 733	12 394	19.4	19.4	19.4	24 760	19.9
01100	腸管感染症	2 363	1 039	1 324	1.9	1.7	2.1	2 358	1.9
01200	結核	2 204	1 302	902	1.8	2.2	1.4	2 306	1.9
01201	呼吸器結核	1 939	1 185	754	1.6	2.0	1.2	2 002	1.6
01202	その他の結核	265	117	148	0.2	0.2	0.2	304	0.2
01300	敗血症	10 312	5 006	5 306	8.3	8.3	8.3	10 213	8.2
01400	ウイルス性肝炎	3 055	1 369	1 686	2.5	2.3	2.6	3 743	3.0
01401	B型ウイルス性肝炎	368	244	124	0.3	0.4	0.2	419	0.3
01402	C型ウイルス性肝炎	2 473	1 010	1 463	2.0	1.7	2.3	3 100	2.5
01403	その他のウイルス性肝炎	214	115	99	0.2	0.2	0.2	224	0.2
01500	ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病	43	36	7	0.0	0.1	0.0	38	0.0
01600	その他の感染症及び寄生虫症	6 150	2 981	3 169	5.0	4.9	5.0	6 102	4.9
02000	新生物<腫瘍>	386 680	225 536	161 144	311.3	373.1	252.7	386 390	310.0
02100	悪性新生物<腫瘍>	373 584	218 625	154 959	300.7	361.6	243.0	373 365	299.5
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	7 576	5 398	2 178	6.1	8.9	3.4	7 454	6.0
02102	食道の悪性新生物<腫瘍>	11 345	9 358	1 987	9.1	15.5	3.1	11 568	9.3
02103	胃の悪性新生物<腫瘍>	44 192	28 843	15 349	35.6	47.7	24.1	45 227	36.3
02104	結腸の悪性新生物<腫瘍>	35 414	17 467	17 947	28.5	28.9	28.1	35 352	28.4
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸 の悪性新生物<腫瘍>	15 244	9 631	5 613	12.3	15.9	8.8	15 333	12.3
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	25 925	17 032	8 893	20.9	28.2	13.9	27 116	21.8
02107	胆のう及びその他の胆道 の悪性新生物<腫瘍>	18 237	9 384	8 853	14.7	15.5	13.9	18 180	14.6
02108	脾の悪性新生物<腫瘍>	35 390	17 938	17 452	28.5	29.7	27.4	34 229	27.5
02109	喉頭の悪性新生物<腫瘍>	841	768	73	0.7	1.3	0.1	879	0.7
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	74 328	52 401	21 927	59.8	86.7	34.4	74 127	59.5
02111	皮膚の悪性新生物<腫瘍>	1 622	813	809	1.3	1.3	1.3	1 584	1.3
02112	乳房の悪性新生物<腫瘍>	14 759	106	14 653	11.9	0.2	23.0	14 384	11.5
02113	子宮の悪性新生物<腫瘍> <sup>1)</sup>	6 800	.	6 800	10.7	.	10.7	6 611	10.3
02114	卵巣の悪性新生物<腫瘍> <sup>1)</sup>	4 784	.	4 784	7.5	.	7.5	4 746	7.4
02115	前立腺の悪性新生物<腫瘍> <sup>2)</sup>	12 250	12 250	.	20.3	20.3	.	12 014	19.8
02116	膀胱の悪性新生物<腫瘍>	8 635	5 796	2 839	7.0	9.6	4.5	8 780	7.0
02117	中枢神経系の悪性新生物<腫瘍>	2 721	1 545	1 176	2.2	2.6	1.8	2 691	2.2
02118	悪性リンパ腫	12 993	7 270	5 723	10.5	12.0	9.0	12 536	10.1
02119	白血病	8 809	5 270	3 539	7.1	8.7	5.6	8 571	6.9
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び 関連組織の悪性新生物<腫瘍>	4 281	2 160	2 121	3.4	3.6	3.3	4 492	3.6
02121	その他の悪性新生物<腫瘍>	27 438	15 195	12 243	22.1	25.1	19.2	27 491	22.1
02200	その他の新生物<腫瘍>	13 096	6 911	6 185	10.5	11.4	9.7	13 025	10.4
02201	中枢神経系のその他の新生物<腫瘍>	2 641	1 276	1 365	2.1	2.1	2.1	2 709	2.2
02202	中枢神経系を除くその他の新生物<腫瘍>	10 455	5 635	4 820	8.4	9.3	7.6	10 316	8.3
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	4 330	1 929	2 401	3.5	3.2	3.8	4 371	3.5
03100	貧血	2 186	887	1 299	1.8	1.5	2.0	2 153	1.7
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに 免疫機構の障害	2 144	1 042	1 102	1.7	1.7	1.7	2 218	1.8
04000	内分泌、栄養及び代謝疾患	22 640	11 757	10 883	18.2	19.4	17.1	22 386	18.0
04100	糖尿病	14 181	7 831	6 350	11.4	13.0	10.0	13 971	11.2
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	8 459	3 926	4 533	6.8	6.5	7.1	8 415	6.8

注：平成16・18・21～29年の都道府県からの報告漏れ(平成31年3月29日公表)による再集計を行ったことにより、平成29年(2017)の数値は、平成29年の報告書と一致しない。

1) 死亡率は女性人口10万対である。

2) 死亡率は男性人口10万対である。

性別死亡数・死亡率（人口10万対）

by sex and causes (the condensed list of causes of death for Japan)

(3-2)

死因 簡単分類 Code	死因 Causes of death	平成30年 (2018)						平成29年 (2017)	
		死亡数(人) Deaths			死亡率 Rates			死亡数(人) Deaths	死亡率 Rates
		総数 Total	男 Male	女 Female	総数 Total	男 Male	女 Female	総数 Total	総数 Total
05000	精神及び行動の障害	22 551	8 434	14 117	18.2	14.0	22.1	21 489	17.2
05100	血管性及び詳細不明の認知症	20 521	7 377	13 144	16.5	12.2	20.6	19 551	15.7
05200	その他の精神及び行動の障害	2 030	1 057	973	1.6	1.7	1.5	1 938	1.6
06000	神経系の疾患	48 249	22 335	25 914	38.8	36.9	40.6	45 027	36.1
06100	髄膜炎	294	166	128	0.2	0.3	0.2	311	0.2
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	2 512	1 457	1 055	2.0	2.4	1.7	2 543	2.0
06300	パーキンソン病	10 815	5 395	5 420	8.7	8.9	8.5	10 123	8.1
06400	アルツハイマー病	19 095	6 658	12 437	15.4	11.0	19.5	17 239	13.8
06500	その他の神経系の疾患	15 533	8 659	6 874	12.5	14.3	10.8	14 811	11.9
07000	眼及び付属器の疾患	9	1	8	0.0	0.0	0.0	7	0.0
08000	耳及び乳様突起の疾患	15	8	7	0.0	0.0	0.0	20	0.0
09000	循環器系の疾患	352 525	167 535	184 990	283.8	277.1	290.1	351 019	281.6
09100	高血圧性疾患	9 581	3 947	5 634	7.7	6.5	8.8	9 570	7.7
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	5 777	2 327	3 450	4.7	3.8	5.4	5 683	4.6
09102	その他の高血圧性疾患	3 804	1 620	2 184	3.1	2.7	3.4	3 887	3.1
09200	心疾患（高血圧性を除く）	208 221	98 035	110 186	167.6	162.2	172.8	204 868	164.4
09201	慢性リウマチ性心疾患	2 230	746	1 484	1.8	1.2	2.3	2 297	1.8
09202	急性心筋梗塞	33 507	19 207	14 300	27.0	31.8	22.4	34 956	28.0
09203	その他の虚血性心疾患	36 575	21 655	14 920	29.4	35.8	23.4	34 912	28.0
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	12 019	3 853	8 166	9.7	6.4	12.8	11 893	9.5
09205	心筋症	3 878	2 206	1 672	3.1	3.6	2.6	4 024	3.2
09206	不整脈及び伝導障害	30 855	15 059	15 796	24.8	24.9	24.8	30 150	24.2
09207	心不全	83 311	32 212	51 099	67.1	53.3	80.1	80 830	64.8
09208	その他の心疾患	5 846	3 097	2 749	4.7	5.1	4.3	5 806	4.7
09300	脳血管疾患	108 186	52 398	55 788	87.1	86.7	87.5	109 896	88.2
09301	くも膜下出血	11 996	4 385	7 611	9.7	7.3	11.9	12 310	9.9
09302	脳内出血	33 047	18 013	15 034	26.6	29.8	23.6	32 659	26.2
09303	脳梗塞	60 365	28 727	31 638	48.6	47.5	49.6	62 130	49.8
09304	その他の脳血管疾患	2 778	1 273	1 505	2.2	2.1	2.4	2 797	2.2
09400	大動脈瘤及び解離	18 803	9 593	9 210	15.1	15.9	14.4	19 128	15.3
09500	その他の循環器系の疾患	7 734	3 562	4 172	6.2	5.9	6.5	7 557	6.1
10000	呼吸器系の疾患	191 356	112 405	78 951	154.0	185.9	123.8	189 629	152.1
10100	インフルエンザ	3 325	1 677	1 648	2.7	2.8	2.6	2 569	2.1
10200	肺炎	94 661	52 158	42 503	76.2	86.3	66.7	96 859	77.7
10300	急性気管支炎	397	145	252	0.3	0.2	0.4	419	0.3
10400	慢性閉塞性肺疾患	18 577	15 324	3 253	15.0	25.3	5.1	18 528	14.9
10500	喘息	1 617	626	991	1.3	1.0	1.6	1 794	1.4
10600	その他の呼吸器系の疾患	72 779	42 475	30 304	58.6	70.3	47.5	69 460	55.7
10601	誤嚥性肺炎	38 460	21 652	16 808	31.0	35.8	26.4	35 791	28.7
10602	間質性肺疾患	19 321	12 500	6 821	15.6	20.7	10.7	18 550	14.9
10603	その他の呼吸器系の疾患	14 998	8 323	6 675	12.1	13.8	10.5	15 119	12.1
	(10601及び10602を除く)								
11000	消化器系の疾患	52 184	27 573	24 611	42.0	45.6	38.6	51 274	41.1
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	2 521	1 387	1 134	2.0	2.3	1.8	2 513	2.0
11200	ヘルニア及び腸閉塞	7 153	3 373	3 780	5.8	5.6	5.9	7 088	5.7
11300	肝疾患	17 275	11 212	6 063	13.9	18.5	9.5	17 019	13.7
11301	肝硬変（アルコール性を除く）	8 307	4 539	3 768	6.7	7.5	5.9	8 284	6.6
11302	その他の肝疾患	8 968	6 673	2 295	7.2	11.0	3.6	8 735	7.0
11400	その他の消化器系の疾患	25 235	11 601	13 634	20.3	19.2	21.4	24 654	19.8

表2 死因簡単分類別にみた性別死亡数・死亡率（人口10万対）(つづき)

Table 2 Deaths and death rates (per 100,000 population) by sex and causes (the condensed list of causes of death for Japan) -CON.

(3-3)

死因 簡単分類 Code	死因 Causes of death	平成30年 (2018)						平成29年 (2017)	
		死亡数(人) Deaths			死亡率 Rates			死亡数(人) Deaths	死亡率 Rates
		総数 Total	男 Male	女 Female	総数 Total	男 Male	女 Female	総数 Total	総数 Total
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	2 659	1 050	1 609	2.1	1.7	2.5	2 440	2.0
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	8 811	3 430	5 381	7.1	5.7	8.4	8 338	6.7
14000	腎尿路生殖器系の疾患	39 509	18 183	21 326	31.8	30.1	33.4	37 999	30.5
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	4 777	1 771	3 006	3.8	2.9	4.7	4 613	3.7
14200	腎不全	26 081	13 230	12 851	21.0	21.9	20.2	25 135	20.2
14201	急性腎不全	2 743	1 305	1 438	2.2	2.2	2.3	2 621	2.1
14202	慢性腎臓病	18 806	9 772	9 034	15.1	16.2	14.2	18 010	14.4
14203	詳細不明の腎不全	4 532	2 153	2 379	3.6	3.6	3.7	4 504	3.6
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	8 651	3 182	5 469	7.0	5.3	8.6	8 251	6.6
15000	妊娠、分娩及び産じょく <sup>1)</sup>	33	.	33	0.1	.	0.1	36	0.1
16000	周産期に発生した病態	486	277	209	0.4	0.5	0.3	487	0.4
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	48	30	18	0.0	0.0	0.0	59	0.0
16200	出産外傷	6	4	2	0.0	0.0	0.0	5	0.0
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	268	159	109	0.2	0.3	0.2	244	0.2
16400	周産期に特異的な感染症	35	17	18	0.0	0.0	0.0	47	0.0
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	53	30	23	0.0	0.0	0.0	64	0.1
16600	その他の周産期に発生した病態	76	37	39	0.1	0.1	0.1	68	0.1
17000	先天奇形、変形及び染色体異常	2 006	918	1 088	1.6	1.5	1.7	2 128	1.7
17100	神経系の先天奇形	99	51	48	0.1	0.1	0.1	98	0.1
17200	循環器系の先天奇形	822	361	461	0.7	0.6	0.7	881	0.7
17201	心臓の先天奇形	524	248	276	0.4	0.4	0.4	592	0.5
17202	その他の循環器系の先天奇形	298	113	185	0.2	0.2	0.3	289	0.2
17300	消化器系の先天奇形	65	32	33	0.1	0.1	0.1	105	0.1
17400	その他の先天奇形及び変形	554	263	291	0.4	0.4	0.5	572	0.5
17500	染色体異常、他に分類されないもの	466	211	255	0.4	0.3	0.4	472	0.4
18000	症状、徵候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	135 204	43 968	91 236	108.8	72.7	143.1	124 181	99.6
18100	老衰	109 605	28 200	81 405	88.2	46.6	127.7	101 411	81.4
18200	乳幼児突然死症候群	61	32	29	0.0	0.1	0.0	77	0.1
18300	その他の症状、徵候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	25 538	15 736	9 802	20.6	26.0	15.4	22 693	18.2
20000	傷病及び死亡の外因	69 096	42 066	27 030	55.6	69.6	42.4	68 586	55.0
20100	不慮の事故	41 238	23 675	17 563	33.2	39.2	27.5	40 332	32.4
20101	交通事故	4 595	3 155	1 440	3.7	5.2	2.3	5 004	4.0
20102	転倒・転落・墜落	9 645	5 187	4 458	7.8	8.6	7.0	9 673	7.8
20103	不慮の溺死及び溺水	8 021	4 185	3 836	6.5	6.9	6.0	8 164	6.5
20104	不慮の窒息	8 876	4 558	4 318	7.1	7.5	6.8	9 194	7.4
20105	煙、火及び火炎への曝露	1 017	635	382	0.8	1.1	0.6	963	0.8
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	548	359	189	0.4	0.6	0.3	598	0.5
20107	その他の不慮の事故	8 536	5 596	2 940	6.9	9.3	4.6	6 736	5.4
20200	自殺	20 031	13 851	6 180	16.1	22.9	9.7	20 468	16.4
20300	他殺	273	129	144	0.2	0.2	0.2	288	0.2
20400	その他の外因	7 554	4 411	3 143	6.1	7.3	4.9	7 498	6.0
22000	特殊目的用コード	-	-	-	-	-	-	-	-
22100	重症急性呼吸器症候群 [SARS]	-	-	-	-	-	-	-	-
22200	その他の特殊目的用コード	-	-	-	-	-	-	-	-

## 第6章 乳児死亡

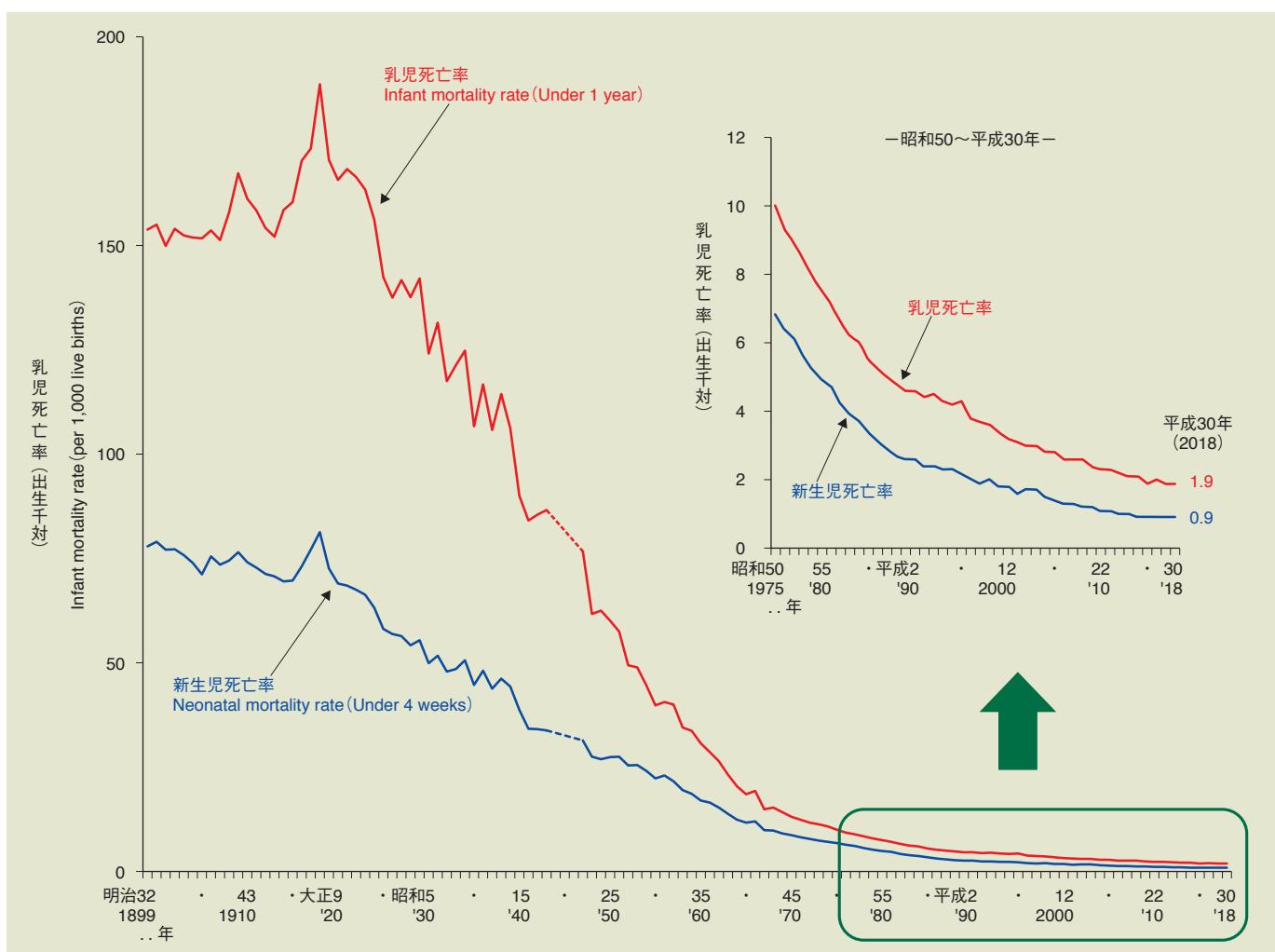
### Chapter 6 Infant mortality

平成30年の乳児死亡(生後1年未満の死亡)数は1,748人で、前年の1,762人より14人減少し、乳児死亡率(出生千対)は1.9で前年と同率となった。

乳児死亡率の年次推移をみると、明治から大正にかけては、大正7年のインフルエンザの大流行による高い死亡率を除くと140~170台で推移していたが、それ以降は低下傾向となり、昭和15年には100を割り、90.0となった。第2次世界大戦後からは急速に低下し、昭和51年には10を割り、9.3となった。その後は緩やかな低下傾向にある。

新生児死亡(生後4週未満の死亡)率の年次推移をみると、乳児死亡率と同様に、昭和40年代前半までは急速に低下し、その後は緩やかな低下傾向にある。(図14)

図14 乳児死亡率及び新生児死亡率の年次推移－明治32～平成30年－  
Figure14 Trends in infant mortality rates and neonatal mortality rates, 1899-2018



注：グラフが点線になっている昭和19年～21年は、戦災による資料喪失等資料不備のため、統計が得られていないものである。

## 第7章 死産

### Chapter 7 Foetal mortality

平成30年の死産(妊娠満12週以後の死児の出産)数は19,614胎で、前年の20,364胎より750胎減少した。

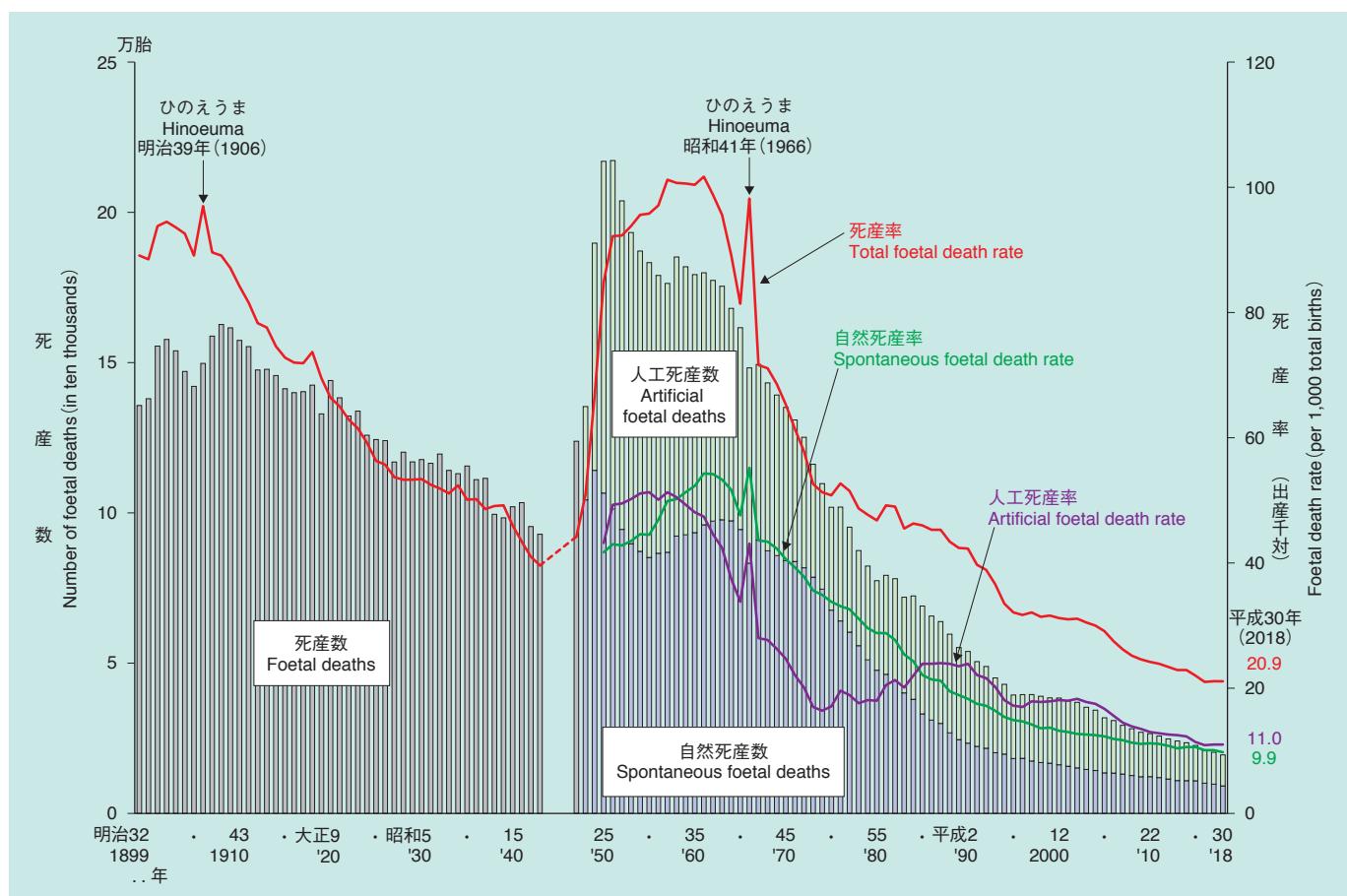
死産率(出産(出生+死産)千対)は20.9で、前年の21.1より低下した。自然死産率は9.9(数は9,252胎)、人工死産率は11.0(数は10,362胎)であった。

死産率の年次推移をみると、明治30年代はおおむね90前後で推移していたが、その後低下傾向となり、昭和18年には40を割り、39.6にまで低下した。昭和23年以降は、優生保護法(平成8年から母体保護法に改めた。)によって妊娠満12週以後の人工死産が含まれたため、急激に上昇し、32年から36年にかけて100を超える、37年からは41年のひのえうまの影響を除き、急激に低下し、50年には50.8となった。その後はおおむね低下傾向となり、平成7年からは横ばいで推移していたが、15年以降低下している。

自然死産・人工死産別にみると、自然死産率は昭和30年代後半から低下傾向にある。人工死産率は昭和30年代半ばから低下していたが、50年からは上昇傾向に転じ、60年には自然死産率を上回った。昭和63年からは再び低下傾向に転じ、平成6年から14年まではおおむね横ばいとなったが、15年以降低下している。(図15)

図15 死産数及び死産率の年次推移－明治32～平成30年－

Figure15 Trends in number of foetal deaths and foetal death rates, 1899-2018



注：グラフの記載がない昭和19年～21年は、戦災による資料喪失等資料不備のため、統計が得られていないものである。

## 第8章 周産期死亡

### Chapter 8 Perinatal mortality

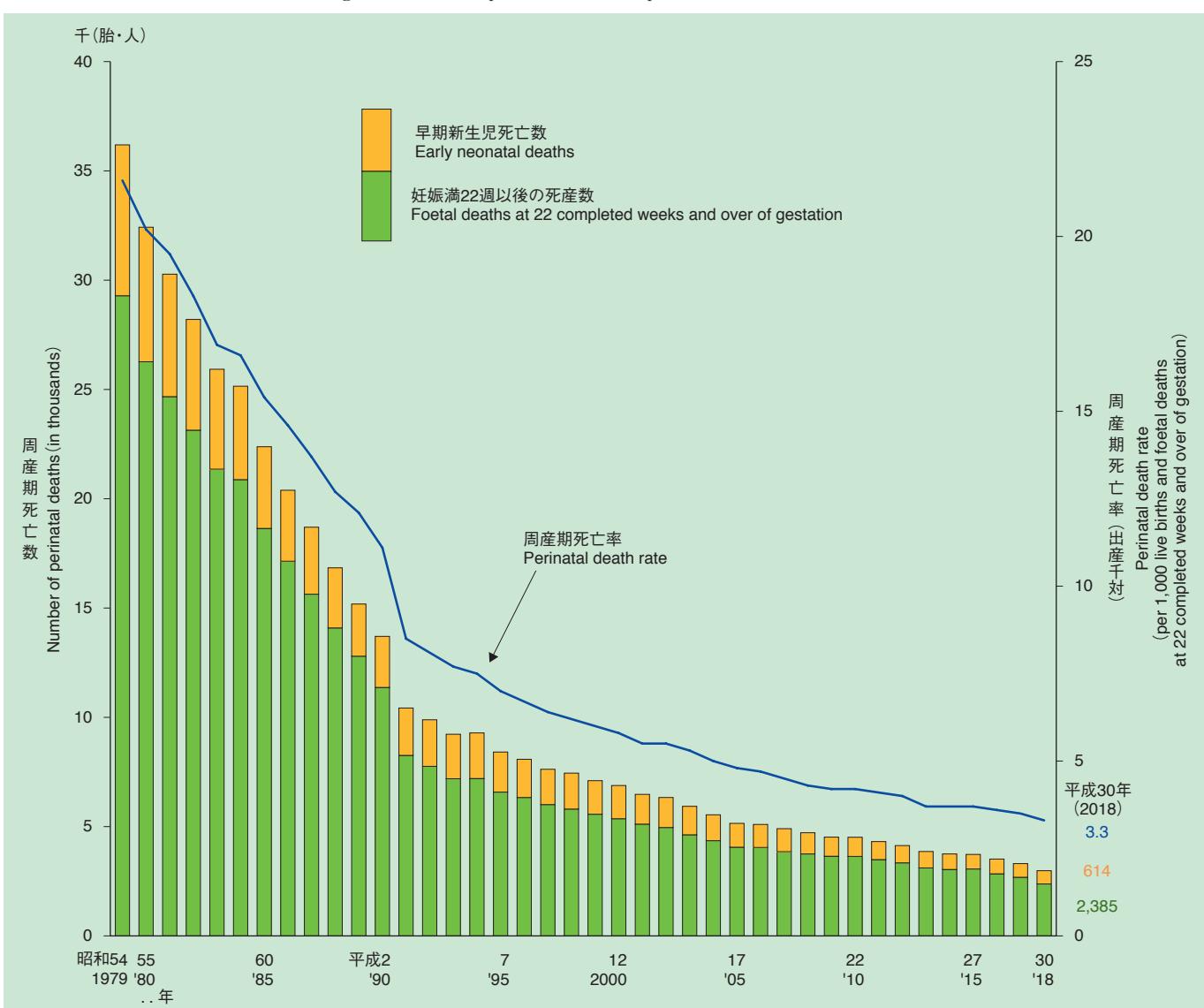
平成30年の周産期死亡(妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの)数は2,999(胎・人)で、前年の3,309(胎・人)より310(胎・人)減少した。周産期死亡率(出産(出生+妊娠満22週以後の死産)千対)は3.3で、前年の3.5より低下した。

周産期死亡のうち、妊娠満22週以後の死産数は2,385胎で前年の2,683胎より298胎減少し、妊娠満22週以後の死産率(出産千対)は2.6で前年の2.8より低下した。また、早期新生児死亡数は614人で前年の626人より12人減少し、早期新生児死亡率(出生千対)は0.7で前年と同率であった。

周産期死亡数及び周産期死亡率の年次推移をみると、周産期死亡数は減少傾向にあり、周産期死亡率は近年横ばいとなっている。(図16)

図16 周産期死亡数及び周産期死亡率の年次推移－昭和54～平成30年－

Figure16 Trends in perinatal deaths and perinatal death rates, 1979-2018



## 第9章 婚姻

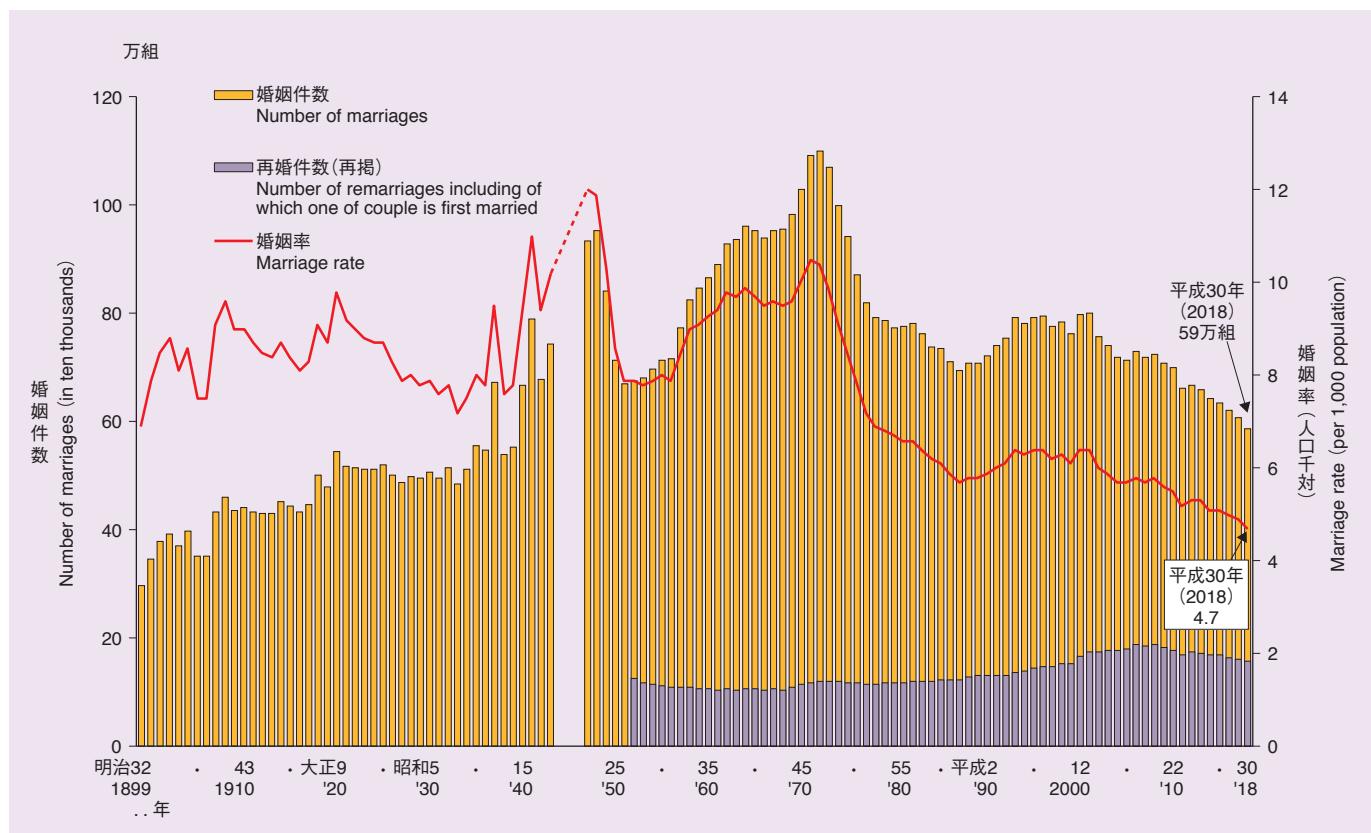
### Chapter 9 Marriages

平成30年の婚姻件数は586,481組で、前年の606,952組より20,471組減少し、婚姻率(人口千対)は4.7で前年の4.9より低下した。

#### 1 年次推移

婚姻件数の年次推移をみると、第2次世界大戦前は緩やかな増加傾向となっていたが、昭和22、23年に、戦争によつて繰り延べられていた婚姻による第1次婚姻ブームが起きたことから急増し、90万組を超えたが、24年からは急激に減少し、26年は67万組となった。その後は増加に転じ、昭和45年には第2次婚姻ブームを迎える、47年には110万組となった。昭和48年から53年にかけて再び急激に減少した後は、緩やかな減少傾向となつたが、63年から増加に転じた。平成6年以降は増減を繰り返し、14年からは減少し続け、18年以降は再び増減を繰り返した。平成21年以降は減少が続き、24年は一旦増加したが、25年からは6年連続で減少し、30年は戦後最少となった。(図17)

図17 婚姻件数及び婚姻率の年次推移—明治32～平成30年—  
Figure17 Trends in number of marriages and marriage rates, 1899-2018



注：1)再婚件数は、夫妻とも再婚又は夫妻のどちらか一方が再婚の件数である。

2)グラフの記載がない昭和19年～21年は、戦災による資料喪失等資料不備のため、統計が得られていないものである。

## 2 年齢階級別、平均婚姻年齢

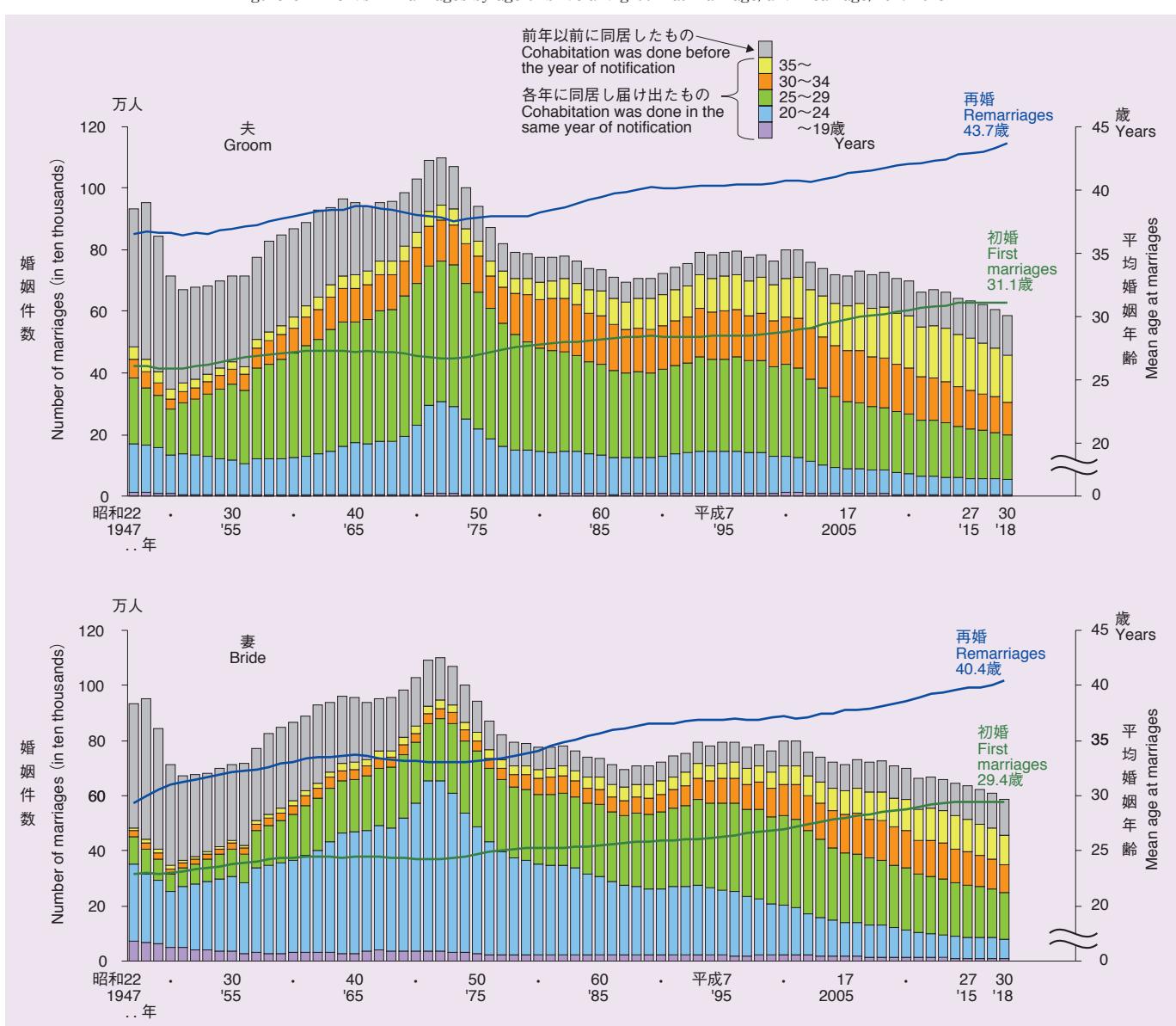
各年に同居し届け出た婚姻件数について、年齢階級別に年次推移をみると、夫・妻とも昭和20年代後半から47年までの約20年間では20歳代の増加が著しい。その後、夫の20歳代、妻の20～24歳は減少傾向に転じた。妻の25～29歳は引き続き増加傾向にあったが、平成13年以降減少を続けている。また、夫・妻とも30～34歳、35歳以上は昭和20年代後半から増加傾向が続いているが、夫の30～34歳は平成19年以降減少を続けている。平成30年では夫は35歳以上の151,114人、妻は25～29歳の169,284人が最も多く、次いで夫は25～29歳の144,666人、30～34歳の106,964人、妻は35歳以上の107,009人、30～34歳の101,393人となった。

平均初婚年齢の年次推移をみると、昭和22年では夫26.1歳、妻22.9歳であり、平成30年には夫31.1歳、妻29.4歳となった。平成30年は昭和22年に比べ夫は5.0歳、妻は6.5歳上昇しており、夫・妻とも晩婚化が進んでいる。また、平均再婚年齢をみると、昭和22年では夫36.5歳、妻29.3歳であったが、平成30年には夫43.7歳、妻40.4歳となり、年々上昇傾向にある。

なお、平成30年に届け出られた婚姻件数は586,481組で、そのうち、30年に同居した婚姻は456,148組、前年以前に同居した婚姻は130,333組であった。(図18)

図18 夫・妻の年齢階級別にみた婚姻件数及び平均婚姻年齢の年次推移－昭和22～平成30年－

Figure18 Trends in marriages by age of bride and groom at marriage, and mean age, 1947-2018



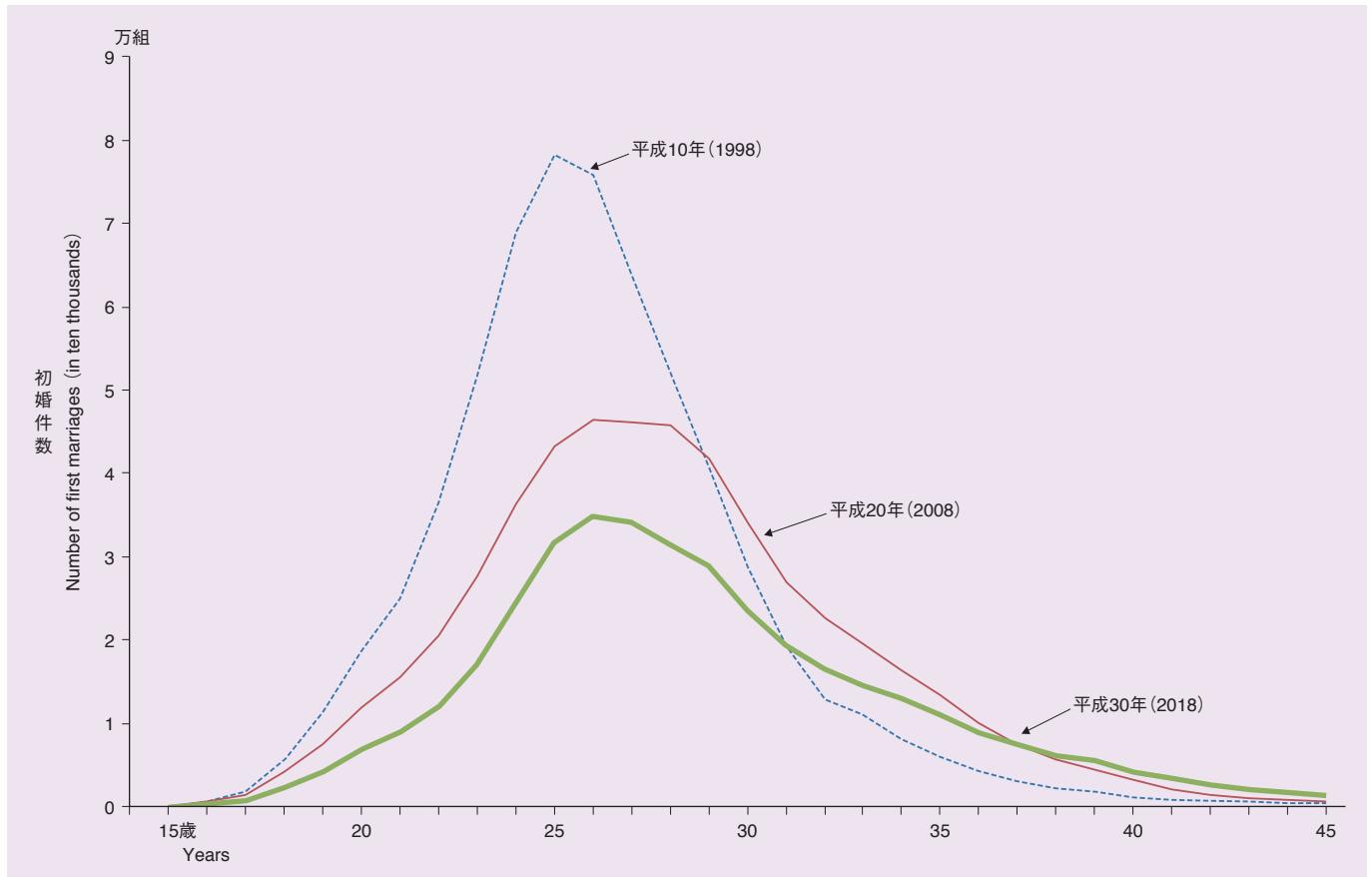
注：昭和42年までは結婚式をあげたときの年齢、43年以後は結婚式をあげたときと同居を始めたときのうち早い方の年齢である。

### 3 妻の年齢別初婚件数

妻の年齢(各歳)別初婚件数を平成10、20、30年で比較してみると、ピークの年齢は10年では25歳であったが、20年及び30年では共に、26歳であった(図19)。

図19 結婚生活に入ったときの妻の年齢(各歳)別初婚件数の年次比較—平成10・20・30年—

Figure19 Comparison of number of first marriages by age of bride at marriage, 1998 · 2008 · 2018



### 4 初婚－再婚別

婚姻を初婚－再婚別にみると、初婚の夫は471,188人、妻は487,652人、再婚の夫は115,293人、妻は98,829人であり、全婚姻件数に対する再婚件数の割合は、夫19.7%、妻16.9%であった。再婚の割合は夫・妻とも昭和48年以降増加を続け、平成2年から5年にかけて一旦減少したものの、その後は再び増加が続いた。夫は平成20年、妻は21年から22年かけて再び減少したが、23年からは夫・妻とも増加傾向にあり、夫は28年、妻は29年に再び減少したが、30年では夫・妻ともに增加了。

また、初婚－再婚を夫妻の組合せ別にみると、平成30年は「夫妻とも初婚」は429,742組(全婚姻件数の73.3%)、「夫妻とも再婚又はどちらか一方が再婚」は156,739組(同26.7%)であった。「夫妻とも再婚又はどちらか一方が再婚」の全婚姻件数に占める割合は平成17年に全体の4分の1を超えており、その後は増加傾向となっている。婚姻件数をみると、「夫妻とも初婚」は昭和48年以降減少傾向となり、平成2年から5年にかけて一旦増加した後、6年以降は増減を繰り返し、13年からは減少傾向となっている。「夫妻とも再婚又はどちらか一方が再婚」は昭和54年から増加傾向となっていたが、平成21年から減少傾向となっている。

### 5 結婚生活に入ったときの状況

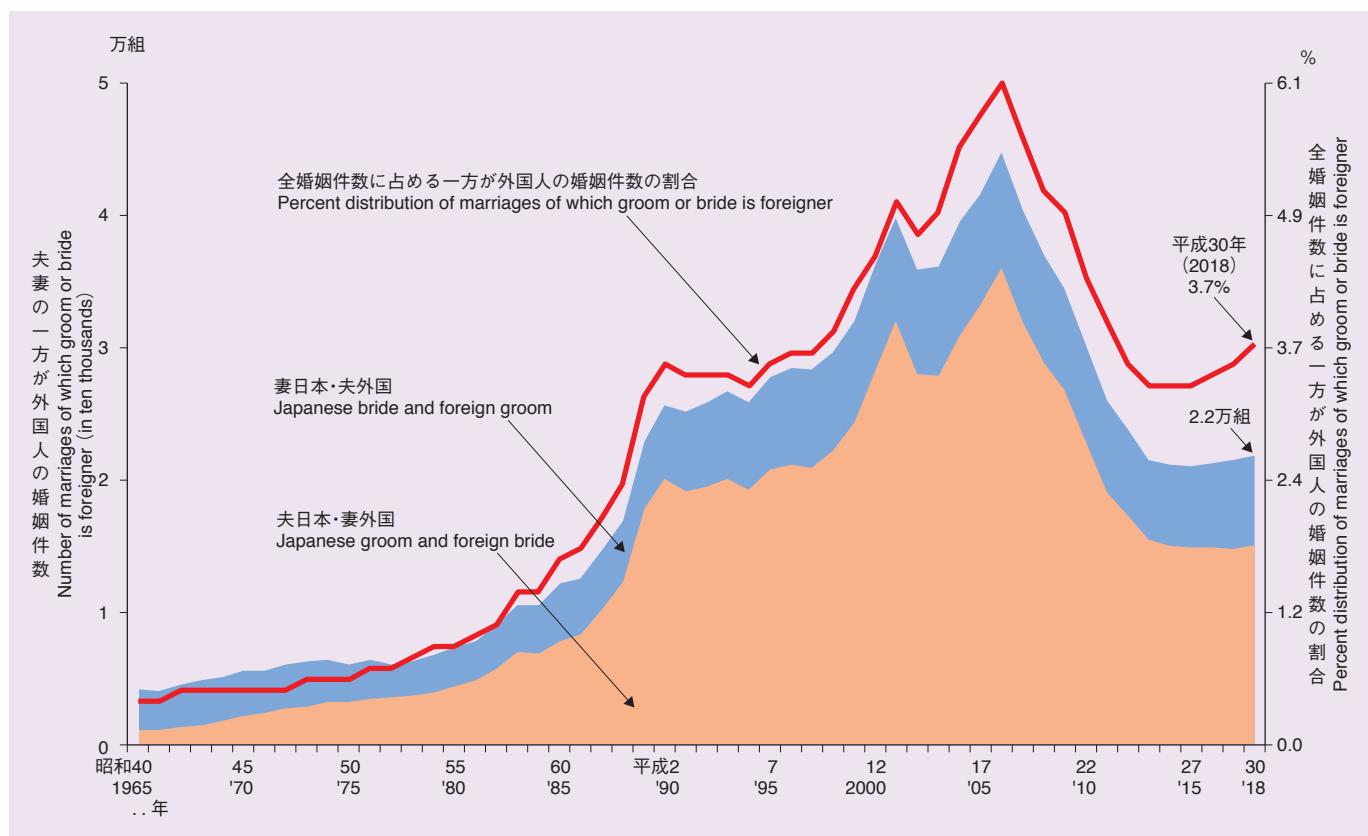
結婚生活に入ったときの年齢(5歳階級)別に夫・妻の初婚率(人口千対)をみると、25～29歳が夫・妻ともに最も高く、夫46.15、妻55.71、次いで、30～34歳が夫27.6、妻26.37、20～24歳が夫15.73、妻23.79であった。同様に、再婚率(人口千対)をみると、夫は35～39歳が4.34、次いで30～34歳が3.79、妻は30～34歳が4.51、次いで35～39歳が4.02であった。

## 6 夫妻の国籍

夫妻の一方が外国人の婚姻件数は21,852組(全婚姻件数の3.7%)で、前年の21,464組(同3.5%)より388組増加した。内訳をみると、「夫日本・妻外国」は15,060組(同2.6%)で、そのうち妻の国籍で最も多いのは中国5,030組、次いでフィリピン、韓国・朝鮮であった。一方、「妻日本・夫外国」は6,792組(同1.2%)で、そのうち夫の国籍で最も多いのは韓国・朝鮮1,641組、次いで米国、中国であった。

夫妻の一方が外国人の婚姻件数の年次推移をみると、昭和60年代から急激に増加し、平成に入ってからも増加傾向が続いていたが、平成19年からは9年連続の減少となり、28年からは再び増加した。(図20)

図20 夫妻の一方が外国人の婚姻件数の年次推移－昭和40～平成30年－  
Figure20 Trends in number of marriages of which groom or bride is foreigner, 1965-2018



## 第10章 離 婚

### Chapter 10 Divorces

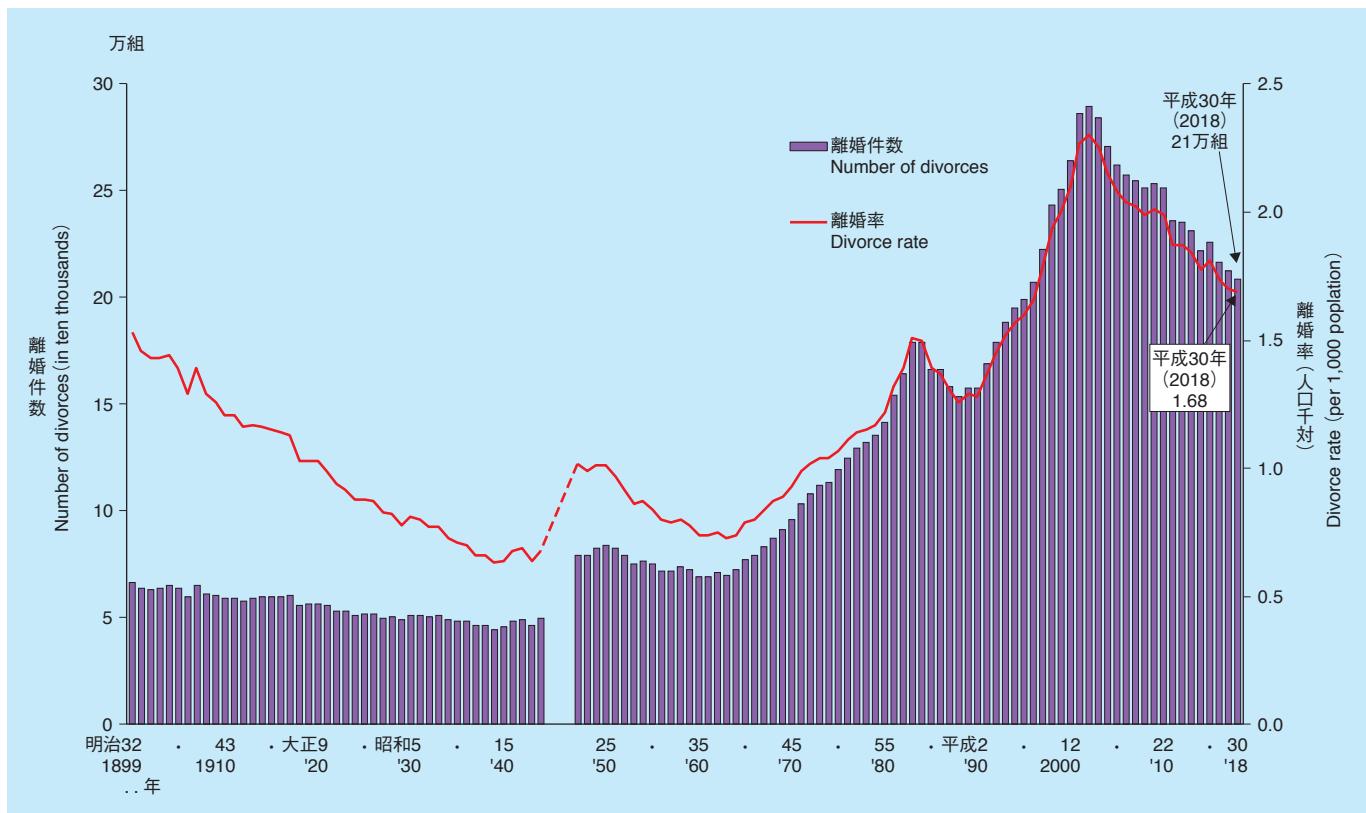
平成30年の離婚件数は208,333組で、前年の212,296組より3,963組減少し、離婚率(人口千対)は1.68で前年の1.70より低下した。

#### 1 年次推移

離婚件数と離婚率の年次推移をみると、第2次世界大戦前は、離婚件数はおおむね横ばい、離婚率は低下傾向にあった。戦後から昭和30年代までは、離婚件数は7～8万組で推移し、離婚率は1.00前後で推移していたが、徐々に低下傾向となった。昭和40年以降は、数・率ともに増加かつ上昇し、58年には179,150組、1.51となったが、その後、減少かつ低下傾向となった。平成3年以降再び増加かつ上昇し、14年には289,836組、2.30となり、統計の得られていない昭和19年から21年を除き、現在の形式で統計をとり始めた明治32年以降最多かつ最高となった。平成15年以降は数・率ともに減少かつ低下傾向が続いている。(図21)

図21 離婚件数及び離婚率の年次推移－明治32～平成30年－

Figure21 Trends in number of divorces and divorce rates, 1899-2018

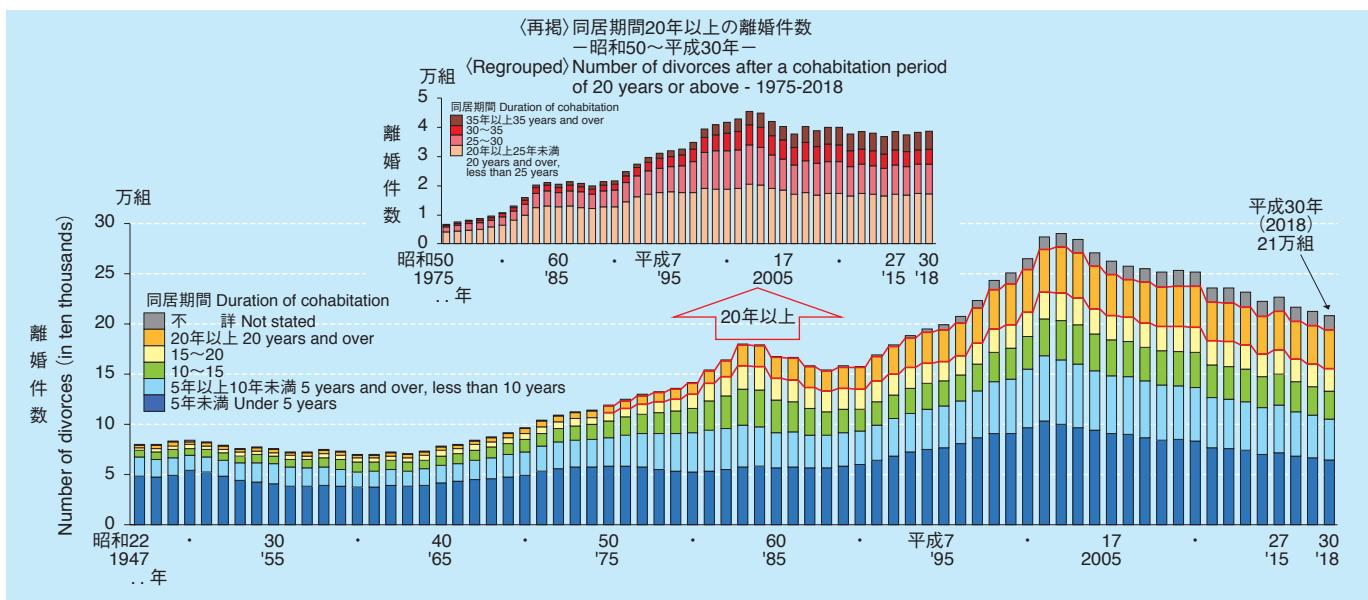


#### 2 別居時の状況

別居時の年齢(5歳階級)別に離婚率(人口千対)をみると、夫は30～34歳が6.85で最も高く、次いで35～39歳が6.34であり、妻は30～34歳が7.99で最も高く、次いで25～29歳が7.69であった。

同居期間別離婚件数は、5年未満が64,862組で最も多く、次いで5～10年未満が40,863組であった。前年と比べると、同居期間25年未満の各階級では減少し、25年以上では増加した(図22)。

図22 同居期間別離婚件数の年次推移－昭和22～平成30年－  
Figure22 Trends in number of divorces by duration of cohabitation, 1947-2018



### 3 種類別

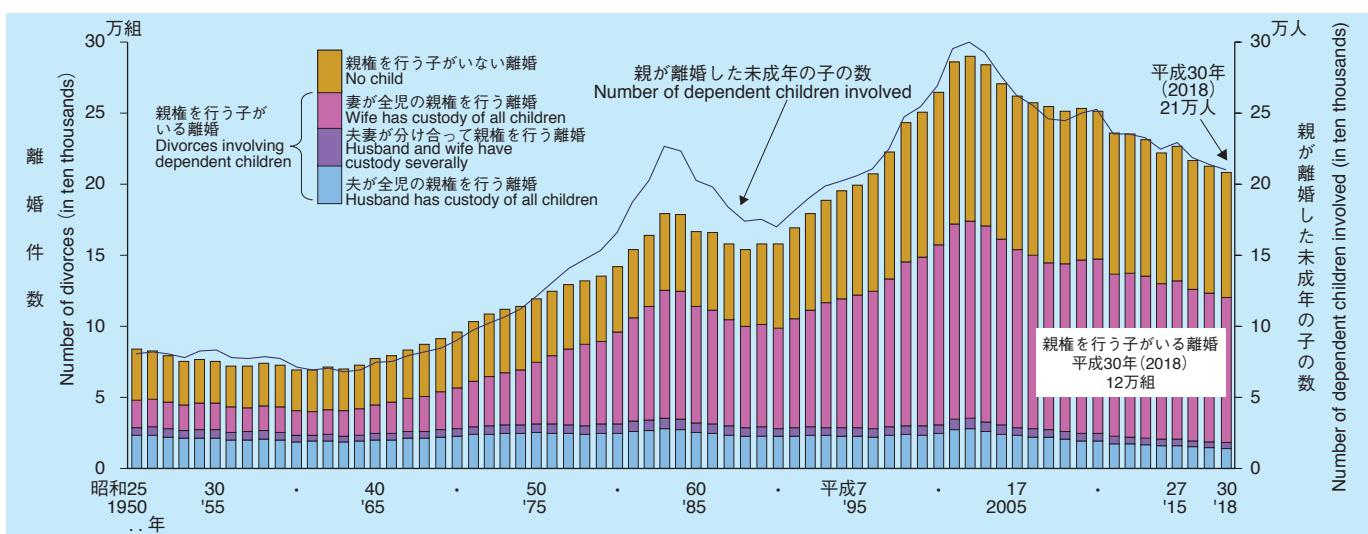
種類別離婚件数は、協議離婚が181,998組で最も多く、次いで調停離婚19,882組、和解離婚3,354組、判決離婚1,992組、審判離婚1,096組、認諾離婚(請求の認諾)11組であった。

### 4 親権を行う子の数別

親権を行う子(親が離婚した未成年の子)がいる離婚件数は120,497組(全離婚件数の57.8%)で、前年より2,921組減少した。また、親が離婚した未成年の子の数は209,808人、親権を行う子がいない離婚は87,836組(同42.2%)となつた。

親権を行う者別に年次推移をみると、平成30年は「妻が全児の親権を行う」が101,862組(親権を行う子がいる離婚件数の84.5%)で、その割合は昭和40年代以降、増加傾向にある。また、「夫が全児の親権を行う」が14,330組(同11.9%)、「夫と妻がそれぞれ分け合って子どもの親権を行う」が4,305組(同3.6%)であった。(図23)

図23 親権を行う者別にみた離婚件数及び親が離婚した未成年の子の数の年次推移－昭和25～平成30年－  
Figure23 Trends in divorces by person having custody of children, and number of dependent children involved, 1950-2018



注：1) 未成年の子とは、20歳未満の未婚の子をいう。  
2) 親権とは、未成年の子に対して有する身分上、財産上の監督、保護を内容とする権利、義務をいう。

表3-2-1 年次別にみた  
Table 3-2-1 Trends in indices of

年 次 <sup>1)</sup> Year		出 生 数 Live births	死 亡 数 Deaths	(再 掲) (Regrouped)		自然 増 減 数 Natural change
				乳児(1歳未満) 死 亡 数 Infant deaths (under 1 year)	新生児(生後4週未満) 死 亡 数 <sup>2)</sup> Neonatal deaths (under 4 weeks)	
1899	明治32年	1 386 981	932 087	213 359	108 077	454 894
1900	33	1 420 534	910 744	220 211	112 259	509 790
01	34	1 501 591	925 810	225 107	115 794	575 781
02	35	1 510 835	959 126	232 652	116 654	551 709
03	36	1 489 816	931 008	226 982	112 909	558 808
04	37	1 440 371	955 400	218 756	106 477	484 971
1905	38	1 452 770	1 004 661	220 450	103 382	448 109
06	39	1 394 295	955 256	214 148	105 307	439 039
07	40	1 614 472	1 016 798	244 300	118 617	597 674
08	41	1 662 815	1 029 447	262 801	123 867	633 368
09	42	1 693 850	1 091 264	283 436	129 629	602 586
1910	43	1 712 857	1 064 234	276 136	126 910	648 623
11	44	1 747 803	1 043 906	276 798	127 302	703 897
12	大正元年	1 737 674	1 037 016	268 025	123 902	700 658
13		1 757 441	1 027 257	267 281	124 213	730 184
14		1 808 402	1 101 815	286 678	125 745	706 587
15	4	1 799 326	1 093 793	288 634	125 337	705 533
16	5	1 804 822	1 187 832	307 283	132 000	616 990
17	6	1 812 413	1 199 669	313 872	139 717	612 744
18	7	1 791 992	1 493 162	337 919	145 710	298 830
19	8	1 778 685	1 281 965	303 202	129 072	496 720
1920	9	2 025 564	1 422 096	335 613	139 681	603 468
21	10	1 990 876	1 288 570	335 143	136 342	702 306
22	11	1 969 314	1 286 941	327 604	132 856	682 373
23	12	2 043 297	1 332 485	333 930	135 504	710 812
24	13	1 998 520	1 254 946	312 267	126 385	743 574
25	昭和元年	2 086 091	1 210 706	297 008	121 238	875 385
26		2 104 405	1 160 734	289 275	119 642	943 671
27		2 060 737	1 214 323	292 084	116 240	846 414
28		2 135 852	1 236 711	293 881	115 682	899 141
29		2 077 026	1 261 228	295 178	115 009	815 798
1930	5	2 085 101	1 170 867	258 703	104 101	914 234
31	6	2 102 784	1 240 891	276 584	108 812	861 893
32	7	2 182 742	1 175 344	256 505	104 573	1 007 398
33	8	2 121 253	1 193 987	257 251	102 887	927 266
34	9	2 043 783	1 234 684	255 063	103 408	809 099
35	10	2 190 704	1 161 936	233 706	97 994	1 028 768
36	11	2 101 969	1 230 278	245 357	101 043	871 691
37	12	2 180 734	1 207 899	230 701	95 465	972 835
38	13	1 928 321	1 259 805	220 695	89 159	668 516
39	14	1 901 573	1 268 760	202 018	84 204	632 813
1940	15	2 115 867	1 186 595	190 509	81 869	929 272
41	16	2 277 283	1 149 559	191 420	77 829	1 127 724
42	17	2 233 660	1 166 630	190 897	76 177	1 067 030
43	18	2 253 535	1 213 811	195 219	76 588	1 039 724
1947	22	2 678 792	1 138 238	205 360	84 204	1 540 554
48	23	2 681 624	950 610	165 406	73 855	1 731 014
49	24	2 696 638	945 444	168 467	72 432	1 751 194
1950	25	2 337 507	904 876	140 515	64 142	1 432 631
51	26	2 137 689	838 998	122 869	58 686	1 298 691
52	27	2 005 162	765 068	99 114	51 015	1 240 094
53	28	1 868 040	772 547	91 424	47 580	1 095 493
54	29	1 769 580	721 491	78 944	42 726	1 048 089
55	30	1 730 692	693 523	68 801	38 646	1 037 169
56	31	1 665 278	724 460	67 691	38 232	940 818
57	32	1 566 713	752 445	62 678	33 847	814 268
58	33	1 653 469	684 189	57 052	32 237	969 280
59	34	1 626 088	689 959	54 768	30 235	936 129

注：平成16・18・21～29年の都道府県からの報告漏れ（平成31年3月29日公表）による再集計を行ったことにより、平成29年以前の報告書とは一致しない箇所がある。

1) 昭和19～21年は戦災による資料喪失等資料不備のため省略した。昭和22～47年は沖縄県を含まない。

昭和23・24年の＊印は概数であり、23年には8 637、24年には3 255の自然死産・人工死産の不詳がある。

2) 新生児死亡の昭和18年以前は1か月未満の死亡である。また、新生児死亡の昭和18年は権太を含む数字である。

# 計 表

Statistical Tables

## 人口動態総覧

vital statistics : Japan

年 次 <sup>1)</sup> Year		出 生 数 Live births	死 亡 数 Deaths	(再 (Regrouped) 乳児(1歳未満) 死亡数 Infant deaths (under 1 year)		自然 増減数 Natural change
				新生児(生後4週未満) 死亡数 <sup>2)</sup> Neonatal deaths (under 4 weeks)	掲	
1960	昭和35年	1 606 041	706 599	49 293	27 362	899 442
61	36	1 589 372	695 644	45 465	26 255	893 728
62	37	1 618 616	710 265	42 797	24 777	908 351
63	38	1 659 521	670 770	38 442	22 965	988 751
64	39	1 716 761	673 067	34 967	21 344	1 043 694
65	40	1 823 697	700 438	33 742	21 260	1 123 259
66	41	1 360 974	670 342	26 217	16 296	690 632
67	42	1 935 647	675 006	28 928	19 248	1 260 641
68	43	1 871 839	686 555	28 600	18 326	1 185 284
69	44	1 889 815	693 787	26 874	17 116	1 196 028
1970	45	1 934 239	712 962	25 412	16 742	1 221 277
71	46	2 000 973	684 521	24 805	16 450	1 316 452
72	47	2 038 682	683 751	23 773	15 817	1 354 931
73	48	2 091 983	709 416	23 683	15 473	1 382 567
74	49	2 029 989	710 510	21 888	14 472	1 319 479
75	50	1 901 440	702 275	19 103	12 912	1 199 165
76	51	1 832 617	703 270	17 105	11 638	1 129 347
77	52	1 755 100	690 074	15 666	10 773	1 065 026
78	53	1 708 643	695 821	14 327	9 628	1 012 822
79	54	1 642 580	689 664	12 923	8 590	952 916
1980	55	1 576 889	722 801	11 841	7 796	854 088
81	56	1 529 455	720 262	10 891	7 188	809 193
82	57	1 515 392	711 883	9 969	6 425	803 509
83	58	1 508 687	740 038	9 406	5 894	768 649
84	59	1 489 780	740 247	8 920	5 527	749 533
85	60	1 431 577	752 283	7 899	4 910	679 294
86	61	1 382 946	750 620	7 251	4 296	632 326
87	62	1 346 658	751 172	6 711	3 933	595 486
88	63	1 314 006	793 014	6 265	3 592	520 992
89	平成元年	1 246 802	788 594	5 724	3 214	458 208
1990	2	1 221 585	820 305	5 616	3 179	401 280
91	3	1 223 245	829 797	5 418	2 978	393 448
92	4	1 208 989	856 643	5 477	2 905	352 346
93	5	1 188 282	878 532	5 169	2 765	309 750
94	6	1 238 328	875 933	5 261	2 889	362 395
95	7	1 187 064	922 139	5 054	2 615	264 925
96	8	1 206 555	896 211	4 546	2 438	310 344
97	9	1 191 665	913 402	4 403	2 307	278 263
98	10	1 203 147	936 484	4 380	2 353	266 663
99	11	1 177 669	982 031	4 010	2 137	195 638
2000	12	1 190 547	961 653	3 830	2 106	228 894
01	13	1 170 662	970 331	3 599	1 909	200 331
02	14	1 153 855	982 379	3 497	1 937	171 476
03	15	1 123 610	1 014 951	3 364	1 879	108 659
04	16	1 110 721	1 028 602	3 122	1 622	82 119
05	17	1 062 530	1 083 796	2 958	1 510	△ 21 266
06	18	1 092 674	1 084 451	2 864	1 444	8 223
07	19	1 089 818	1 108 334	2 828	1 434	△ 18 516
08	20	1 091 156	1 142 407	2 798	1 331	△ 51 251
09	21	1 070 036	1 141 865	2 556	1 254	△ 71 829
2010	22	1 071 305	1 197 014	2 450	1 167	△ 125 709
11	23	1 050 807	1 253 068	2 463	1 147	△ 202 261
12	24	1 037 232	1 256 359	2 299	1 065	△ 219 127
13	25	1 029 817	1 268 438	2 185	1 026	△ 238 621
14	26	1 003 609	1 273 025	2 080	952	△ 269 416
15	27	1 005 721	1 290 510	1 916	902	△ 284 789
16	28	977 242	1 308 158	1 929	875	△ 330 916
17	29	946 146	1 340 567	1 762	833	△ 394 421
18	30	918 400	1 362 470	1 748	801	△ 444 070

表3-2-1 年次別にみた  
Table 3-2-1 Trends in indices of

年 次 Year		死 産 数 Foetal deaths			周 产 期 死 亡 数 Perinatal deaths			婚 姻 件 数 Marriages	離 婚 件 数 Divorces
		総 数 Total	自然 死 産 Spontaneous	人 工 死 産 Artifical	総 数 Total	妊娠満22週 以後の死産数 Foetal deaths at 22 completed weeks and over of gestation	早期新生児 死亡数 Early neonatal deaths		
1899	明治32年	135 727	...	...	...	...	...	297 372	66 545
1900	33	137 987	...	...	...	...	...	346 528	63 828
01	34	155 489	...	...	...	...	...	378 457	63 442
02	35	157 708	...	...	...	...	...	394 165	64 139
03	36	153 920	...	...	...	...	...	370 961	65 392
04	37	147 058	...	...	...	...	...	398 930	63 913
1905	38	142 092	...	...	...	...	...	350 898	60 061
06	39	149 731	...	...	...	...	...	352 857	65 398
07	40	158 814	...	...	...	...	...	432 949	61 058
08	41	162 676	...	...	...	...	...	461 254	60 226
09	42	161 576	...	...	...	...	...	437 882	58 936
1910	43	157 392	...	...	...	...	...	441 222	59 432
11	44	155 319	...	...	...	...	...	433 117	58 067
12	大正元年	147 545	...	...	...	...	...	430 422	59 143
13		2	147 769	...	...	...	...	431 287	59 536
14		3	145 692	...	...	...	...	452 932	59 992
15	4	141 301	...	...	...	...	...	445 210	59 943
16	5	139 998	...	...	...	...	...	433 680	60 254
17	6	140 328	...	...	...	...	...	447 970	55 812
18	7	142 507	...	...	...	...	...	500 580	56 474
19	8	132 939	...	...	...	...	...	480 136	56 812
1920	9	144 038	...	...	...	...	...	546 207	55 511
21	10	138 301	...	...	...	...	...	519 217	53 402
22	11	132 244	...	...	...	...	...	515 916	53 053
23	12	133 863	...	...	...	...	...	512 689	51 212
24	13	125 839	...	...	...	...	...	513 130	51 770
25	14	124 403	...	...	...	...	...	521 438	51 687
26	昭和元年	124 038	...	...	...	...	...	502 847	50 119
27		2	116 922	...	...	...	...	487 850	50 626
28		3	120 191	...	...	...	...	499 555	49 119
29		4	116 971	...	...	...	...	497 410	51 222
1930	5	117 730	...	...	...	...	...	506 674	51 259
31	6	116 509	...	...	...	...	...	496 574	50 609
32	7	119 579	...	...	...	...	...	515 270	51 437
33	8	114 138	...	...	...	...	...	486 058	49 282
34	9	113 043	...	...	...	...	...	512 654	48 610
35	10	115 593	...	...	...	...	...	556 730	48 528
36	11	111 056	...	...	...	...	...	549 116	46 167
37	12	111 485	...	...	...	...	...	674 500	46 500
38	13	99 528	...	...	...	...	...	538 831	44 656
39	14	98 349	...	...	...	...	...	554 321	45 970
1940	15	102 034	...	...	...	...	...	666 575	48 556
41	16	103 400	...	...	...	...	...	791 625	49 424
42	17	95 448	...	...	...	...	...	679 044	46 268
43	18	92 889	...	...	...	...	...	743 842	49 705
1947	22	123 837	...	...	...	...	...	934 170	79 551
48	23	143 963	* 104 325	* 31 055	...	...	...	953 999	79 032
49	24	192 677	* 114 161	* 75 585	...	...	...	842 170	82 575
1950	25	216 974	106 594	110 380	...	...	35 184	715 081	83 689
51	26	217 231	101 237	115 994	...	...	32 644	671 905	82 331
52	27	203 824	94 508	109 316	...	...	28 741	676 995	79 021
53	28	193 274	89 751	103 523	...	...	26 737	682 077	75 255
54	29	187 119	87 201	99 918	...	...	24 274	697 809	76 759
55	30	183 265	85 159	98 106	...	...	22 621	714 861	75 267
56	31	179 007	86 558	92 449	...	...	22 505	715 934	72 040
57	32	176 353	86 895	89 458	...	...	19 608	773 362	71 651
58	33	185 148	92 282	92 866	...	...	19 240	826 902	74 004
59	34	181 893	92 688	89 205	...	...	18 418	847 135	72 455

# 人口動態総覧 (つづき)

vital statistics : Japan-CON.

年 次 Year		死 産 数 Foetal deaths			周 産 期 死 亡 数 Perinatal deaths			婚 姻 件 数 Marriages	離 婚 件 数 Divorces		
		総 数 Total	自然 死 産 Spontaneous	人 工 死 産 Artifical	総 数 Total	妊娠満22週 以後の死産数 Foetal deaths at 22 completed weeks and over of gestation	早期新生児 死亡数 Early neonatal deaths				
1960	昭和35年	179 281	93 424	85 857	...	...	17 040	866 115	69 410		
61	36	179 895	96 032	83 863	...	...	16 879	890 158	69 323		
62	37	177 363	97 256	80 107	...	...	16 242	928 341	71 394		
63	38	175 424	97 711	77 713	...	...	15 285	937 516	69 996		
64	39	168 046	97 357	70 689	...	...	14 676	963 130	72 306		
65	40	161 617	94 476	67 141	...	...	14 949	954 852	77 195		
66	41	148 248	83 253	64 995	...	...	11 765	940 120	79 432		
67	42	149 389	90 938	58 451	...	...	14 108	953 096	83 478		
68	43	143 259	87 381	55 878	...	...	13 693	956 312	87 327		
69	44	139 211	85 788	53 423	...	...	12 810	984 142	91 280		
1970	45	135 095	84 073	51 022	...	...	12 810	1 029 405	95 937		
71	46	130 920	83 827	47 093	...	...	12 665	1 091 229	103 595		
72	47	125 154	81 741	43 413	...	...	12 425	1 099 984	108 382		
73	48	116 171	78 613	37 558	...	...	12 156	1 071 923	111 877		
74	49	109 738	74 618	35 120	...	...	11 394	1 000 455	113 622		
75	50	101 862	67 643	34 219	...	...	10 245	941 628	119 135		
76	51	101 930	64 046	37 884	...	...	9 392	871 543	124 512		
77	52	95 247	60 330	34 917	...	...	8 686	821 029	129 485		
78	53	87 463	55 818	31 645	...	...	7 701	793 257	132 146		
79	54	82 311	51 083	31 228	36 190	29 289	6 901	788 505	135 250		
1980	55	77 446	47 651	29 795	32 422	26 268	6 154	774 702	141 689		
81	56	79 222	46 296	32 926	30 274	24 672	5 602	776 531	154 221		
82	57	78 107	44 135	33 972	28 204	23 137	5 067	781 252	163 980		
83	58	71 941	40 108	31 833	25 925	21 354	4 571	762 552	179 150		
84	59	72 361	37 976	34 385	25 149	20 875	4 274	739 991	178 746		
85	60	69 009	33 114	35 895	22 379	18 642	3 737	735 850	166 640		
86	61	65 678	31 050	34 628	20 389	17 143	3 246	710 962	166 054		
87	62	63 834	29 956	33 878	18 699	15 634	3 065	696 173	158 227		
88	63	59 636	26 804	32 832	16 839	14 090	2 749	707 716	153 600		
	平成元年	55 204	24 558	30 646	15 183	12 797	2 386	708 316	157 811		
1990	2	53 892	23 383	30 509	13 704	11 367	2 337	722 138	157 608		
91	3	50 510	22 317	28 193	10 426	8 258	2 168	742 264	168 969		
92	4	48 896	21 689	27 207	9 888	7 758	2 130	754 441	179 191		
93	5	45 090	20 205	24 885	9 226	7 191	2 035	792 658	188 297		
94	6	42 962	19 754	23 208	9 286	7 200	2 086	782 738	195 106		
95	7	39 403	18 262	21 141	8 412	6 580	1 832	791 888	199 016		
96	8	39 536	18 329	21 207	8 080	6 333	1 747	795 080	206 955		
97	9	39 546	17 453	22 093	7 624	6 009	1 615	775 651	222 635		
98	10	38 988	16 936	22 052	7 447	5 804	1 643	784 595	243 183		
99	11	38 452	16 711	21 741	7 102	5 567	1 535	762 028	250 529		
2000	12	38 393	16 200	22 193	6 881	5 362	1 519	798 138	264 246		
01	13	37 467	15 704	21 763	6 476	5 114	1 362	799 999	285 911		
02	14	36 978	15 161	21 817	6 333	4 959	1 374	757 331	289 836		
03	15	35 330	14 644	20 686	5 929	4 626	1 303	740 191	283 854		
04	16	34 365	14 288	20 077	5 541	4 357	1 184	720 418	270 804		
05	17	31 818	13 502	18 316	5 149	4 058	1 091	714 265	261 917		
06	18	30 911	13 424	17 487	5 100	4 047	1 053	730 973	257 475		
07	19	29 313	13 107	16 206	4 906	3 854	1 052	719 822	254 832		
08	20	28 177	12 625	15 552	4 720	3 751	969	726 106	251 136		
09	21	27 005	12 214	14 791	4 519	3 645	874	707 740	253 354		
2010	22	26 560	12 245	14 315	4 515	3 637	878	700 222	251 379		
11	23	25 751	11 940	13 811	4 315	3 491	824	661 898	235 720		
12	24	24 800	11 448	13 352	4 133	3 343	790	668 870	235 407		
13	25	24 102	10 938	13 164	3 862	3 110	752	660 622	231 385		
14	26	23 526	10 906	12 620	3 751	3 040	711	643 783	222 115		
15	27	22 621	10 864	11 757	3 729	3 064	665	635 225	226 238		
16	28	20 941	10 070	10 871	3 518	2 841	677	620 707	216 856		
17	29	20 364	9 740	10 624	3 309	2 683	626	606 952	212 296		
18	30	19 614	9 252	10 362	2 999	2 385	614	586 481	208 333		

表3-2-2 年次別にみた  
Table 3-2-2 Trends in indices of

年 次 <sup>1)</sup> Year		出 生 率 (人口千対) Live birth rate 〔 per 1,000 population 〕	合計特殊出生率 Total fertility rate	死 亡 率 (人口千対) Death rate 〔 per 1,000 population 〕	乳 児 死 亡 率 (出生千対) Infant mortality rate 〔 per 1,000 live births 〕	新生児死亡率 <sup>2)</sup> (出生千対) Neonatal mortality rate 〔 per 1,000 live births 〕	自然 増 減 率 (人口千対) Natural change rate 〔 per 1,000 population 〕	
1899	明治32年	32.0	...	21.5	153.8	77.9	10.5	
1900	33	32.4	...	20.8	155.0	79.0	11.6	
01	34	33.9	...	20.9	149.9	77.1	13.0	
02	35	33.6	...	21.3	154.0	77.2	12.3	
03	36	32.7	...	20.4	152.4	75.8	12.3	
04	37	31.2	...	20.7	151.9	73.9	10.5	
1905	38	31.2	...	21.6	151.7	71.2	9.6	
06	39	29.6	...	20.3	153.6	75.5	9.3	
07	40	34.0	...	21.4	151.3	73.5	12.6	
08	41	34.7	...	21.5	158.0	74.5	13.2	
09	42	34.9	...	22.5	167.3	76.5	12.4	
1910	43	34.8	...	21.6	161.2	74.1	13.2	
11	44	35.1	...	20.9	158.4	72.8	14.1	
12	大正元年	34.4	...	20.5	154.2	71.3	13.9	
13		2	34.3	...	20.0	152.1	70.7	14.2
14		3	34.8	...	21.2	158.5	69.5	13.6
15	4	34.1	...	20.7	160.4	69.7	13.4	
16	5	33.7	...	22.2	170.3	73.1	11.5	
17	6	33.5	...	22.2	173.2	77.1	11.3	
18	7	32.7	...	27.3	188.6	81.3	5.5	
19	8	32.3	...	23.3	170.5	72.6	9.0	
1920	9	36.2	...	25.4	165.7	69.0	10.8	
21	10	35.1	...	22.7	168.3	68.5	12.4	
22	11	34.3	...	22.4	166.4	67.5	11.9	
23	12	35.2	...	22.9	163.4	66.3	12.2	
24	13	33.9	...	21.3	156.2	63.2	12.6	
25	14	34.9	...	20.3	142.4	58.1	14.7	
26	昭和元年	34.6	...	19.1	137.5	56.9	15.5	
27		2	33.4	...	19.7	141.7	56.4	
28		3	34.1	...	19.8	137.6	54.2	
29		4	32.7	...	19.9	142.1	55.4	
1930	5	32.4	...	18.2	124.1	49.9	14.2	
31	6	32.1	...	19.0	131.5	51.7	13.2	
32	7	32.9	...	17.7	117.5	47.9	15.2	
33	8	31.5	...	17.7	121.3	48.5	13.8	
34	9	29.9	...	18.1	124.8	50.6	11.8	
35	10	31.6	...	16.8	106.7	44.7	14.9	
36	11	30.0	...	17.5	116.7	48.1	12.4	
37	12	30.9	...	17.1	105.8	43.8	13.8	
38	13	27.2	...	17.7	114.4	46.2	9.4	
39	14	26.6	...	17.8	106.2	44.3	8.9	
1940	15	29.4	...	16.5	90.0	38.7	12.9	
41	16	31.8	...	16.0	84.1	34.2	15.7	
42	17	30.9	...	16.1	85.5	34.1	14.7	
43	18	30.9	...	16.7	86.6	33.8	14.3	
1947	22	34.3	4.54	14.6	76.7	31.4	19.7	
48	23	33.5	4.40	11.9	61.7	27.5	21.6	
49	24	33.0	4.32	11.6	62.5	26.9	21.4	
1950	25	28.1	3.65	10.9	60.1	27.4	17.2	
51	26	25.3	3.26	9.9	57.5	27.5	15.4	
52	27	23.4	2.98	8.9	49.4	25.4	14.4	
53	28	21.5	2.69	8.9	48.9	25.5	12.6	
54	29	20.0	2.48	8.2	44.6	24.1	11.9	
55	30	19.4	2.37	7.8	39.8	22.3	11.6	
56	31	18.4	2.22	8.0	40.6	23.0	10.4	
57	32	17.2	2.04	8.3	40.0	21.6	8.9	
58	33	18.0	2.11	7.4	34.5	19.5	10.5	
59	34	17.5	2.04	7.4	33.7	18.6	10.1	

注：率の算出方法は、「V 比率の解説」(60~63ページ) を参照されたい。

1) 昭和19~21年は戦災による資料喪失等資料不備のため省略した。昭和22~47年は沖縄県を含まない。

昭和23・24年の\*印は概数である。

2) 新生児死亡の昭和18年以前は1か月未満の死亡である。

## 人口動態総覧 (率)

vital statistics (rates) : Japan

年 次 <sup>1)</sup> Year		出 生 率 (人口千対) Live birth rate  ( per 1,000 population )	合計特殊出生率 Total fertility rate	死 亡 率 (人口千対) Death rate  ( per 1,000 population )	乳 児 死 亡 率 (出生千対) Infant mortality rate  ( per 1,000 live births )	新生児死亡率 <sup>2)</sup> (出生千対) Neonatal mortality rate  ( per 1,000 live births )	自然 増 減 率 (人口千対) Natural change rate  ( per 1,000 population )
1960	昭和35年	17.2	2.00	7.6	30.7	17.0	9.6
61	36	16.9	1.96	7.4	28.6	16.5	9.5
62	37	17.0	1.98	7.5	26.4	15.3	9.5
63	38	17.3	2.00	7.0	23.2	13.8	10.3
64	39	17.7	2.05	6.9	20.4	12.4	10.7
65	40	18.6	2.14	7.1	18.5	11.7	11.4
66	41	13.7	1.58	6.8	19.3	12.0	7.0
67	42	19.4	2.23	6.8	14.9	9.9	12.7
68	43	18.6	2.13	6.8	15.3	9.8	11.8
69	44	18.5	2.13	6.8	14.2	9.1	11.7
1970	45	18.8	2.13	6.9	13.1	8.7	11.8
71	46	19.2	2.16	6.6	12.4	8.2	12.6
72	47	19.3	2.14	6.5	11.7	7.8	12.8
73	48	19.4	2.14	6.6	11.3	7.4	12.8
74	49	18.6	2.05	6.5	10.8	7.1	12.1
75	50	17.1	1.91	6.3	10.0	6.8	10.8
76	51	16.3	1.85	6.3	9.3	6.4	10.0
77	52	15.5	1.80	6.1	8.9	6.1	9.4
78	53	14.9	1.79	6.1	8.4	5.6	8.8
79	54	14.2	1.77	6.0	7.9	5.2	8.3
1980	55	13.6	1.75	6.2	7.5	4.9	7.3
81	56	13.0	1.74	6.1	7.1	4.7	6.9
82	57	12.8	1.77	6.0	6.6	4.2	6.8
83	58	12.7	1.80	6.2	6.2	3.9	6.5
84	59	12.5	1.81	6.2	6.0	3.7	6.3
85	60	11.9	1.76	6.3	5.5	3.4	5.6
86	61	11.4	1.72	6.2	5.2	3.1	5.2
87	62	11.1	1.69	6.2	5.0	2.9	4.9
88	63	10.8	1.66	6.5	4.8	2.7	4.3
89	平成元年	10.2	1.57	6.4	4.6	2.6	3.7
1990	2	10.0	1.54	6.7	4.6	2.6	3.3
91	3	9.9	1.53	6.7	4.4	2.4	3.2
92	4	9.8	1.50	6.9	4.5	2.4	2.9
93	5	9.6	1.46	7.1	4.3	2.3	2.5
94	6	10.0	1.50	7.1	4.2	2.3	2.9
95	7	9.6	1.42	7.4	4.3	2.2	2.1
96	8	9.7	1.43	7.2	3.8	2.0	2.5
97	9	9.5	1.39	7.3	3.7	1.9	2.2
98	10	9.6	1.38	7.5	3.6	2.0	2.1
99	11	9.4	1.34	7.8	3.4	1.8	1.6
2000	12	9.5	1.36	7.7	3.2	1.8	1.8
01	13	9.3	1.33	7.7	3.1	1.6	1.6
02	14	9.2	1.32	7.8	3.0	1.7	1.4
03	15	8.9	1.29	8.0	3.0	1.7	0.9
04	16	8.8	1.29	8.2	2.8	1.5	0.7
05	17	8.4	1.26	8.6	2.8	1.4	0.2
06	18	8.7	1.32	8.6	2.6	1.3	0.1
07	19	8.6	1.34	8.8	2.6	1.3	0.1
08	20	8.7	1.37	9.1	2.6	1.2	0.4
09	21	8.5	1.37	9.1	2.4	1.2	0.6
2010	22	8.5	1.39	9.5	2.3	1.1	1.0
11	23	8.3	1.39	9.9	2.3	1.1	1.6
12	24	8.2	1.41	10.0	2.2	1.0	1.7
13	25	8.2	1.43	10.1	2.1	1.0	1.9
14	26	8.0	1.42	10.1	2.1	0.9	2.1
15	27	8.0	1.45	10.3	1.9	0.9	2.3
16	28	7.8	1.44	10.5	2.0	0.9	2.6
17	29	7.6	1.43	10.8	1.9	0.9	3.2
18	30	7.4	1.42	11.0	1.9	0.9	3.6

表3-2-2 年次別にみた  
Table 3-2-2 Trends in indices of

年 次 <sup>1)</sup> Year	死 産 率 <sup>3)</sup> (出 産 千 対) Foetal death rate (per 1,000 total births)			周 産 期 死 亡 率 <sup>4)</sup> (出 産 千 対) Perinatal death rate	妊娠満22週 以 後 の 死 産 率 <sup>5)</sup> (出 産 千 対)	早 期 新 生 児 死 亡 率 (出生 千 対) Early neonatal death rate	婚 姻 率 (人 口 千 対) Marriage rate	離 婚 率 (人 口 千 対) Divorce rate
	総 数 Total	自然 死 産 Spontaneous	人 工 死 産 Artificial	[ per 1,000 total births ]	[ per 1,000 total births ]	[ per 1,000 live births ]	[ per 1,000 population ]	[ per 1,000 population ]
1899 明治32年	89.1	...	...	...	...	...	6.9	1.53
1900 33	88.5	...	...	...	...	...	7.9	1.46
01 34	93.8	...	...	...	...	...	8.5	1.43
02 35	94.5	...	...	...	...	...	8.8	1.43
03 36	93.6	...	...	...	...	...	8.1	1.44
04 37	92.6	...	...	...	...	...	8.6	1.39
1905 38	89.1	...	...	...	...	...	7.5	1.29
06 39	97.0	...	...	...	...	...	7.5	1.39
07 40	89.6	...	...	...	...	...	9.1	1.29
08 41	89.1	...	...	...	...	...	9.6	1.26
09 42	87.1	...	...	...	...	...	9.0	1.21
1910 43	84.2	...	...	...	...	...	9.0	1.21
11 44	81.6	...	...	...	...	...	8.7	1.16
12 大正元年	78.3	...	...	...	...	...	8.5	1.17
13 2	77.6	...	...	...	...	...	8.4	1.16
14 3	74.6	...	...	...	...	...	8.7	1.15
15 4	72.8	...	...	...	...	...	8.4	1.14
16 5	72.0	...	...	...	...	...	8.1	1.13
17 6	71.9	...	...	...	...	...	8.3	1.03
18 7	73.7	...	...	...	...	...	9.1	1.03
19 8	69.5	...	...	...	...	...	8.7	1.03
1920 9	66.4	...	...	...	...	...	9.8	0.99
21 10	65.0	...	...	...	...	...	9.2	0.94
22 11	62.9	...	...	...	...	...	9.0	0.92
23 12	61.5	...	...	...	...	...	8.8	0.88
24 13	59.2	...	...	...	...	...	8.7	0.88
25 14 昭和元年	56.3	...	...	...	...	...	8.7	0.87
26 2	55.7	...	...	...	...	...	8.3	0.83
27 3	53.7	...	...	...	...	...	7.9	0.82
28 4	53.3	...	...	...	...	...	8.0	0.78
29 5	53.3	...	...	...	...	...	7.8	0.81
1930 6	53.4	...	...	...	...	...	7.9	0.80
31 7	52.5	...	...	...	...	...	7.6	0.77
32 8	51.9	...	...	...	...	...	7.8	0.77
33 9	51.1	...	...	...	...	...	7.2	0.73
34 10	52.4	...	...	...	...	...	7.5	0.71
35 11	50.1	...	...	...	...	...	8.0	0.70
36 12	50.2	...	...	...	...	...	7.8	0.66
37 13	48.6	...	...	...	...	...	9.5	0.66
38 14	49.1	...	...	...	...	...	7.6	0.63
39 15	49.2	...	...	...	...	...	7.8	0.64
1940 16	46.0	...	...	...	...	...	9.3	0.68
41 17	43.4	...	...	...	...	...	11.0	0.69
42 18	41.0	...	...	...	...	...	9.4	0.64
43 19	39.6	...	...	...	...	...	10.2	0.68
1947 22	44.2	...	...	...	...	...	12.0	1.02
48 23	50.9	* 36.9	* 10.9	...	...	...	11.9	0.99
49 24	66.7	* 39.1	* 25.9	...	...	...	10.3	1.01
1950 25	84.9	41.7	43.2	...	...	15.1	8.6	1.01
51 26	92.2	43.0	49.3	...	...	15.3	7.9	0.97
52 27	92.3	42.8	49.5	...	...	14.3	7.9	0.92
53 28	93.8	43.5	50.2	...	...	14.3	7.8	0.86
54 29	95.6	44.6	51.1	...	...	13.7	7.9	0.87
55 30	95.8	44.5	51.3	...	...	13.1	8.0	0.84
56 31	97.1	46.9	50.1	...	...	13.5	7.9	0.80
57 32	101.2	49.9	51.3	...	...	12.5	8.5	0.79
58 33	100.7	50.2	50.5	...	...	11.6	9.0	0.80
59 34	100.6	51.3	49.3	...	...	11.3	9.1	0.78

注：3) 死産率は死産数を出産数（死産数に出生数を加えたもの）で除したものである。

4) 周産期死亡率は周産期死亡数を出産数（妊娠22週以後の死産数に出生数を加えたもの）で除したものである。

5) 妊娠22週以後の死産率は妊娠22週以後の死産数を出産数（妊娠22週以後の死産数に出生数を加えたもの）で除したものである。

人口動態総覧 (率) (つづき)  
vital statistics (rates) : Japan—CON.

年 次 Year	死 産 率 <sup>3)</sup> (出 産 千 対) Foetal death rate (per 1,000 total births)			周産期死亡率 <sup>4)</sup> (出 産 千 対) Perinatal death rate  [ per 1,000 total births ]	妊娠満22週 以後の死産率 <sup>5)</sup> (出 産 千 対) Foetal death rate at 22 completed weeks and over of gestation  [ per 1,000 total births ]	早期新生児死亡率 (出生千対) Early neonatal death rate  [ per 1,000 live births ]	婚 姻 率 (人口千対) Marriage rate  [ per 1,000 population ]	離 婚 率 (人口千対) Divorce rate  [ per 1,000 population ]	
	総 数 Total	自然 死 産 Spontaneous	人 工 死 産 Artificial						
1960 昭和35年	100.4	52.3	48.1	...	...	10.6	9.3	0.74	
61 36	101.7	54.3	47.4	...	...	10.6	9.4	0.74	
62 37	98.8	54.2	44.6	...	...	10.0	9.8	0.75	
63 38	95.6	53.3	42.4	...	...	9.2	9.7	0.73	
64 39	89.2	51.7	37.5	...	...	8.5	9.9	0.74	
65 40	81.4	47.6	33.8	...	...	8.2	9.7	0.79	
66 41	98.2	55.2	43.1	...	...	8.6	9.5	0.80	
67 42	71.6	43.6	28.0	...	...	7.3	9.6	0.84	
68 43	71.1	43.4	27.7	...	...	7.3	9.5	0.87	
69 44	68.6	42.3	26.3	...	...	6.8	9.6	0.89	
1970	45	65.3	40.6	24.7	...	6.6	10.0	0.93	
71 46	61.4	39.3	22.1	...	...	6.3	10.5	0.99	
72 47	57.8	37.8	20.1	...	...	6.1	10.4	1.02	
73 48	52.6	35.6	17.0	...	...	5.8	9.9	1.04	
74 49	51.3	34.9	16.4	...	...	5.6	9.1	1.04	
75 50	50.8	33.8	17.1	...	...	5.4	8.5	1.07	
76 51	52.7	33.1	19.6	...	...	5.1	7.8	1.11	
77 52	51.5	32.6	18.9	...	...	4.9	7.2	1.14	
78 53	48.7	31.1	17.6	...	...	4.5	6.9	1.15	
79 54	47.7	29.6	18.1	21.6	17.5	4.2	6.8	1.17	
1980	55	46.8	28.8	18.0	20.2	3.9	6.7	1.22	
81 56	49.2	28.8	20.5	19.5	15.9	3.7	6.6	1.32	
82 57	49.0	27.7	21.3	18.3	15.0	3.3	6.6	1.39	
83 58	45.5	25.4	20.1	16.9	14.0	3.0	6.4	1.51	
84 59	46.3	24.3	22.0	16.6	13.8	2.9	6.2	1.50	
85 60	46.0	22.1	23.9	15.4	12.9	2.6	6.1	1.39	
86 61	45.3	21.4	23.9	14.6	12.2	2.3	5.9	1.37	
87 62	45.3	21.2	24.0	13.7	11.5	2.3	5.7	1.30	
88 63	43.4	19.5	23.9	12.7	10.6	2.1	5.8	1.26	
89 平成元年	42.4	18.9	23.5	12.1	10.2	1.9	5.8	1.29	
1990	2	42.3	18.3	23.9	11.1	9.2	5.9	1.28	
91 3	39.7	17.5	22.1	8.5	6.7	1.8	6.0	1.37	
92 4	38.9	17.2	21.6	8.1	6.4	1.8	6.1	1.45	
93 5	36.6	16.4	20.2	7.7	6.0	1.7	6.4	1.52	
94 6	33.5	15.4	18.1	7.5	5.8	1.7	6.3	1.57	
95 7	32.1	14.9	17.2	7.0	5.5	1.5	6.4	1.60	
96 8	31.7	14.7	17.0	6.7	5.2	1.4	6.4	1.66	
97 9	32.1	14.2	17.9	6.4	5.0	1.4	6.2	1.78	
98 10	31.4	13.6	17.8	6.2	4.8	1.4	6.3	1.94	
99 11	31.6	13.7	17.9	6.0	4.7	1.3	6.1	2.00	
2000	12	31.2	13.2	18.1	5.8	4.5	1.3	6.4	2.10
01 13	31.0	13.0	18.0	5.5	4.3	1.2	6.4	2.27	
02 14	31.1	12.7	18.3	5.5	4.3	1.2	6.0	2.30	
03 15	30.5	12.6	17.8	5.3	4.1	1.2	5.9	2.25	
04 16	30.0	12.5	17.5	5.0	3.9	1.1	5.7	2.15	
05 17	29.1	12.3	16.7	4.8	3.8	1.0	5.7	2.08	
06 18	27.5	11.9	15.6	4.7	3.7	1.0	5.8	2.04	
07 19	26.2	11.7	14.5	4.5	3.5	1.0	5.7	2.02	
08 20	25.2	11.3	13.9	4.3	3.4	0.9	5.8	1.99	
09 21	24.6	11.1	13.5	4.2	3.4	0.8	5.6	2.01	
2010	22	24.2	11.2	13.0	4.2	3.4	0.8	5.5	1.99
11 23	23.9	11.1	12.8	4.1	3.3	0.8	5.2	1.87	
12 24	23.4	10.8	12.6	4.0	3.2	0.8	5.3	1.87	
13 25	22.9	10.4	12.5	3.7	3.0	0.7	5.3	1.84	
14 26	22.9	10.6	12.3	3.7	3.0	0.7	5.1	1.77	
15 27	22.0	10.6	11.4	3.7	3.0	0.7	5.1	1.81	
16 28	21.0	10.1	10.9	3.6	2.9	0.7	5.0	1.73	
17 29	21.1	10.1	11.0	3.5	2.8	0.7	4.9	1.70	
18 30	20.9	9.9	11.0	3.3	2.6	0.7	4.7	1.68	

表3-3-1 都道府県(特別区)  
Table 3-3-1 Summary tables of vital statistics:

都道府県 <sup>1)</sup> Prefecture	人口 <sup>2)</sup> Population	出生数 Live births	死亡数 Deaths	再掲 (Regrouped)			自然増減数 Natural change	死胎 Foetal 総数 Total
				乳児(1歳未満) 死亡数 Infant deaths (under 1 year)	新生児(生後4週未満) 死亡数 Neonatal deaths (under 4 weeks)	死亡数 Deaths		
全国 Total	124 218 285	918 400	1 362 470	1 748	801	△	444 070	19 614
01 北海道	5 253 000	32 642	64 187	62	32	△	31 545	881
02 青森県	1 258 000	7 803	17 936	15	10	△	10 133	191
03 岩手県	1 234 000	7 615	17 390	23	8	△	9 775	172
04 宮城县	2 296 000	16 211	24 520	34	16	△	8 309	338
05 秋田県	978 000	5 040	15 434	13	9	△	10 394	115
06 山形県	1 083 000	6 973	15 320	17	9	△	8 347	148
07 福島県	1 851 000	12 495	24 747	28	10	△	12 252	266
08 茨城県	2 829 000	19 368	32 927	51	24	△	13 559	420
09 栃木県	1 919 000	13 495	21 885	35	15	△	8 390	286
10 群馬県	1 901 000	12 922	22 937	24	8	△	10 015	288
11 埼玉県	7 175 000	51 241	67 726	89	41	△	16 485	1 130
12 千葉県	6 143 000	43 404	59 561	90	49	△	16 157	955
13 東京都	13 340 000	107 150	119 253	183	71	△	12 103	2 201
14 神奈川県	8 993 000	66 564	82 336	134	64	△	15 772	1 424
15 新潟県	2 230 000	14 509	30 068	27	17	△	15 559	296
16 富山県	1 035 000	6 846	13 066	10	6	△	6 220	140
17 石川県	1 130 000	8 359	12 723	10	5	△	4 364	141
18 福井県	762 000	5 826	9 221	8	2	△	3 395	128
19 山梨県	805 000	5 556	9 916	4	2	△	4 360	145
20 長野県	2 032 000	14 184	25 422	21	12	△	11 238	253
21 岐阜県	1 956 000	13 720	23 062	26	15	△	9 342	271
22 静岡県	3 582 000	25 192	41 972	50	30	△	16 780	470
23 愛知県	7 323 000	61 230	68 833	102	47	△	7 603	1 165
24 三重県	1 751 000	12 582	20 900	21	9	△	8 318	251
25 滋賀県	1 388 000	11 350	13 246	15	7	△	1 896	207
26 京都府	2 539 000	17 909	26 654	31	13	△	8 745	362
27 大阪府	8 639 000	65 446	89 494	131	42	△	24 048	1 410
28 兵庫県	5 394 000	39 713	57 452	69	26	△	17 739	852
29 神奈川県	1 329 000	8 947	14 674	20	9	△	5 727	179
30 和歌山県	929 000	6 070	13 062	10	5	△	6 992	125
31 鳥取県	556 000	4 190	7 309	8	4	△	3 119	90
32 岡山県	671 000	4 887	9 724	9	4	△	4 837	99
33 広島県	1 877 000	14 485	22 429	33	21	△	7 944	288
34 山口県	2 776 000	21 363	31 346	45	26	△	9 983	445
35 德島県	1 355 000	8 987	18 836	14	7	△	9 849	176
36 香川県	731 000	4 998	10 011	10	6	△	5 013	91
37 愛媛県	952 000	6 899	12 169	12	4	△	5 270	133
38 高知県	1 342 000	9 330	18 207	13	3	△	8 877	211
39 福岡県	702 000	4 559	10 251	5	3	△	5 692	105
40 佐賀県	5 047 000	42 008	53 309	89	49	△	11 301	955
41 長崎県	813 000	6 535	10 112	6	-	△	3 577	142
42 熊本県	1 333 000	10 135	17 714	23	11	△	7 579	227
43 大分県	1 743 000	14 301	21 380	33	15	△	7 079	345
44 宮崎県	1 132 000	8 200	14 492	13	3	△	6 292	200
45 宮崎県	1 074 000	8 434	13 981	21	9	△	5 547	211
46 沖縄県	1 604 000	12 956	22 106	32	9	△	9 150	289
47 沖縄県	1 432 000	15 732	12 157	24	11	△	3 575	382
外國	·	39	154	1	-	△	115	12
不詳	·	·	859	4	3	·	·	3
Place of residence not stated								
特別区 - 指定都市(再掲) Special wards and specified cities(Regrouped)								
50 東京都の区部	9 556 000	77 335	80 091	130	51	△	2 756	1 619
51 札幌市	1 966 000	13 248	19 343	34	20	△	6 095	346
52 仙台市	1 089 000	8 407	8 996	18	8	△	589	165
53 さいたま市	1 296 000	10 204	10 728	11	7	△	524	182
54 千葉市	977 000	6 389	8 777	15	8	△	2 388	143
55 横浜市	3 740 000	27 170	33 213	49	23	△	6 043	578
56 相模原市	1 516 000	13 420	11 174	18	13	△	2 246	265
57 新潟市	723 000	5 006	6 286	24	11	△	1 280	121
58 静岡市	801 000	5 669	9 053	12	9	△	3 384	116
59 福岡市	695 000	4 587	8 096	9	5	△	3 509	82
60 浜松市	794 000	6 023	8 587	9	7	△	2 564	118
61 京都市	2 320 000	18 904	22 426	24	11	△	3 522	352
62 大阪市	1 469 000	9 989	14 602	19	6	△	4 613	202
63 大阪市	2 725 000	21 115	29 282	43	12	△	8 167	476
64 堺市	831 000	6 295	8 415	12	7	△	2 120	136
65 神戸市	1 527 000	10 388	15 435	16	9	△	5 047	260
66 岡山市	721 000	6 025	6 885	9	6	△	860	117
67 北九州市	1 199 000	9 999	10 560	21	12	△	561	194
68 福岡市	946 000	7 188	11 304	14	7	△	4 116	176
69 熊本市	1 579 000	13 927	12 226	26	16	△	1 701	307
70 熊本県	740 000	6 766	6 924	20	7	△	158	161

注：1) 都道府県別の表章は、出生は子の住所、死亡は死亡者の住所、死産は母の住所、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による。

2) 都道府県については総務省統計局「人口推計(平成30年10月1日現在)」の日本人口、特別区-指定都市については各指定都市及び東京都が推計した平成30年10月1日現在の総人口である。また、人口についてはe-Statの「人口」に掲載している。

## 指定都市再掲) 別にみた人口動態総覧

Japan, each prefecture and special wards and specified cities, 2018

平成30年

産 死 産 deaths		周 産 期 死 亡 数 Perinatal deaths			婚姻件数 Marriages	離婚件数 Divorces	都道府県 Prefecture	
自然死産 Spontaneous	人工死産 Artificial	総 数 Total	妊娠満22週 以後の死産数 Foetal deaths at 22 completed weeks and over of gestation	早期新生児死亡数 Early neonatal deaths				
9 252	10 362	2 999	2 385	614	586 481	208 333	全 国 Total	
388	493	118	95	23	22 916	9 971	01 北海道	森
91	100	21	13	8	4 737	2 022	02 青森県	手
89	83	33	28	5	4 439	1 843	03 岩手県	城
165	173	50	40	10	10 328	3 645	04 宮城县	田
71	44	23	16	7	3 052	1 246	05 秋田県	
71	77	28	21	7	4 039	1 487	06 山形県	形
144	122	49	44	5	7 685	3 084	07 福島県	島
204	216	93	74	19	12 332	4 751	08 茨城県	木
146	140	54	43	11	8 182	3 092	09 榎原群	馬
132	156	27	21	6	8 088	2 973	10 奈良県	
521	609	160	133	27	32 745	11 716	11 埼玉県	玉葉
465	490	171	137	34	28 202	10 250	12 千葉県	京
1 007	1 194	315	259	56	82 716	22 706	13 東京都	湯
639	785	224	171	53	45 079	14 943	14 神奈川県	奈
147	149	50	38	12	8 612	2 814	15 新潟県	
73	67	24	19	5	4 234	1 322	16 富山県	山川
82	59	24	20	4	4 965	1 469	17 石川県	井
76	52	21	20	1	3 274	1 081	18 福井県	梨
57	88	10	8	2	3 473	1 287	19 山梨県	野
124	129	40	31	9	8 737	3 053	20 長野県	
132	139	47	33	14	7 912	2 876	21 岐阜県	阜岡
224	246	77	56	21	15 768	5 923	22 静岡県	知
576	589	178	142	36	39 117	12 653	23 愛知県	重賀
116	135	36	30	6	7 446	2 929	24 三重県	
119	88	38	31	7	6 455	2 060	25 滋賀県	
169	193	53	42	11	11 491	4 046	26 京都府	都阪
656	754	205	170	35	44 365	16 243	27 大阪府	庫
410	442	107	87	20	24 532	8 969	28 兵庫県	良山
79	100	34	26	8	5 234	2 047	29 神奈川県	歌
58	67	17	15	2	3 785	1 686	30 和歌県	
45	45	17	14	3	2 329	914	31 鳥取県	取根
51	48	18	15	3	2 672	901	32 岡山県	島口
138	150	62	45	17	8 436	3 078	33 広島県	
207	238	84	61	23	12 613	4 568	34 山口県	
91	85	32	25	7	5 347	2 170	35 德島県	
42	49	18	14	4	2 910	1 175	36 香川県	島川
74	59	22	19	3	4 236	1 637	37 愛媛県	媛
89	122	18	16	2	5 421	2 229	38 高知県	知
52	53	21	18	3	2 659	1 227	39 福岡県	
409	546	148	110	38	25 265	9 624	40 佐賀県	
62	80	12	12	-	3 449	1 280	41 長崎県	賀崎
108	119	36	26	10	5 394	2 050	42 熊本県	本分
165	180	44	33	11	7 643	2 972	43 大宮	崎
85	115	25	22	3	4 804	1 931	44 熊谷市	
81	130	22	15	7	4 637	2 032	45 宮城郡	
133	156	37	31	6	6 839	2 740	46 鹿児島県	島繩
182	200	53	46	7	7 887	3 618	47 沖縄県	
5	7	-	-	-	·	·	48 国外	國
2	1	3	-	3	·	·	49 不詳	詳
Place of residence not stated								
特別区 - 指定都市 (再掲) Special wards and specified cities (Regrouped)								
728	891	233	193	40	64 253	16 279	50 東京都の区	部幌
138	208	47	32	15	9 878	4 024	51 札幌市	台
82	83	25	19	6	5 750	1 697	52 仙台市	ま葉
80	102	25	23	2	6 662	1 955	53 さいたま市	
70	73	23	18	5	4 317	1 579	54 千葉市	
255	323	86	66	20	18 191	5 958	55 横浜市	浜崎
118	147	41	29	12	9 899	2 362	56 相模原市	原
56	65	24	18	6	3 250	1 265	57 新座市	模
59	57	24	19	5	3 387	1 089	58 静岡市	
34	48	10	8	2	3 155	1 131	59 静岡郡	
71	47	26	20	6	3 616	1 192	60 浜名市	古
151	201	48	39	9	13 468	4 294	61 京都市	
88	114	31	26	5	7 184	2 368	62 大阪市	
197	279	66	57	9	17 310	5 772	63 鹿児島市	
71	65	19	15	4	3 973	1 514	64 福岡市	
128	132	29	22	7	7 145	2 598	65 神戸市	戸山
49	68	18	14	4	3 591	1 213	66 岡山市	島州
93	101	40	30	10	6 099	2 026	67 北九州市	岡
71	105	24	19	5	4 553	1 818	68 福岡市	本
137	170	49	37	12	9 532	2 910	69 熊本市	
79	82	23	18	5	3 758	1 301	70 熊本県	

表3-3-2 都道府県(特別区)  
Table 3-3-2 Summary tables of vital statistics (rates):

都道府県 <sup>1)</sup> Prefecture	出生率 (人口千対) Live Birth rate  (per 1,000 population)	死亡率 (人口千対) Death rate  (per 1,000 population)	乳児死亡率 (出生千対) Infant mortality rate  (per 1,000 live births)	新生児死亡率 (出生千対) Neonatal mortality rate  (per 1,000 live births)	自然増減率 (人口千対) Natural change rate  (per 1,000 population)	死産 (出産千対) Foetal death rate (per 1,000 total births)	
							総数 Total
							自然死産 Spontaneous
全 国 Total	7.4	11.0	1.9	0.9	△ 3.6	20.9	9.9
01 北海道	6.2	12.2	1.9	1.0	△ 6.0	26.3	11.6
02 青森県	6.2	14.3	1.9	1.3	△ 8.1	23.9	11.4
03 岩手県	6.2	14.1	3.0	1.1	△ 7.9	22.1	11.4
04 宮城县	7.1	10.7	2.1	1.0	△ 3.6	20.4	10.0
05 秋田県	5.2	15.8	2.6	1.8	△ 10.6	22.3	13.8
06 山形県	6.4	14.1	2.4	1.3	△ 7.7	20.8	10.0
07 福島県	6.8	13.4	2.2	0.8	△ 6.6	20.8	11.3
08 茨城県	6.8	11.6	2.6	1.2	△ 4.8	21.2	10.3
09 栃木県	7.0	11.4	2.6	1.1	△ 4.4	20.8	10.6
10 群馬県	6.8	12.1	1.9	0.6	△ 5.3	21.8	10.0
11 埼玉県	7.1	9.4	1.7	0.8	△ 2.3	21.6	9.9
12 千葉県	7.1	9.7	2.1	1.1	△ 2.6	21.5	10.5
13 東京都	8.0	8.9	1.7	0.7	△ 0.9	20.1	9.2
14 神奈川県	7.4	9.2	2.0	1.0	△ 1.8	20.9	9.4
15 新潟県	6.5	13.5	1.9	1.2	△ 7.0	20.0	9.9
16 富山県	6.6	12.6	1.5	0.9	△ 6.0	20.0	10.4
17 石川県	7.4	11.3	1.2	0.6	△ 3.9	16.6	9.6
18 福井県	7.6	12.1	1.4	0.3	△ 4.5	21.5	12.8
19 山梨県	6.9	12.3	0.7	0.4	△ 5.4	25.4	10.0
20 長野県	7.0	12.5	1.5	0.8	△ 5.5	17.5	8.6
21 岐阜県	7.0	11.8	1.9	1.1	△ 4.8	19.4	9.4
22 静岡県	7.0	11.7	2.0	1.2	△ 4.7	18.3	8.7
23 愛知県	8.4	9.4	1.7	0.8	△ 1.0	18.7	9.2
24 三重県	7.2	11.9	1.7	0.7	△ 4.8	19.6	9.0
25 滋賀県	8.2	9.5	1.3	0.6	△ 1.4	17.9	10.3
26 京都府	7.1	10.5	1.7	0.7	△ 3.4	19.8	9.2
27 大阪府	7.6	10.4	2.0	0.6	△ 2.8	21.1	9.8
28 兵庫県	7.4	10.7	1.7	0.7	△ 3.3	21.0	10.1
29 奈良県	6.7	11.0	2.2	1.0	△ 4.3	19.6	8.7
30 和歌山県	6.5	14.1	1.6	0.8	△ 7.5	20.2	9.4
31 鳥取県	7.5	13.1	1.9	1.0	△ 5.6	21.0	10.5
32 岡山県	7.3	14.5	1.8	0.8	△ 7.2	19.9	10.2
33 広島県	7.7	11.9	2.3	1.4	△ 4.2	19.5	9.3
34 山口県	7.7	11.3	2.1	1.2	△ 3.6	20.4	9.5
35 德島県	6.6	13.9	1.6	0.8	△ 7.3	19.2	9.9
36 香川県	6.8	13.7	2.0	1.2	△ 6.9	17.9	8.3
37 愛媛県	7.2	12.8	1.7	0.6	△ 5.5	18.9	10.5
38 高知県	7.0	13.6	1.4	0.3	△ 6.6	22.1	9.3
39 福井県	6.5	14.6	1.1	0.7	△ 8.1	22.5	11.1
40 岐阜県	8.3	10.6	2.1	1.2	△ 2.2	22.2	9.5
41 佐賀県	8.0	12.4	0.9	-	△ 4.4	21.3	9.3
42 長崎県	7.6	13.3	2.3	1.1	△ 5.7	21.9	10.4
43 熊本県	8.2	12.3	2.3	1.0	△ 4.1	23.6	11.3
44 大分県	7.2	12.8	1.6	0.4	△ 5.6	23.8	10.1
45 宮崎県	7.9	13.0	2.5	1.1	△ 5.2	24.4	9.4
46 鹿児島県	8.1	13.8	2.5	0.7	△ 5.7	21.8	10.0
47 沖縄県	11.0	8.5	1.5	0.7	△ 2.5	23.7	11.3
特別区-指定都市(再掲) Special wards and specified cities (Regrouped)							
50 東京都の区部	8.1	8.4	1.7	0.7	△ 0.3	20.5	9.2
51 札幌市	6.7	9.8	2.6	1.5	△ 3.1	25.5	10.2
52 仙台市	7.7	8.3	2.1	1.0	△ 0.5	19.2	9.6
53 さっぽろ市	7.9	8.3	1.1	0.7	△ 0.4	17.5	7.7
54 千葉市	6.5	9.0	2.3	1.3	△ 2.4	21.9	10.7
55 横浜市	7.3	8.9	1.8	0.8	△ 1.6	20.8	9.2
56 相模原市	8.9	7.4	1.3	1.0	△ 1.5	19.4	8.6
57 新潟市	6.9	8.7	4.8	2.2	△ 1.8	23.6	10.9
58 静岡市	7.1	11.3	2.1	1.6	△ 4.2	20.1	10.2
59 浜松市	6.6	11.6	2.0	1.1	△ 5.0	17.6	7.3
60 浜松市	7.6	10.8	1.5	1.2	△ 3.2	19.2	11.6
61 名古屋市	8.1	9.7	1.3	0.6	△ 1.5	18.3	7.8
62 京都市	6.8	9.9	1.9	0.6	△ 3.1	19.8	8.6
63 大阪市	7.7	10.7	2.0	0.6	△ 3.0	22.0	9.1
64 堺市	7.6	10.1	1.9	1.1	△ 2.6	21.1	11.0
65 神戸市	6.8	10.1	1.5	0.9	△ 3.3	24.4	12.0
66 岡山市	8.4	9.5	1.5	1.0	△ 1.2	19.0	8.0
67 広島市	8.3	8.8	2.1	1.2	△ 0.5	19.0	9.1
68 北九州市	7.6	11.9	1.9	1.0	△ 4.4	23.9	9.6
69 福岡市	8.8	7.7	1.9	1.1	△ 1.1	21.6	9.6
70 熊本市	9.1	9.4	3.0	1.0	△ 0.2	23.2	11.4

注:率の算出方法は、「V 比率の解説」(60~63ページ)を参照されたい。

1) 都道府県別の表章は、出生は子の住所、死亡は死者の住所、死産は母の住所、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による。

2) 死産率は死産数を出産数(死産数に出生数を加えたもの)で除したものである。

3) 周産期死亡率は周産期死亡数を出産数(妊娠22週以後の死産数に出生数を加えたもの)で除したものである。

4) 妊娠22週以後の死産率は妊娠22週以後の死産数を出産数(妊娠22週以後の死産数に出生数を加えたもの)で除したものである。

指定都市再掲) 別にみた人口動態総覧 (率)

Japan, each prefecture and special wards and specified cities, 2018

平成30年

率 <sup>2)</sup>	周産期死亡率 <sup>3)</sup> (出産千対)	妊娠満22週 以後の死産率 <sup>4)</sup> (出産千対)	早期新生児死亡率 (出生千対)	婚姻率 (人口千対)	離婚率 (人口千対)	合計特殊 出生率	都道府県 <sup>1)</sup>	
							Prefecture	Total
人工死産 Artifical	Perinatal death rate	Foetal death rate at 22 completed weeks and over of gestation	Early neonatal death rate	Marriage rate	Divorce rate	Total fertility rate		
	[ per 1,000 total births ]	[ per 1,000 total births ]	[ per 1,000 live births ]	[ per 1,000 population ]	[ per 1,000 population ]			
11.0	3.3	2.6	0.7	4.7	1.68	1.42	全国 Total	
14.7	3.6	2.9	0.7	4.4	1.90	1.27	01 北海道	道
12.5	2.7	1.7	1.0	3.8	1.61	1.43	02 青森県	森
10.7	4.3	3.7	0.7	3.6	1.49	1.41	03 岩手県	手
10.5	3.1	2.5	0.6	4.5	1.59	1.30	04 宮城県	城
8.5	4.5	3.2	1.4	3.1	1.27	1.33	05 秋田県	田
10.8	4.0	3.0	1.0	3.7	1.37	1.48	06 山形県	形
9.6	3.9	3.5	0.4	4.2	1.67	1.53	07 福島県	島
10.9	4.8	3.8	1.0	4.4	1.68	1.44	08 茨城県	城
10.2	4.0	3.2	0.8	4.3	1.61	1.44	09 栃木県	木
11.8	2.1	1.6	0.5	4.3	1.56	1.47	10 群馬県	馬
11.6	3.1	2.6	0.5	4.6	1.63	1.34	11 埼玉県	玉
11.0	3.9	3.1	0.8	4.6	1.67	1.34	12 千葉県	葉
10.9	2.9	2.4	0.5	6.2	1.70	1.20	13 東京都	京
11.5	3.4	2.6	0.8	5.0	1.66	1.33	14 神奈川県	神
10.1	3.4	2.6	0.8	3.9	1.26	1.41	15 新潟県	奈
9.6	3.5	2.8	0.7	4.1	1.28	1.52	16 富山県	山
6.9	2.9	2.4	0.5	4.4	1.30	1.54	17 石川県	川
8.7	3.6	3.4	0.2	4.3	1.42	1.67	18 福井県	井
15.4	1.8	1.4	0.4	4.3	1.60	1.53	19 山梨県	梨
8.9	2.8	2.2	0.6	4.3	1.50	1.57	20 長野県	野
9.9	3.4	2.4	1.0	4.0	1.47	1.52	21 岐阜県	岐
9.6	3.0	2.2	0.8	4.4	1.65	1.50	22 静岡県	静
9.4	2.9	2.3	0.6	5.3	1.73	1.54	23 愛知県	愛
10.5	2.9	2.4	0.5	4.3	1.67	1.54	24 三重県	三
7.6	3.3	2.7	0.6	4.7	1.48	1.55	25 滋賀県	滋
10.6	3.0	2.3	0.6	4.5	1.59	1.29	26 京都府	都
11.3	3.1	2.6	0.5	5.1	1.88	1.35	27 大阪府	阪
10.9	2.7	2.2	0.5	4.5	1.66	1.44	28 兵庫県	兵
11.0	3.8	2.9	0.9	3.9	1.54	1.37	29 奈良県	奈
10.8	2.8	2.5	0.3	4.1	1.81	1.48	30 和歌山县	歌
10.5	4.0	3.3	0.7	4.2	1.64	1.61	31 鳥取県	取
9.6	3.7	3.1	0.6	4.0	1.34	1.74	32 岡山県	岡
10.2	4.3	3.1	1.2	4.5	1.64	1.53	33 広島県	広
10.9	3.9	2.8	1.1	4.5	1.65	1.55	34 山口県	山
9.3	3.6	2.8	0.8	3.9	1.60	1.54	35 香川県	香
9.6	3.6	2.8	0.8	4.0	1.61	1.52	36 徳島県	徳
8.4	3.2	2.7	0.4	4.4	1.72	1.61	37 香川県	香
12.8	1.9	1.7	0.2	4.0	1.66	1.55	38 愛媛県	愛
11.4	4.6	3.9	0.7	3.8	1.75	1.48	39 高知県	高
12.7	3.5	2.6	0.9	5.0	1.91	1.49	40 福井県	福
12.0	1.8	1.8	-	4.2	1.57	1.64	41 佐賀県	賀
11.5	3.5	2.6	1.0	4.0	1.54	1.68	42 長崎県	崎
12.3	3.1	2.3	0.8	4.4	1.71	1.69	43 熊本県	熊
13.7	3.0	2.7	0.4	4.2	1.71	1.59	44 大分県	大
15.0	2.6	1.8	0.8	4.3	1.89	1.72	45 宮崎県	宮
11.8	2.8	2.4	0.5	4.3	1.71	1.70	46 鹿児島県	鹿
12.4	3.4	2.9	0.4	5.5	2.53	1.89	47 琉球群島	琉
特別区-指定都市(再掲) Special wards and specified cities (Regrouped)								
11.3	3.0	2.5	0.5	6.7	1.70	...	50 東京都	東
15.3	3.5	2.4	1.1	5.0	2.05	...	51 札幌市	幌
9.7	3.0	2.3	0.7	5.3	1.56	...	52 仙台市	台
9.8	2.4	2.2	0.2	5.1	1.51	...	53 さっぽろ市	ま
11.2	3.6	2.8	0.8	4.4	1.62	...	54 千葉市	葉
11.6	3.2	2.4	0.7	4.9	1.59	...	55 横浜市	横
10.7	3.0	2.2	0.9	6.5	1.56	...	56 相模原市	相
12.7	4.8	3.6	1.2	4.5	1.75	...	57 新座市	新
9.9	4.2	3.3	0.9	4.2	1.36	...	58 静岡市	静
10.3	2.2	1.7	0.4	4.5	1.63	...	59 湘南市	湘
7.7	4.3	3.3	1.0	4.6	1.50	...	60 浜名市	浜
10.4	2.5	2.1	0.5	5.8	1.85	...	61 名古屋市	名
11.2	3.1	2.6	0.5	4.9	1.61	...	62 大阪市	大阪
12.9	3.1	2.7	0.4	6.4	2.12	...	63 堺市	堺
10.1	3.0	2.4	0.6	4.8	1.82	...	64 神戸市	神
12.4	2.8	2.1	0.7	4.7	1.70	...	65 福岡市	福
11.1	3.0	2.3	0.7	5.0	1.68	...	66 北九州市	北
9.9	4.0	3.0	1.0	5.1	1.69	...	67 筑豊市	筑
14.3	3.3	2.6	0.7	4.8	1.92	...	68 熊本市	熊
11.9	3.5	2.6	0.9	6.0	1.84	...	69 岡山市	岡
11.8	3.4	2.7	0.7	5.1	1.76	...	70 仙台市	仙

表3-4 世界各国における  
Table 3-4 International comparison

出生数・出生率（人口千対） Live births and live birth rates (per 1,000 population)

年次 Year	日本 Japan		カナダ Canada		アメリカ合衆国 U.S.A.		フランス France		ドイツ Germany		イタリア Italy		ロシア Russian Federation		イギリス United Kingdom	
	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate
2009	1 070 036	8.5	380 863	11.3	4 130 665	13.5	793 420	12.7	665 126	8.1	568 857	9.6	1 761 687	12.3	790 204	12.7
2010	1 071 305	8.5	376 951	11.1	3 999 386	12.9	802 224	12.8	677 947	8.3	561 944	9.5	1 788 948	12.5	807 271	12.9
2011	1 050 807	8.3	377 897	11.0	3 953 590	12.7	792 996	12.5	662 685	8.3	546 585	9.2	1 796 629	12.6	807 776	12.8
2012	1 037 232	8.2	381 869	11.0	3 952 841	12.6	790 290	12.4	673 544	8.4	534 186	9.0	1 902 084	13.3	812 970	12.8
2013	1 029 817	8.2	380 323	10.8	3 932 181	12.4	781 621	12.2	682 069	8.5	514 308	8.5	1 895 822	13.2	778 358	12.1
2014	1 003 609	8.0	384 100	10.8	3 988 076	12.5	806 101	12.6	714 927	8.8	502 596	8.3	...	...	775 908	12.0
2015	1 005 721	8.0	382 392	10.7	3 978 497	12.4	760 421	11.8	737 575	9.0	485 780	8.0	...	...	776 746	11.9
2016	977 242	7.8	383 102	10.6	...	...	744 697	11.5	792 137	9.6	473 438	7.8	...	...	774 386	11.8
2017	946 146	7.6	376 291	10.3	...	...	730 242	11.3	784 901	9.5	458 151	7.6	...	...	754 754	11.4
2018	918 400	7.4	...	...	...	...	719 737	11.1	787 523*	9.5*	...	...	...	...	...	...

合計特殊出生率 Total fertility rates

年次 Year	日本 Japan		カナダ Canada		アメリカ合衆国 U.S.A.		フランス France		ドイツ Germany		イタリア Italy		ロシア Russian Federation		イギリス United Kingdom	
	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate
2009	1.37	1.67		2.00		...		...		1.41		1.54		...		...
2010	1.39	...		1.93		2.02		1.39		1.41		...		...		...
2011	1.39	...		1.90		2.00		1.36		1.39		...		1.91		...
2012	1.41	1.61		1.88		1.99		1.41		1.42		...		1.92		...
2013	1.43	1.59		1.86		1.97		1.42		1.39		...		1.83		...
2014	1.42	1.58		1.86		1.97 *		1.47		1.37		...		1.82		...
2015	1.45	1.56		1.84		1.92 *		1.50		1.35		...		...		...
2016	1.44	1.54		...		1.89 *		...		...		...		...		...
2017	1.43	1.50		...		...		...		...		...		...		...
2018	1.42	...		...		...		...		...		...		...		...

死亡数・死亡率（人口千対） Deaths and death rates (per 1,000 population)

年次 Year	日本 Japan		カナダ Canada		アメリカ合衆国 U.S.A.		フランス France		ドイツ Germany		イタリア Italy		ロシア Russian Federation		イギリス United Kingdom	
	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate
2009	1 141 865	9.1	238 418	7.1	2 437 163	7.9	538 116	8.6	854 544	10.4	585 182	9.9	2 010 543	14.1	559 617	9.0
2010	1 197 014	9.5	244 968	7.2	2 468 435	8.0	540 469	8.6	858 768	10.5	587 488	9.9	2 028 516	14.2	561 666	8.9
2011	1 253 068	9.9	243 651	7.1	2 515 458	8.1	534 795	8.5	852 328	10.6	593 402	10.0	1 925 720	13.5	552 232	8.7
2012	1 256 359	10.0	246 596	7.1	2 543 279	8.1	559 227	8.8	869 582	10.8	612 883	10.3	1 906 335	13.3	569 024	8.9
2013	1 268 438	10.1	252 338	7.2	2 596 993	8.2	558 408	8.7	893 825	11.1	600 744	10.0	1 871 809	13.0	574 945	9.0
2014	1 273 025	10.1	258 821	7.3	2 626 418	8.2	545 021	8.5	868 356	10.7	598 364	9.8	...	...	568 840	8.8
2015	1 290 510	10.3	264 333	7.4	2 712 630	8.5	581 770	9.0	925 200	11.3	647 571	10.7	...	...	601 272	9.2
2016	1 308 158	10.5	267 213	7.4	...	...	581 073	9.0	910 902	11.1	615 261	10.1	...	...	595 655	9.1
2017	1 340 567	10.8	276 689	7.6	...	...	593 606	9.2	932 272	11.3	649 061	10.7	...	...	605 748	9.2
2018	1 362 470	11.0	...	...	...	...	595 500*	9.2*	954 874	11.5	...	...	...	...	...	...

乳児死亡数・乳児死亡率（出生千対） Infant deaths and infant mortality rates (per 1,000 live births)

年次 Year	日本 Japan		カナダ Canada		アメリカ合衆国 U.S.A.		フランス France		ドイツ Germany		イタリア Italy		ロシア Russian Federation		イギリス United Kingdom	
	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate
2009	2 556	2.4	...	...	26 412	6.4	2 903	3.7	2 334	3.5	1 947	3.4	14 271	8.1	3 677	4.7
2010	2 450	2.3	...	...	24 586	6.1	2 785	3.5	2 322	3.4	1 773	3.2	13 405	7.5	3 504	4.3
2011	2 463	2.3	...	...	23 985	6.1	2 604	3.3	2 408	3.6	1 595	2.9	13 168	7.3	3 502	4.3
2012	2 299	2.2	1 818	4.8	23 629	6.0	2 643	3.3	2 202	3.3	1 532	2.9	16 306	8.6	3 347	4.1
2013	2 185	2.1	1 884	5.0	23 440	6.0	2 710	3.5	2 250	3.3	1 493	2.9	...	...	...	...
2014	2 080	2.1	1 794	4.7	23 215	5.8	2 598	3.2	2 284	3.2	1 523	3.0	...	...	2 990	3.9
2015	1 916	1.9	1 737	4.5	23 455	5.9	2 655	3.5	2 405	3.3	1 398	2.9	...	...	3 004	3.9
2016	1 929	2.0	1 741	4.5	...	...	2 577	3.5	2 700	3.4	1 427	3.0	...	...	2 976	3.8
2017	1 762	1.9	1 700	4.5	...	...	2 639	3.6	2 571	3.3	1 251	2.7	...	...	2 947	3.9
2018	1 748	1.9	...	...	...	...	...	...	2 505	3.2	...	...	...	...	...	...

注：\*印は暫定値である。

日本は、平成16・18・21～29年の都道府県からの報告漏れ（平成31年3月29日公表）による再集計を行ったことにより、平成29年以前の報告書とは一致しない箇所がある。

1) 諸外国は、妊娠期間不詳の死産を含む。フランスについては、妊娠期間180日以後の死産である。

資料：日本は厚生労働省「人口動態統計」、諸外国はUN, Demographic Yearbook

## ける人口動態 of vital statistics

妊娠満28週以後の死産数・死産比（出生千対）<sup>1)</sup>

Foetal deaths and foetal death ratio at 28 completed weeks and over of gestation  
(per 1,000 live births)

年次 Year	日本 Japan		カナダ Canada		アメリカ合衆国 U.S.A.		フランス France		ドイツ Germany		イタリア Italy		ロシア Russian Federation		イギリス United Kingdom	
	数 Number	死産比 Ratio	数 Number	死産比 Ratio	数 Number	死産比 Ratio	数 Number	死産比 Ratio	数 Number	死産比 Ratio	数 Number	死産比 Ratio	数 Number	死産比 Ratio	数 Number	死産比 Ratio
2009	2 222	2.1	1 145	3.0	12 059	2.9	9 377	11.8	2 338	3.5	1 564	2.7	8 380	4.8	4 124	5.2
2010	2 187	2.0	1 084	2.9	11 870	3.0	8 206	10.2	2 466	3.6	1 532	2.7	8 300	4.6	4 110	5.1
2011	2 137	2.0	1 115*	3.0*	11 857	3.0	...	...	2 387	3.6	1 422	2.6	8 109	4.5	4 201	5.2
2012	1 969	1.9	1 102	2.9	11 739	3.0	...	...	2 400	3.6	1 439	2.7	12 142	6.4	3 938	4.8
2013	1 897	1.8	1 077	2.8	11 721	3.0	...	...	2 556	3.7	1 262*	2.5*	...	...	...	...
2014	1 791	1.8	1 140	3.0	11 311	2.8	...	...	2 597	3.6	1 364	2.7	...	...	3 563	4.6
2015	1 830	1.8	1 078	2.8	11 354	2.9	...	...	2 787	3.8	1 305	2.7	...	...	3 434	4.4
2016	1 700	1.7	1 068	2.8	...	...	...	...	2 914	3.7	1 308	2.8	...	...	3 377	4.4
2017	1 616	1.7	1 073	2.9	...	...	...	...	3 003	3.8	1 265	2.8	...	...	3 157	4.2
2018	1 383	1.5	...	...	...	...	...	...	3 030	3.8	...	...	...	...	...	...

婚姻件数・婚姻率（人口千対） Marriages and marriage rates (per 1,000 population)

年次 Year	日本 Japan		カナダ Canada		アメリカ合衆国 U.S.A.		フランス France		ドイツ Germany		イタリア Italy		ロシア Russian Federation		イギリス United Kingdom	
	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate
2009	707 740	5.6	...	...	2 077 000	6.8	245 151	3.9	378 439	4.6	230 613	3.9	1 199 446	8.4	267 898	4.3
2010	700 222	5.5	...	...	2 096 000	6.8	245 334	3.9	382 047	4.7	217 700	3.7	1 215 066	8.5	280 444	4.5
2011	661 898	5.2	...	...	2 118 000	6.8	231 100	3.7	377 816	4.7	204 830	3.4	1 316 011	9.2	258 391	4.5
2012	668 870	5.3	...	...	2 131 000	6.8	239 840	3.8	387 423	4.8	207 138	3.5	1 213 598	8.5	...	...
2013	660 622	5.3	...	...	2 081 301	6.6	233 108	3.7	373 655	4.6	194 057	3.2	1 225 501	8.5	276 527	4.3
2014	643 783	5.1	...	...	2 140 272	6.7	235 315	3.7	385 952	4.8	189 765	3.1	...	...	289 841	4.5
2015	635 225	5.1	...	...	2 221 579	6.9	230 364	3.6	400 115	4.9	194 377	3.2	...	...	283 559	4.4
2016	620 707	5.0	...	...	...	...	226 614	3.5	410 426	5.0	203 258	3.4	...	...	...	...
2017	606 952	4.9	...	...	...	...	227 758	3.5	407 466	4.9	191 287	3.2	...	...	...	...
2018	586 481	4.7	...	...	...	...	229 000*	3.5*	416 615*	5.0*	...	...	...	...	...	...

離婚件数・離婚率（人口千対） Divorces and divorce rates (per 1,000 population)

年次 Year	日本 Japan		カナダ Canada		アメリカ合衆国 U.S.A.		フランス France		ドイツ Germany		イタリア Italy		ロシア Russian Federation		イギリス United Kingdom	
	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate	数 Number	率 Rate
2009	253 354	2.01	...	...	840 000	2.74	127 578	2.04	185 817	2.27	54 456	0.92	699 430	4.90	126 520	2.03
2010	251 379	1.99	...	...	872 000	2.82	130 810	2.08	187 027	2.29	54 160	0.91	639 321	4.48	132 338	2.11
2011	235 720	1.87	...	...	877 000	2.81	129 802	2.05	187 640	2.34	53 806	0.91	669 376	4.68	129 764	2.05
2012	235 407	1.87	...	...	851 000	2.71	125 217	1.97	179 147	2.23	51 319	0.86	644 101	4.50	130 469	2.05
2013	231 385	1.84	...	...	832 157	2.63	121 849	1.91	169 833	2.11	52 943	0.88	667 971	4.65	126 718	1.98
2014	222 115	1.77	...	...	813 862	2.55	120 568	1.88	166 199	2.05	52 355	0.86	...	...	122 656	1.90
2015	226 238	1.81	...	...	800 909	2.50	120 731	1.88	163 335	2.00	82 469	1.36	...	...	112 412	1.73
2016	216 856	1.73	...	...	...	...	124 768	1.93	162 397	1.97	99 071	1.63	...	...	118 158	1.80
2017	212 296	1.70	...	...	...	...	...	...	153 501	1.86	91 629	1.51	...	...	...	...
2018	208 333	1.68	...	...	...	...	...	...	148 066	1.79	...	...	...	...	...	...

## IV 用語の解説

Part IV Commentary on the terms

自然増減	出生数から死亡数を減じたものをいう。
乳児死亡	生後1年未満の死亡をいう。
新生児死亡	生後4週未満の死亡をいう。
早期新生児死亡	生後1週未満の死亡をいう。
妊娠期間	出生、死産及び周産期死亡の妊娠期間は満週数による(1978年(昭和53年)までは、 <sup>かぞ</sup> 数えによる妊娠月数)。 早期：妊娠満37週未満(259日未満) 正期：妊娠満37週から満42週未満(259日から293日) 過期：妊娠満42週以上(294日以上)
死産	妊娠満12週(妊娠第4月)以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
自然死産と人工死産	人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置(胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用)を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。 なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。 (1) 胎児を出生させることを目的とした場合 (2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合

### (参考)

死産統計を観察する場合、次の沿革を考慮する必要がある。

1948年(昭和23年)以降：優生保護法の施行(7月)により、人工妊娠中絶の中の、妊娠第4月以降のものも人工死産に含むことになった。

1949年(昭和24年)以降：優生保護法の改正(6月)により、人工妊娠中絶の理由に「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」も含むことになった。

1952年(昭和27年)以降：優生保護法の改正(5月)により、優生保護審査会の審査を廃止するなど、その手続きが簡素適正化され、優性保護法による指定医師は本人及び配偶者の同意を得て、要件に該当する者に対し、人工妊娠中絶を行うことができるようになった。

1968年(昭和43年)以降：胎児を出生させる目的で人工的処置を加えたにもかかわらず死産をした場合、従来は人工死産であったが、自然死産として取り扱うこととなった。

1976年(昭和51年)以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を、従来の「通常妊娠8月未満」から「通常妊娠第7月未満」に改めた(昭和51年1月20日付け厚生省発衛第15号厚生事務次官通知)。

1979年(昭和54年)以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を、従来の「通常妊娠第7月未満」から「通常妊娠満23週以前」に表現を改めた(昭和53年11月21日付け厚生省発衛第252号厚生事務次官通知)。

1991年(平成3年)以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を、従来の「通常妊娠満23週以前」から「通常妊娠満22週未満」に改めた(平成2年3月20日付け厚生省発健医第55号厚生事務次官通知)。

周産期死亡	妊娠満22週(154日)以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。
妊娠婦死亡	妊娠中又は妊娠終了後満42日未満(1978年(昭和53年)までは「産後90日以内」とし、1979年(昭和54年)から1994年(平成6年)までは「分娩後42日以内」としている。)の女性の死亡で、妊娠の期間及び部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化したすべての原因によるものをいう。ただし、不慮又は偶発の原因によるものを除く。

その範囲は、直接産科的死亡、間接産科的死亡及び原因不明の産科的死亡(1995年(平成7年)以降は、死因基本分類コード(以下省略)O95)が該当する。

後発妊産婦死亡 妊娠終了後満42日以降1年未満における直接又は間接産科的原因による女性の死亡をいう。1995年(平成7年)適用の「ICD-10」から新たに定義されたもの。

その範囲は、直接産科的死亡、間接産科的死亡及びあらゆる産科的死亡(1995年(平成7年)から2016年(平成28年)まではO96、2017年(平成29年)以降はO96.9)が該当する。

直接産科的死亡<sup>1)</sup> 妊娠時(妊娠、分娩及び産じょく<褥>)における産科的合併症が原因で死亡したものをいう。  
妊産婦死亡：1978年(昭和53年)以前は基本分類表「X I 妊娠、分娩および産褥の合併症」(内容的に直接産科的死亡に該当)、1979年(昭和54年)から1994年(平成6年)までは630～646及び650～676、1995年(平成7年)以降はO00～O92が該当する。

後発妊産婦死亡：2017年(平成29年)以降は「ICD-10(2013年版)準拠」にて細分されたO96.0が該当する。

間接産科的死亡<sup>1)</sup> 妊娠前から存在した疾患又は妊娠中に発症した疾患による死亡であって、直接産科的原因によるものではないが、妊娠の生理的作用によって悪化したものである。  
妊産婦死亡：1979年(昭和54年)から1994年(平成6年)までは647～648、1995年(平成7年)以降はO98～O99及び第X V章(Oコード)以外の間接産科的死亡が該当する。

後発妊産婦死亡：1995年(平成7年)から2016年(平成28年)は第X V章(Oコード)以外の間接産科的死亡、2017年(平成29年)以降は「ICD-10(2013年版)準拠」にて細分されたO96.1が追加された。

第X V章(Oコード)以外の間接産科的死亡：

1995年(平成7年)から2016年(平成28年)までは、産科的破傷風(A34)及び妊娠、分娩及び産じょく<褥>に合併するヒト免疫不全ウイルス[HIV]病(B20～B24)が該当する。

2017年(平成29年)から「ICD-10(2013年版)準拠」により、妊娠、分娩及び産じょく<褥>に合併するヒト免疫不全ウイルス[HIV]病(B20～B24)がO98.7へ符号変更され、下垂体の分娩後え<壞>死(E23.0)、産じょく<褥>期骨軟化症(M83.0)、傷病及び死亡の外因(V01～Y89)が追加された。

注：1)1979年(昭和54年)以降の「ICD-9」から新たに定義されたもの。

## 施設の種類

病院 医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

診療所 医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

介護医療院 要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことを目的とした施設を有するものをいう。介護保険法(平成9年法律第123号。平成12年4月1日施行)による都道府県知事の許可を受けたものである。

(参考)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成30年4月1日施行)に伴い新設された。

介護老人保健施設	要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設で、介護保険法による都道府県知事の許可を受けたものをいう。
(参考)助産所	(参考)介護保険法施行前は老人保健法(昭和57年法律第80号)による老人保健施設である。助産師が公衆又は特定多数人のためその業務(病院又は診療所において行うものを除く)を行う場所をいう。
老人ホーム	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいう。
自宅	自宅の他、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む。

#### 世帯の主な仕事

農家世帯	最多所得者が農業だけ又は農業とその他の仕事を持っている世帯
自営業者世帯	最多所得者が自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
常用勤労者世帯(I)	最多所得者が企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従事者が1人から99人までの世帯(日々又は1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)
常用勤労者世帯(II)	最多所得者が常用勤労者世帯(I)にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々又は1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)
その他の世帯	最多所得者が上記にあてはまらない他の仕事をしている世帯
無職の世帯	仕事をしている者のいない世帯(年金・利子等の収入で生活している世帯を含む)

#### (参考)

1995年(平成7年) からの区分	1968年(昭和43年)から1994年(平成6年)までの区分
農家世帯	専業農家世帯 農業だけをしている世帯 兼業農家世帯 農業とその他の仕事を持っている世帯
自営業者世帯	自営業者世帯 店や事務所を持って自由業・商工業・サービス業などを個人で経営している世帯
常用勤労者世帯(I)	常用勤労者世帯(I) 管理・事務・教員・販売・外交・医療保健技術者・旧専門学校卒業以上の技術者などの勤労者世帯(日々又は1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)
常用勤労者世帯(II)	常用勤労者世帯(II) 常用勤労者世帯(I)にあてはまらない勤労者世帯 (日々又は1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)
その他の世帯	その他の世帯 上記以外の世帯
無職の世帯	

## 離婚の種類

協議離婚 戸籍上の届出によって成立する(民763・764・739)が、これが有効に成立するためには、夫婦間に離婚についての意思の合致がなければならない。離婚意思の合致のない離婚は無効である。

裁判離婚 裁判所が関与して成立する離婚であって、調停離婚、審判離婚、和解離婚、認諾離婚及び判決離婚の5種があり、調停が成立したとき、和解が成立したとき、請求の認諾をしたとき、又は審判若しくは判決が確定したときに離婚の効果が生ずる。

調停離婚 当事者の申立て又は家庭裁判所の調停に付する処置により調停が開始される(家257 I・II・274 I)。調停において当事者間に離婚の合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決と同一の効力を有する(家268 I)。

審判離婚 調停が成立しない場合に、家庭裁判所は、調停に代わる審判をすることができる(家284 I)。当事者から適法な異議の申立てがあったときは、審判はその効力を失うが、異議がなければ、審判は確定判決と同一の効力を有する(家286 I・V・287)。

和解離婚 離婚訴訟上において和解ができる(人訴37 I)。和解が成立し、それが調書に記載されたときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する(民訴267)。

認諾離婚 離婚訴訟上において請求の認諾ができる(人訴37 I)。請求の認諾があり、それが調書に記載されたときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する(民訴267)。

判決離婚 調停が成立せず、審判も確定しない場合に、法定の離婚原因があるときは、当事者の訴えの提起により離婚の判決がなされる(民770、人訴2・4以下)。

(引用の条文 民=民法、家=家事事件手続法、民訴=民事訴訟法、人訴=人事訴訟法、条数は1,2、項数はI,II)

注：平成25年1月1日、従前の家事審判法が廃止され、新たに家事事件手続法が施行された。

# V 比率の解説

Part V Commentary on the ratios

本報告書で用いている比率の算出方法は以下のとおりである。

年次推移表の1970年、1975年及び1980年（昭和45年、50年及び55年）については、10月1日現在日本人人口を国勢調査の確定数を用いて再計算したので、1970年、1975年及び1980年（昭和45年、50年及び55年）の各年の報告書の数値と異なる場合がある。

なお、比率の算出に用いた分母人口は、e-Statの確定数の「人口」（2016年（平成28年）までの報告書では上巻 巻末の付録）に掲載している。

## （1）総 覧

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{10月1日現在日本人人口} \times 1,000$$

$$\text{死亡率} = \frac{\text{年間死亡数}}{10月1日現在日本人人口} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児死亡数(生後1年未満の死亡数)}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間新生児死亡数(生後4週未満の死亡数)}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{自然増減率} = \frac{\text{年間自然増減数(年間出生数 - 年間死亡数)}}{10月1日現在日本人人口} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{年間死産数(妊娠満12週以後の死児の出産数)(総数・自然・人工)}}{\text{年間出産数(年間出生数 + 年間死産数)}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年間出生数 + 年間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

$$\text{妊娠満22週以後の死産率} = \frac{\text{年間の妊娠満22週以後の死産数(総数・自然・人工)}}{\text{年間出生数 + 年間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

$$\text{早期新生児死亡率} = \frac{\text{年間早期新生児死亡数(生後1週(7日)未満の死亡数)}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間婚姻件数}}{10月1日現在日本人人口} \times 1,000$$

$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間離婚件数}}{10月1日現在日本人人口} \times 1,000$$

## (2) 出 生

$$\text{出 生 性 比} = \frac{\text{男の年間出生数}}{\text{女の年間出生数}} \times 100$$

母の年齢(年齢階級)別出生率

$$= \frac{\text{ある年齢(年齢階級)の母が1年間に生んだ子の数}}{\text{10月1日現在における日本人女性のある年齢(年齢階級)の人口}} \times 1,000$$

$$\text{月間出生率(年換算率)} = \frac{\text{月間出生数}}{\text{月初人口} \times \text{年換算係数}} \times 1,000$$

$$(注) \text{年換算係数} = \frac{\text{月間日数(30,31,28又は29)}}{\text{年間日数(365又は366)}}$$

すなわち1年の長さを1とした場合の各月の長さをいう。

$$\text{合 計 特 殊 出 生 率} = \left\{ \frac{\text{年間の母の年齢別出生数}}{\text{10月1日現在年齢別女性人口}} \right\} \text{の15歳から49歳までの合計}$$

(全国値は、各歳別の出生数及び女性の日本人口で算出したものを合計している。都道府県及び特別区・指定都市は、5歳階級別の出生数及び女性の日本人口で算出し、5倍したものを合計している。ただし、2015年(平成27年)以降の国勢調査が実施された年は各歳の合計。)

合計特殊出生率は「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

なお、算出に用いた15歳及び49歳の出生数にはそれぞれ14歳以下、50歳以上を含んでいる。

(参考)

合計特殊出生率には次の2つの種類がある。

期間合計特殊出生率：ある期間（1年間）の出生状況に着目したもので、その年における各年齢（15～49歳）の女性の出生率を合計したもの。女性人口の年齢構成の違いを除いた「その年の合計特殊出生率」として、年次比較、国際比較、地域比較に用いられている。人口動態統計では上記計算式に基づき、期間合計特殊出生率を算出している。

コホート合計特殊出生率：ある世代の出生状況に着目したもので、同一世代生まれ（コホート）の女性の各年齢（15～49歳）の出生率を過去から積み上げたもの。「その世代の合計特殊出生率」である。

実際に「1人の女性が一生の間に生む子どもの数」はコホート合計特殊出生率であるが、この値はその世代が50歳に到達するまで得られないため、それに相当するものとして期間合計特殊出生率が一般に用いられている。なお、各年齢の出生率が世代（コホート）によらず同じであれば、この二つの「合計特殊出生率」は同じ値になる。

ただし、晩婚化・晩産化が進行している状況等、各世代の結婚や出産の行動に違いがあり、各年齢の出生率が世代により異なる場合には、別々の世代の年齢別出生率の合計である期間合計特殊出生率は、同一世代のコホート合計特殊出生率の値と異なることに注意が必要である。

コホート合計特殊出生率については、「参考 合計特殊出生率について」(93～96ページ)を参照されたい。

### (3) 死亡

$$\text{死亡性比} = \frac{\text{男の年間死亡数}}{\text{女の年間死亡数}} \times 100$$

年齢(年齢階級)別死亡率(総数・男・女)

$$= \frac{\text{年間のある年齢(年齢階級)の死亡数(総数・男・女)}}{\text{10月1日現在における日本人(総数・男・女)のある年齢(年齢階級)の人口}} \times 1,000$$

$$\text{月間死亡率(年換算率)} = \frac{\text{月間死亡数}}{\text{月初人口} \times \text{年換算係数}} \times 1,000$$

$$(注) \text{年換算係数} = \frac{\text{月間日数}(30,31,28又は29)}{\text{年間日数}(365又は366)}$$

すなわち1年の長さを1とした場合の各月の長さをいう。

$$\text{死因別死亡率(年間)} = \frac{\text{年間の死因別死亡数}}{\text{10月1日現在日本人口}} \times 100,000$$

$$\text{年齢調整死亡率} = \frac{\left\{ \left( \begin{array}{l} \text{観察集団の各年齢} \\ \text{(年齢階級)の死亡率} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{基準人口集団のその年齢} \\ \text{(年齢階級)の人口} \end{array} \right) \right\} \text{の各年齢(年齢階級)の総和}}{\text{基準人口集団の総数}}$$

#### (参考)

死亡率は年齢によって異なるので、国際比較や年次推移の観察には、人口の年齢構成の差異を取り除いて観察するために、年齢調整死亡率を使用することが有用である。

年齢調整死亡率の基準人口については、1989年（平成元年）までは1935年（昭和10年）の性別総人口（都道府県は1960年（昭和35年）総人口）を使用してきたが、現実の人口構成からかけ離れてきたため、1990年（平成2年）からは1985年（昭和60年）モデル人口（昭和60年国勢調査日本人人口をもとに、ベビーブーム等の極端な増減を補正し1,000人単位で作成したもの）を使用している。

なお、計算式中の「観察集団の各年齢（年齢階級）の死亡率」は、1,000倍（死因別の場合は100,000倍）されたものである。

#### 基準人口－1985年（昭和60年）モデル人口－

年齢	基準人口	年齢	基準人口
0～4歳	8 180 000	50～54	7 616 000
5～9	8 338 000	55～59	6 581 000
10～14	8 497 000	60～64	5 546 000
15～19	8 655 000	65～69	4 511 000
20～24	8 814 000	70～74	3 476 000
25～29	8 972 000	75～79	2 441 000
30～34	9 130 000	80～84	1 406 000
35～39	9 289 000	85歳以上	784 000
40～44	9 400 000		
45～49	8 651 000		
		総 数	120 287 000

### (4) 乳児死亡

$$\text{乳児死亡性比} = \frac{\text{男の年間乳児死亡数}}{\text{女の年間乳児死亡数}} \times 100$$

$$\text{新生児死亡性比} = \frac{\text{男の年間新生児死亡数}}{\text{女の年間新生児死亡数}} \times 100$$

月間乳児死亡率(年換算率)

$$(1994年(平成6年)以前) = \frac{\text{その月の月間乳児死亡数}}{\text{その月を含む過去1年間の出生数} \times \frac{\text{その月の月間日数}}{\text{その月を含む過去1年間の日数}}} \times 1,000$$

$$\text{月間乳児死亡率(年換算率)} = \frac{\text{月間乳児死亡数}}{\text{年間出生数} \times \text{年換算係数}} \times 1,000$$

(1995年(平成7年)以降)

$$(\text{注})\text{年換算係数} = \frac{\text{月間日数}(30,31,28又は29)}{\text{年間日数}(365又は366)}$$

すなわち1年の長さを1とした場合の各月の長さをいう。

$$\text{死因別乳児死亡率} = \frac{\text{年間の死因別乳児死亡数(又は生存期間別乳児死亡数)}}{\text{年間出生数}} \times 100,000$$

又は生存期間別乳児死亡率

$$\text{死因別新生児死亡率} = \frac{\text{年間の死因別新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 100,000$$

#### (5) 死 産

$$\text{死 产 性 比} = \frac{\text{男の年間死産数}}{\text{女の年間死産数}} \times 100$$

$$\text{月間死産率(総数・自然・人工)} = \frac{\text{月間死産数(総数・自然・人工)}}{\text{月間出産数(月間出生数+月間死産数)}} \times 1,000$$

$$\begin{aligned} &\text{月間の妊娠満22週以後の死産率(総数・自然・人工)} \\ &= \frac{\text{月間の妊娠満22週以後の死産数(総数・自然・人工)}}{\text{月間出生数+月間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000 \end{aligned}$$

#### (6) 周産期死亡

$$\text{月間周産期死亡率} = \frac{\text{月間周産期死亡数}}{\text{月間出生数+月間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

#### (7) 妊産婦死亡

$$\text{妊 产 妇 死 亡 率} = \frac{\text{年間の妊産婦死亡数}}{\text{年間出産数(年間出生数+年間死産数)(又は年間出生数)}} \times 1,000$$

$$\text{後発妊産婦死亡率} = \frac{\text{年間の後発妊産婦死亡数}}{\text{年間出産数(年間出生数+年間死産数)}} \times 1,000$$

注：妊産婦死亡については、「IV 用語の解説」(56~57ページ)を参照されたい。

# VI 調査票及び届書

Part VI Survey forms and notification formats

人口動態調査出生票 ①		平成 年 月 日 市区町村受付		平成 年 月 日 保健所受付	
市区町村符号及び保健所符号		支所 保健所 事件簿番号		照会	
(1) 子の氏名 父母との続柄 男 女	氏名	嫡出子 嫢出でない子	男 女	(2) 生まれたとき	
(3) 日本日本外 生まれたところ	日本 外国	都道府県	市、郡、特別区	町、村、指定都市の区又は総合区	
市区町村符号 保健所符号					
指定都市の町、字、丁目、番地、番号、アパート・マンション、様方					
(5) 父母の氏名 生年月日	父 母	年 月 日	年 月 日	(6) 父母の国籍	日本 韓国 中国 フィリピン タイ 米国 英国 フラガル ベルーゾの間不詳
(7) 同居を始めたとき	昭 平 不詳	昭 平 不詳	昭 平 不詳	父 母	日本 韓国 中国 フィリピン タイ 米国 英国 フラガル ベルーゾの間不詳
(11) 体重及び身長	kg, cm	kg, cm	kg, cm	父 母	日本 韓国 中国 フィリピン タイ 米国 英国 フラガル ベルーゾの間不詳
(13) 妊娠週数	満 過 日	満 過 日	満 過 日	父 母	日本 韓国 中国 フィリピン タイ 米国 英国 フラガル ベルーゾの間不詳
(14) この母の出産した子の数	出生子 妊娠週数22週以後死胎人	出生子 妊娠週数22週以後死胎人	出生子 妊娠週数22週以後死胎人	出生票第 号	欄
(15) 出生に立ち会つた者	1医師 2助産師 3その他	1医師 2助産師 3その他	1医師 2助産師 3その他	死産票第 号	備考
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するためにを行う調査です。 この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。					

数字記入例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9										人口動態調査死亡票 [2]										統計法に基づく 基幹統計調査 <small>政府統計</small>																	
市区町村符号及び保健所符号										支所 保健所					事件簿番号					平成 年月日 市区町村受付					照会												
(1) 氏名										(3) 生年月日					(4) 死亡したとき																						
										年月日 午前 午後 時 分					年月日 午前 午後 時 分																						
(2) 男女別		(6) 死亡した人の性別		日本 外国 不詳		都道府県		市、郡、特別区		町、村、指定都市の区又は総合区																											
(5) 死亡した人の住所		届出地と同じ村の外の町		届出地区		市区町村符号		保健所符号		指定都市の町、字、丁目、番地、番号、アパート・マンション、様方																											
(7) 死亡した人の国籍										日本 韓国 中国 フィリピン タイ 米国 英国 フランス ベルギー オランダ 不詳					(8)(9) 死亡した人の夫または妻					いる 満□□□□歳 いない(未婚 死別 離別) 不詳																	
(10) 死亡したときの世帯の主な仕事										1農家 2自営 3勤1 4勤2 5その他 6無職					(11) 死亡したときの職業・産業					(12)(13) 死亡したところの種別					施設の名称												
原死因符號										外因の状況符號					発生したところ符號					傷害発生したところ符號					母側符號												
死 亡 の 原 因 因	(ア) 直接死因	(登記用紙の右側に記入する。)																																			
	(イ) (ア)の原因																																				
	(ウ) (イ)の原因																																				
	(エ) (ウ)の原因																																				
	I ほんに影響を及ぼす病名等																																				
手術										部位及び主要所見					手術年月日					解剖					主要所見												
(15) 死因の種類										1病死・自然死 2交通事故 3転倒 4落水 5火災 6窒息 7中毒 8その他 9自殺 10他殺 11不詳					不慮の外因死 12その他 13不詳					1病死 2交通事故 3転倒 4落水 5火災 6窒息 7中毒 8その他 9自殺 10他殺 11不詳					(17) 出生時体重				単胎・多胎の別				妊娠週数				
(16) 外因死の追加事項										傷害が発生したところの種別					平成・昭和 年月日 午前・午後 時分					平成 昭和 年月日 剖					g 不詳				1単胎 2多胎				不詳				
										1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他( )																											
										傷害が発生したところ					都道府県 市町 区町																						
										手段及び状況																											
(19) 施設の所在地又は医師の住所及び氏名										住所					丁目 番地番号					確認					備考												

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

数字記入例 0123456789										人口動態調査死産票 ③										平成 年 月 日 市区町村受付										平成 年 月 日 保健所受付										統計法に基づく 基幹統計調査 政府統計									
市区町村符号及び保健所符号										支所 保健所		事件簿番号								照会																													
(1) 父母の国籍										父					母					(2) 父母の氏名及び年齢																													
日本					韓国					中国					スリランカ					タイ					米国					英国					ブラジル					ペルー					その他の国				
母					母					母					母					母					母					母					母					母					母				
(3) 死産児の男女別及び嫡出子か否かの別										男		女		不詳		嫡出子		嫡出でない子		(4) 死産があったとき										年		月		日		午前		午後		時									
(5) 死産があったときの母の住所										日本		外国		不詳		都道府県		市、郡、特別区		町、村、指定都市の区又は総合区		指定都市の町、字、丁目、番地、番号、アパート・マンション、様方																											
届市		届市		届出地区		届出地区		と同様の町外の村		市区町村符号		保健所符号																																					
(6) 死産があったときの世帯の主な仕事										1農家		2自営		3勤工		4勤社		5その他		6無職		(7) 死産があったときの父母の職業		父		母		(8) この母の出産した子の数		出生子		妊娠満22週以後の死産児		妊娠満21週以前の死産児															
(9) 妊娠週数										満□□		週□		日		(10) 死産児の体重及び身長		□,□□□		g		不詳		□,□□□		cm		不詳		(11) 胎児死亡の時期		1分娩前		2分娩中		3不詳													
(12) 死産があったところの種別										1病院		2診療所		3助産所		4自宅		5その他		(13) 単胎・多胎の別		1単胎		2多胎		(□子中第□子)		3不詳		(14) 死産の自然人工別		1自然		2法による人工死産		3法によらない人工死産		4不明											
(15) 胎児の側										:::,:,:::		母の側										:::,:,:::																											
自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由	(ア) 直接は原理原因																																																
	(イ) (ア)の原因																																																
	(ウ) (イ)の原因																																																
	(エ) (ウ)の原因																																																
	II I(ぼ欄にした影響病を名及等)																																																
母体保護法による場合										1母体側の疾患		2その他		疾患名又は理由																																			
母体保護法によらない場合										1母体側の疾患		2その他		疾患名又は理由																																			
(16) 胎児手術の有無		1無		2有		部位及び主要所見				(17) 死胎解剖の有無		1無		2有		主要所見				(18) 死産に立ち会った者		1医師		2助産師		3その他																							
双子以上の場合は他の子の事件簿番号										出生票第号		死産票第号		確認		欄		備考		□																													
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。																				この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。																													

數字記入例

人口動態調查婚姻票

市区町村符号及び保健所符号	<input type="text"/>
支所	<input type="text"/>
保健所	<input type="text"/>
事件簿番号	<input type="text"/>
人口動態調査婚姻票	4
数字記入例	0123456789

市区町村 受付月	<input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	(1)夫 氏名及び 生年月	<input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	妻	<input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	月	年	月	年	月	年	月
<b>大昭平</b>												
(2)夫の住所	日本 外国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 市、郡、特別区 <input type="checkbox"/> 市、町、村、指定更新の町、字、丁目以下は記入しないでください											
届市 届出区 と町 同じ村												
(3)国籍	日本	韓国	中国	アラビア語	タイ	米国	フランス	ペルー	その他の 夫の氏 妻の氏	(4)婚姻後 の夫婦の氏 姓		
夫	<input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	(5)同居を始めたとき <b>大昭平</b>		
妻	<input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	<input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □			
(6)初婚・再婚の別	夫	初婚 <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	再婚 <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	死別 <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	離別 <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	妻	初婚 <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	再婚 <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	死別 <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	離別 <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	再婚 <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	死別 <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □
						妻	<input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □					
(7)同居を始める前の夫婦のそれ その世帯の主な仕事	夫	1農家 2自営 3勤1 4勤2 5その他 <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	6無職 <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	7	1農家 2自営 3勤1 4勤2 5その他 6無職 <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □	妻	<input type="checkbox"/> □ <input type="checkbox"/> □					
確認	同居を始める前の夫婦のそれ その世帯の主な仕事											
	夫 妻											
	備考 <input type="checkbox"/> □											
	欄											

二の調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために使う調査です。この調査の対象となる市町村長による報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

數字記入例

人口動態調查離婚票

統計法に基づく  
基幹統計調査  
政府統計

平成 年 月 日 市区町村受付

事件簿番号

夫  
妻

市区町村	月 付	月 受	夫 姓 氏名及 生年月	妻 姓 氏名及 生年月	夫 昭 和 年 月 日	妻 昭 和 年 月 日	月 年 日
木	昭	平	大	昭	平	昭	月

3) <input checked="" type="checkbox"/> 引居	日本 <input checked="" type="checkbox"/>	外国 <input checked="" type="checkbox"/>
市、郡、特別区		
町、村、指定都市の区又は総合市町村		
（記入しないでください）		

主の前にあるる届け出地と町名

上巻の工場工事	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	大至の職業	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
備考	<input checked="" type="checkbox"/>		

四

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために実施するものです。



届亡死



## 婚姻届

受理 平成 年 月 日 登送 平成 年 月 日  
第 号 長印  
送付 平成 年 月 日 第 号

平成 年 月 日 届出 長殿

(1) 氏名 生年月日	夫になる人 姓 名 氏 名	妻になる人 姓 名 氏 名	印
(2) 住所以 (住民登録をして) 世帯主の氏名	番地 番 号	番地 番 号	印
(3) 本籍 (外国人のときは) 筆頭者の氏名	番地 番 号	番地 番 号	印
(4) 父母との続き柄 (他の親のときは) 夫婦の名前 (その他の親のときは) 妻の名前	父 母	兄 弟 夫 母	印
(5) 同居を始めた とき	年 月	(結婚式をあげないときは、または、同居を始め)	
(6) 初婚・再婚の別	<input type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 ( <input type="checkbox"/> 別別 年 月 日)	<input type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 ( <input type="checkbox"/> 別別 年 月 日)	印
(7) 同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	夫 妻	夫 妻	印
(8) 夫 妻 の 職業	夫の職業 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出するときだけ書いてください)	妻の職業 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出するときだけ書いてください)	印
その他			
届出人押印 事件簿番号			

## 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
この届けは、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。  
夫になる人または妻になる人の本籍地に出すときは2通、そのほかのところに出すときは3通出してください（役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります。）。  
この届けを本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

(1) 生年月日	年 月 日						
世帯主の氏名	番地 番 号						
筆頭者の氏名	番地 番 号						
夫の氏名 妻の氏名	父 母	兄 弟 夫 母	夫 妻	夫 妻	夫 妻	夫 妻	夫 妻
新本籍 (左の□の氏の夫がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)							

署押印	年 月 日						
本籍	番地 番 号						

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。  
養父母についても同じように書いてください。  
□には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。  
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

届けられた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

届 婚 雜

届 婚 唯	平成 年 月 日	届出 年 月 日	殿 長	普款調查 戸籍記帳 記載調査	調査票 附 票	住 民 票 附 票	通 知	日 月 年 號	日 月 年 號	日 月 年 號	日 月 年 號	日 月 年 號	日 月 年 號
								受理 第	送付 第	發送 第	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

(1) 氏名 (住民登録をしてるところ)	姓 夫 夫の氏名	名 夫 夫の姓	妻 妻 妻の氏名	夫 夫の父 夫の母	妻の父 妻の母	夫 夫の父 夫の母	妻 妻の父 妻の母	夫 夫の父 夫の母	妻 妻の父 妻の母
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
住所 (住民登録をしてるところ)		番地 番番地番		番地 番番地番		番地 番番地番		番地 番番地番	
(2) 夫婦の本籍 (外国人とのときは、国籍だけ下さい、 くで下さい。筆頭者の姓の氏名)	夫の父 夫の母	夫の母 夫の父	夫の父 夫の母	夫の父 夫の母	夫の母 夫の父	夫の父 夫の母	夫の母 夫の父	夫の父 夫の母	夫の母 夫の父
父母としの夫婦の本籍 父母としの夫婦の本籍	夫の父 夫の母	夫の母 夫の父	夫の父 夫の母	夫の父 夫の母	夫の母 夫の父	夫の父 夫の母	夫の母 夫の父	夫の父 夫の母	夫の母 夫の父
(3) 離婚の種別 (夫婦前の氏名に もどる者の本籍)	協議離婚	調停離婚	和解離婚	認諾離婚	判決離婚	和解離婚	認諾離婚	和解離婚	認諾離婚
(4) 婚姻前の氏名に もどる者の本籍	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
(5) 未成年の子の名 氏	夫が親権 夫を行う子	妻が親権 妻を行う子	夫が親権 夫を行う子	妻が親権 妻を行う子	夫が親権 夫を行う子	夫が親権 夫を行う子	妻が親権 妻を行う子	夫が親権 夫を行う子	妻が親権 妻を行う子
(6) 同居の期間 (7) 同居を始めたとき (8) 別居する前の住所	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
(9) 別居する前の 世帯のおもな 仕事と	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公行は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人まで 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社團体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいる世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに出すをするときだけ書いてください)								
(10) 夫妻の職業	夫の職業	夫の職業	夫の職業	夫の職業	夫の職業	夫の職業	夫の職業	夫の職業	夫の職業
その他									
車両登録番号	出人名	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫
	押印	印	印	印	印	印	印	印	印
	印	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻

筆頭の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
筆頭ではない場合、そのほかに必要なもの  
そのほかに必要なもの  
調停離婚のとき一調停調停の原本

証人		(協議離婚のときだけ必要です)	
署押	名印	印	印
生年月日		年月日	年月日
住所	番地 番号	番地 番号	番地 番号
本籍			

父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。

□には、あてはまるものに団のようにしてあるしをつけてください。  
養文専についても同じように書いてください。

今後も離婚の際に称していくた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別に届書を提出する必要があります。）。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしてください。  
(面会交流)

□取決めをしている。  
□まだ決めていない。

(養育費の分担)

□取決めをしている。  
□まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や  
育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議  
で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も  
優先して考えなければならないこととされています。

# VII 観察対

PartVII Range for

本報告書の観察対象は、次の表に示す範囲である。

		出生	死亡
地域範囲	昭和18年以前	沖縄を含む旧内地(樺太を除く)	
	昭和22~25年	北海道、本州、四国、九州に属する地域のうち、北海道根室支庁の一部、東京都小笠原	
	昭和26~47年	昭和26年12月5日以降：鹿児島県大島郡十島村北緯29度~30度(吐噶喇列島)を含む 昭和28年12月25日以降：同村北緯29度以南(奄美群島)を含む 昭和43年6月26日以降：東京都小笠原村を含む	
	昭和48年以降	沖縄を含む。したがって、北海道、本州、四国、九州に属する地域のうち、北海道根室	
観察対象の 地域的属性	昭和18年以前	出生の場所が前掲の地域にあるもの	死亡の場所が前掲の地域にあるもの
	昭和22~24年		
	昭和25、26年		
	昭和27年以降		
観察対象の 人的範囲	昭和18年以前	出生児の本籍が沖縄、樺太を含む旧内地にあるもの	死亡者の本籍が沖縄、樺太を含む旧内地にあるもの
	昭和22~57年	出生児の本籍が北海道(根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの (昭和54年から、出生子と表現を変えた)	死亡者の本籍が北海道(根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの
	昭和58~平成6年	出生子の本籍が北海道(昭和58年3月以前は根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの	死亡者の本籍が北海道(昭和58年3月以前は根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの
	平成7年以降		
観察期間	大正11年以前	各年1月1日から翌年3月31日までに届け出られたもののうち1月1日~同年12月31日	
	大正12年~昭和18年	各年1月1日から翌年1月31日までに届け出られたもののうち1月1日~同年12月31日	
	昭和22年	同年1月1日から12月31日までに届け出られたもののうち同年中に事件発生のもの	
	昭和23、24年	各年1月1日から翌年4月14日までに届け出られたもののうち1月1日~同年12月31日	
	昭和25~42年		
	昭和43~45年	各年1月1日から翌年2月14日までに届け出られたもののうち1月1日~同年12月31日	
都道府県・ 市部-郡部等 の分類の基準	昭和46年以降	各年1月1日から翌年1月14日までに届け出られたもののうち1月1日~同年12月31日	
	昭和18年以前	発生地に基づき各年1月1日現在の行政区画によって分類	
	昭和22~24年		
	昭和25、26年	出生当時の母親の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類	死亡当時の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類
	昭和27~42年	出生当時の子の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類	
	昭和43~46年	出生当時の子の住所に基づき届出当時の行政区画によって分類	
	昭和47~53年	出生当時の子の住所に基づき届出当時の行政区画によって分類	死亡当時の住所に基づき届出当時の行政区画によって分類
	昭和54年以降	出生当時の子の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類	死亡当時の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類

# 象の範囲

the observation

死産	婚姻	離婚
支庁、島根県竹島、鹿児島県大島郡十島村北緯30度以南、沖縄全県を除く地域		
支庁の一部、島根県竹島を除く地域		
分娩の場所が前掲の地域にあるもの	届出当時の夫の住所。なお、婚養子縁組・入婿のときは届出当時の妻の住所。裁判上の離婚は訴訟提起者の住所が前掲の地域にあるもの 結婚式をあげた場所が前掲の地域にあるもの 結婚式直前の夫の住所が前掲の地域にあるもの 届出当時の夫の住所が前掲の地域にあるもの	離婚当時の夫の住所が前掲の地域にあるもの
母親の本籍が沖縄、樺太を含む旧内地にあるもの	夫妻双方又は夫妻のいざれか一方の本籍が沖縄、樺太を含む旧内地にあるもの	
母親の本籍が北海道(根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの	夫妻双方又は夫妻のいざれか一方の本籍が北海道(根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの	
母親の本籍が北海道(昭和58年3月以前は根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの	夫妻双方又は夫妻のいざれか一方の本籍が北海道(昭和58年3月以前は根室支庁の一部を除く)、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの	
父親又は母親の本籍が北海道、本州、四国、九州及び沖縄にあるもの までの期間に事件発生のもの までの期間に事件発生のもの	各年1月1日から12月31までの間に届け出られたもの	
までの期間に事件発生のもの	各年1月1日から12月31までの間に届け出られたもの。ただし、調停、審判、判決による離婚は、各年1月1日から翌年4月14までに届け出られたもののうち、各年1月1日から12月31までの間に成立又は確定があったもの	
までの期間に事件発生のもの	各年1月1日から12月31までの間に届け出られたもの。ただし、調停、審判、判決による離婚は、各年1月1日から翌年2月14までに届け出られたもののうち、各年1月1日から12月31までの間に成立又は確定があったもの	
までの期間に事件発生のもの	各年1月1日から12月31までの間に届け出られたもの。ただし、調停、審判、和解、請求の認諾(平成16年3月以前は和解、請求の認諾を除く)、判決による離婚は、各年1月1日から翌年1月14までに届け出られたもののうち、各年1月1日から12月31までの間に成立又は確定があったもの	
分娩当時の母親の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類	前掲の観察対象の地域的属性による夫又は妻の住所に基づき各年1月1日現在の行政区画によって分類 前掲の観察対象の地域的属性による挙式の場所に基づき各年1月1日現在の行政区画によって分類	前掲の観察対象の地域的属性による夫又は妻の住所により届出当時の行政区画によって分類
分娩当時の母親の住所に基づき届出当時の行政区画によって分類 分娩当時の母親の住所に基づき事件発生当時の行政区画によって分類	前掲の観察対象の地域的属性による夫の住所により届出当時の行政区画によって分類	前掲の観察対象の地域的属性による夫妻の別居する前の住所により届出当時の行政区画によって分類

# VIII 死因分類表

Part VIII Lists of causes of death for Japan

## 1 沿革

我が国の死因分類の歴史は長く、明治8年(1875年)には解剖学的な11項目の分類である日本最初の死因分類が制定されている。国際的には、明治26年(1893年)に国際統計協会の会議で採択された国際死因リストについて、明治33年(1900年)に国際死因リストの改訂に関する第1回国際会議が開催され、ここで第1回改訂国際疾病分類(ICD)が採択されて10年周期の改訂が望ましいことが確認された。我が国は同年、この第1回改訂のICDを採用し、以来、日本の死因統計について国際的な分類を尊重しながら適切な適用に努めてきている。

戸籍法の制定により人口動態統計が整備された明治32年(1899年)以降の死因分類の推移を示すと、次表のとおりである。

国際疾病、傷害及び死因統計分類の推移

(参考)

国際疾病、死因分類改訂国際会議	所轄機関			我が国の適用対象となった年次
	国	際	日 本	
第1回 1900年	国際統計協会	内閣統計局	明治 32年～ 41年 (1899年～1908年)	
2 1909	国際統計協会	内閣統計局	明治 42年～大正11年 (1909年～1922年)	
3 1920	国際統計協会	内閣統計局	大正 12年～昭和 7年 (1923年～1932年)	
4 1929	国際統計協会国際連盟	内閣統計局	昭和 8年～ 18年 (1933年～1943年)	
5 1938	国際統計協会国際連盟	厚生省予防局衛生統計部	昭和 21年～ 24年 (1946年～1949年)	
6 1948	世界保健機関 (WHO)	厚生省統計調査部	昭和 25年～ 32年 (1950年～1957年)	
7 1955	世界保健機関 (WHO)	厚生省統計調査部	昭和 33年～ 42年 (1958年～1967年)	
8 1965	世界保健機関 (WHO)	厚生省統計調査部	昭和 43年～ 53年 (1968年～1978年)	
9 1975	世界保健機関 (WHO)	厚生省統計情報部	昭和 54年～平成 6年 (1979年～1994年)	
10 1989	世界保健機関 (WHO)	厚生省統計情報部	平成 7年～ 17年 (1995年～2005年)	
10 2003	世界保健機関 (WHO)	厚生労働省統計情報部	平成 18年～ 28年 (2006年～2016年)	
10 2013	世界保健機関 (WHO)	厚生労働省政策統括官 (統計・情報政策、政策評価担当)	平成 29年～ (2017年～)	

平成7年(1995年)から我が国が適用した死因分類は、平成2年(1990年)に世界保健機関(以下「WHO」という。)の第43回世界保健総会において採択され、平成5年(1993年)からの使用を加盟各国に勧告された「第10回改訂疾病および関連保健問題の国際統計分類」(ICD-10)の「国際疾病、傷害及び死因統計分類」を基本とし、これに日本で独自に使用する細分類項目を加えた「疾病、傷害及び死因の統計分類」の基本分類表(以下「日本分類」という。)及び日本分類を集約した死因分類表(平成6年10月12日総務庁告示第75号)を使用していた。

平成18年(2006年)から「ICD-10(2003年版)」に準拠した日本分類及び死因分類表(平成17年10月7日総務省告示第1147号)、平成29年(2017年)から「ICD-10(2013年版)」に準拠した日本分類及び死因分類表(平成27年2月13日総務省告示第35号)を使用している。

## 2 「原死因」と死因の選択

死因統計は死亡診断書に基づき作成するが、死亡に関与した全ての事項が死亡診断書に記載されるように、昭和42年(1967年)の第20回世界保健総会において、死亡診断書に記載する死因は「死亡を引き起こしたか、その一因となった全ての疾病、病態または損傷、及びこれらの損傷を引き起こした事故または暴力の状況」と定義された。これに先立ち、昭和23年(1948年)の第6回改訂会議においては、一次製表のための死因は原死因とするべきであるということが合意されている。

WHOは、「死亡の防止という観点からは、病的事象の連鎖をある時点で切るか、ある時点で疾病を治すことが重要である。また、最も効果的な公衆衛生の目的は、その活動によって原因を防止することである。」として、この目的のために原死因を次のように定義した。

- ① 直接に死亡を引き起こした一連の事象の起因となった疾病若しくは損傷
- ② 致命傷を負わせた事故若しくは暴力の状況

また、原死因を選択するために、WHOは死亡診断書の国際様式及び原死因選択手順を定め、加盟各国に勧告しており、我が国もこれを基本としている。

原死因選択手順には原死因選択のための複雑なルールが規定されているが、我が国は医師の作成した一枚一枚の死亡診断書の記載状況に従ってこの原死因選択手順を適用して、最終的に統計として表章する原死因を選択し決定している。

死亡診断書の様式においては、死亡の原因を記載する欄がⅠ欄とⅡ欄に分かれており、Ⅰ欄には直接死因のみならず、その原因となった一連の病態についても記載し、Ⅱ欄には、死亡に寄与したその他の重要な病態を記載することとなっている。

死亡診断書に死因となる傷病名が一つだけ記載されている場合には、その傷病名の属する分類が原死因となりうるが、同じ傷病名が記載されていても年齢や性別、先天性か否かなど多くの条件や手術・解剖欄などの記載状況によって属する分類が変化するため、死亡診断書全体の記載状況を把握して原死因を決定する。

死亡診断書に二つ以上の傷病名が記載されている場合には、統計表章のためにただ一つの原死因を選択しなければならない。死亡診断書のⅠ欄の一番上に直接死因の傷病名が記載され、その下欄に原因となった傷病名が因果関係の順番に正しく記載されている場合は、Ⅰ欄の最下欄に記載された疾病又は損傷の属する分類が原死因と考えられる。しかし死亡の状況は死者によって異なるため、診断書の記載状況は多様であり、原死因の選択にあたっては、傷病名の組み合わせ、記載された位置や欄、合併症や手術・解剖の記載及び死亡の場所や死亡の状況等の全ての記載事項を確認した上で、それぞれの状況に該当する原死因選択手順を判断・適用し、最終的な原死因を決定している。

WHOは、周産期死亡についても用語の定義、死亡診断書の様式、原死因選択基準を定めるほか、児側病態・母側病態の主要な疾病又は病態の解析のためのクロス表の作成を勧告しており、我が国はWHOの勧告する周産期死亡診断書の様式は採用していないものの、この様式に盛り込まれた項目の多くを死亡診断書及び死産証書の様式に加えることにより、勧告されたクロス表を作成している。

死産の原因については、ICD-10採用時から児側病態と母側病態を一体としてとらえて原死因を選択することとした。また、児側病態・母側病態からそれぞれ原死因を選び両者のクロス表を作成している。

原死因の選択及び死因分類等の詳細については、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」の第1巻、第2巻、第3巻を参照されたい。

### 3 分類表

人口動態死因統計分類基本分類表(以下「死因基本分類表」という。)を基にした、それぞれの目的に応じて使用するための分類表等は次のとおりである。これらの分類表等は、「ICD-10(2013年版)準拠」(平成29年(2017年)1月)の適用に伴い改正されている。この改正では、分類符号や死因選択方法の変更があり、平成28年(2016年)以前との単純な比較はできないので注意されたい。

#### (1) 死因基本分類表

人口動態統計で使用する死因基本分類表は、日本分類に更に人口動態統計用としての細分類項目を加えたものである。

日本分類として国際分類に追加した細分類項目は、5桁目にアルファベットの小文字で表示し、人口動態統計用として追加した細分類項目は、4桁目は数字で、5桁目はアルファベットの大文字で表示することとしている。

分類詳細は、e-Statの確定数の「分類表」(平成28年(2016年)までの報告書では下巻)に掲載している。

#### (2) 死因分類表（以下「死因簡単分類表」という。）

我が国の死因構造を全体的に概観することを目的とし、死因基本分類表をもとに、WHOの死亡製表用リストを参考にして作成した分類表である。

分類項目は、死亡数が一定数以上認められるもの、死亡数は少ないが国民、研究者等にとって関心の高いものをこれまでとの連続性等も考慮しつつ選定した。分類項目には、5桁の分類番号を設定し、最初の2桁をICD-10の章構成に合わせ、3桁目をいくつかの項目を統合した中間分類とし、最後の2桁は整理番号とした。

分類詳細は、e-Statの確定数の「分類表」(平成28年(2016年)までの報告書では上巻「参考表」及び下巻)に掲載している。

なお、過去の年次推移については、e-Statの確定数の「分類表」の2017年<sup>(注)</sup>(平成28年(2016年)までの報告書では上巻「参考表」)に掲載している。

(注)「VIII 死因分類表」「5 各種分類表」(92ページ)を参照されたい。

#### (3) 選択死因分類表

社会的に関心の強い死因について、死因簡単分類表から選択したものであり、ICD-9との連続性についても配慮した。

分類項目の選定は、死因簡単分類表で死亡数の多い上位15の疾病を参考とし、更に、悪性新生物<腫瘍>、心疾患、脳血管疾患及び不慮の事故については社会的重要性から細分化している。細分化の基準としては、悪性新生物<腫瘍>では、部位別死亡順位の上位10程度の部位と健康増進事業において「がん検診」が実施されている部位、心疾患、脳血管疾患及び不慮の事故では死亡数が一定数以上の疾病、事故を選定した。

また、結核は社会的に関心が高いので加えることとした。

分類詳細は、e-Statの確定数の「分類表」(平成28年(2016年)までの報告書では上巻「参考表」及び下巻)に掲載している。

#### (4) 死因年次推移分類表

年次ごとの死因の動向を観察することを主目的とした分類表であり、明治32年(1899年)以降の主要な死因の動向を踏まえ、ICD-9の主要死因について一部見直しを行った。

分類詳細は、e-Statの確定数の「分類表」(平成28年(2016年)までの報告書では上巻「参考表」)に掲載している。

#### (5) 乳児死因分類表（以下「乳児死因簡単分類表」という。）

WHOの勧告では、5歳までの小児死因分類表の作成が勧告されている。我が国では、5歳までの死亡に占める乳児死亡割合が高く、医学的・行政的にも乳児死亡への対策が重視されているので、乳児死亡のみを対象とした分類表とした。

分類項目の選定は、死因簡単分類表と同様の考え方で行ったが、乳児死亡の特徴も考慮し、「悪性新生物＜腫瘍＞」等を簡略化し、「周産期に発生した病態」及び「先天奇形、変形及び染色体異常」を詳細に分類し、更に喘息や乳幼児突然死症候群を加えた。

分類詳細は、e-Statの確定数の「分類表」（平成28年（2016年）までの報告書では上巻「参考表」及び下巻）に掲載している。

なお、過去の年次推移については、e-Statの確定数の「分類表」の2017年<sup>(注)</sup>（平成28年（2016年）までの報告書では上巻「参考表」）に掲載している。

（注）「Ⅷ 死因分類表」「5 各種分類表」（92ページ）を参照されたい。

#### （6）感染症分類表

平成7年（1995年）に適用したWHOの「ICD-10（1990年版）」の死亡製表用リストから、感染症による死亡数の割合が少ない状況が続いたため、時代に適合するよう、一部の感染症の表記が削除されたのをうけ、我が国においても同様に死因簡単分類から削除したが、感染症に関する状況を把握する必要があったことから、同年、新たに追加した分類である。

分類項目の選定に当たっては、法的に届出等が義務づけられていること、保健衛生面において対応が必要な疾患の動向を把握すること、国際比較を容易にすること等に配慮した。

なお、平成11年（1999年）以降の分類名は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）、感染症法施行令（平成10年政令第420号）及び感染症法施行規則（平成10年厚生省令第99号）並びに「結核予防法」（昭和26年法律第96号）に準じた疾病名であるため、必ずしもICD-10とは一致していない。

また、平成11、15、19、20、24、25、27、28、29、30年（1999、2003、2007、2008、2012、2013、2015、2016、2017、2018年）に感染症法等の改正に伴い分類を変更、平成18年（2006年）に「ICD-10（2003年版）準拠」、平成29年（2017年）に「ICD-10（2013年版）準拠」の適用に伴い分類を変更した。

分類詳細は、e-Statの確定数の「分類表」（平成28年（2016年）までの報告書では上巻「参考表」及び下巻）に掲載している。

なお、過去の分類表・年次推移については、e-Statの確定数の「分類表」の2017年<sup>(注)</sup>（平成28年（2016年）までの報告書では上巻「参考表」及び下巻）に掲載している。

（注）「Ⅷ 死因分類表」「5 各種分類表」（92ページ）を参照されたい。

#### （7）死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目

死因簡単分類表及び乳児死因簡単分類表から主要な死因を選択した。

分類詳細は、e-Statの確定数の「分類表」（平成28年（2016年）までの報告書では上巻「参考表」）に掲載している。

なお、過去の分類表については、e-Statの確定数の「分類表」の2017年<sup>(注)</sup>（平成28年（2016年）までの報告書では上巻「参考表」）に掲載している。

（注）「Ⅷ 死因分類表」「5 各種分類表」（92ページ）を参照されたい。

#### （8）周産期死亡及び死産の分類

周産期死亡及び死産の原因は、ICD-10からは児側病態と母側病態を一体としてとらえ、原死因を一つ選択することとした。また、ICD-9と同様に児側、母側の関連分析もできるように児側病態と母側病態からそれぞれの原因を一つずつ選択し、両者によるクロス製表も行うこととした。

周産期死亡及び死産の分類は、独自の分類表が設けられていないため、ICD-9以降、死因基本分類表を使用している。

母側病態：死因基本分類表のP00-P04、P99（母体に原因なし）

児側病態：上記以外の基本分類コードを使用するが、「X VI章 周産期に発生した病態」、「X VII章 先天奇形、変形及び染色体異常」にその大部分が含まれる。

#### 4 死因年次推移分類の変遷

本報告書の記述に、結核、悪性新生物＜腫瘍＞、脳血管疾患などを主要死因として解析しているが、その場合の

	Hi01 結核		Hi02 悪性新生物＜腫瘍＞		Hi03 糖尿病		Hi04 高血圧性疾患		Hi05 心疾患 (高血圧性を除く)		Hi06 脳血管疾患		Hi07 肺炎		Hi08 慢性気管支炎及び肺気腫	
	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類
(第1回) 明治32年～39年 (1899～1906)	•	12-15 *44	•	17-18 *44	•	•	•	•	24 *44	•	21	•	27	•	•	•
明治40年～41年 (1907～1908)	•	13-16 *51	•	20-21 *51	•	•	•	•	29 *51	•	26	•	32	•	•	•
(第2回) 明治42年～大正11年 (1909～1922)	25-32	13-16	40-48 58	21-22 *26	55	25	•	•	83-85 86	33 *34	71-73	30 *32	97-98	37	•	•
(第3回) 大正12年～昭和7年 (1923～1932)	31-37	13-15	43-49 65	16 *37	57	37の再掲	•	•	87-90	19 *37	74-75 83	18 *37	100-101	22	99(口) 106	*21 *23
(第4回) 昭和8年～18年 (1933～1943)	23-32	11-12	45-53 72	18 *27	59	22	•	•	90-95	38-43	82	32	107-109	48	106(口) 113	*47 *50
(第5回) 昭和21年～24年 (1946～1949)	13-22	•	45-55 74	•	61	•	•	•	90-95	•	83	•	107-109	•	106.b 113	•
(第6回) 昭和25年～32年 (1950～1957)	001-019	B1-B2	140-205	B18	260	B20	440-447	B28-B29	410-434	B25-B27	330-334	B22	490-493 763	B31 B43.a	502 **527	•
(第7回) 昭和33年～42年 (1958～1967)	001-019	B1-B2	140-205	B18	260	B20	440-447	B28-B29	410-434	B25-B27	330-334	B22	490-493 763	B31 B43.a	502 **527	•
(第8回) 昭和43年～53年 (1968～1978)	001-019	B5-B6	140-209	B19	250	B21	400-404	B27	393-398 410-429	B26 B28-B29	430-438	B30	480-486	B32	491-492	*B33.a B33.b
(第9回) 昭和54年～平成6年 (1979～1994)	010-018	5-6	140-208	28-37	250	39	401-405	48-49	393-398 410-429	46 51-52 54-56	430-438	58-60	480-486	63	491-492	*66-67
(第10回) 平成7年～平成28年 (1995～2016)	A15-A19	01200	C00-C97	02100	E10-E14	04100	I10-I13	09100	I01-I02.0 I05-I09 I20-I25 I27 I30-I51	09200	I60-I69	09300	J12-J18	10200	J41-J43	*10400
平成29年～ (2017～)	A15-A19	01200	C00-C96	02100	E10-E14	04100	I10-I15	09100	I01-I02.0 I05-I09 I20-I25 I27 I30-I51	09200	I60-I69	09300	J12-J18	10200	J41-J43	*10400

注：1)死因名は第10回分類による。なお、表頭の分類の名称、小分類、中分類は、第10回分類(2013年版)の死因基本分類表、死因簡単分類表に対応する。

2) \*印はこの番号の一部であることを示す。このため変遷を観察する場合は数字を計上していない。

3) \*\*印はこの番号の大部分であることを示す。このため変遷を観察する場合は数字を計上した。

4) •印は分類は存在するが、死因統計には用いていない。

5) 明治32年～39年(1899～1906年)及び明治40年～41年(1907～1908年)は同じ分類を使用しているが、分類番号が異なるのは、再掲を組み入れて通し番号にしたためである。

6) 結核について

- (1) 明治41年(1908年)以前は、るいれきを含まない。
- (2) 昭和54年(1979年)以降は、後遺症及び原因の記載のない渗出性胸膜炎を含まない。
- (3) 平成7年(1995年)以降は、結核を伴うじん肺(J65)を含まない。

7) 悪性新生物＜腫瘍＞について

- (1) 明治41年(1908年)以前は、白血病及び仮性白血病を含まない。
- (2) 平成29年(2017年)以降は、独立した(原発性)多部位の悪性新生物＜腫瘍＞(C97)を含まない。

8) 心疾患(高血圧性を除く)について

- (1) 明治41年(1908年)以前は、狭心症を含まない。
- (2) 昭和54年(1979年)以降は、心臓麻痺、心臓衰弱を含む。
- (3) 平成7年(1995年)以降は、心臓併発症を伴うリウマチ熱(I01)・心臓併発症を伴うリウマチ性舞蹈病(I02.0)を含み、肺塞栓症(I26)・その他の肺血管の疾患(I28)を含まない。

主要死因を、それぞれの年次の死因分類番号で示すと、次のとおりである。

Hi09 喘息		Hi10 胃潰瘍 及び十二指腸潰瘍		Hi11 肝疾患		Hi12 腎不全		Hi13 老衰		Hi14 不慮の事故		Hi15(再掲) 交通事故		Hi16 自殺	
小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類	小分類	中分類
•	•	•	•	•	•	•	•	39	•	40 **42 43 47 **49 50	•	•	•	•	41
•	•	•	•	•	•	•	•	46	•	•	•	•	•	•	48
102	*38	108	*39	118.120	45.*46	•	•	161	56	64-66.160 170-179 180-197	*27 *55 58	•	•	162-169	57
105	*23	111	*24	120-122 124	28.*37	•	•	164	34	67-68.163 175-189 192-196	*37 *33 **35	•	•	165-174	36
112	*50	117	51	124-125	56-57	•	•	162 (再掲を除く)	**78	76-77 176-195	29 81-82	•	•	163-171	79
112	•	117	•	124-125	•	•	•	162.b	•	78-79 169-195	•	169-173	•	163-164	•
241	•	540-541	B33	580-583	B37 *B46.e	•	•	794	B45.a	E800-E965 E810-E835 E840-E866	BE47- BE48	E800-E802 E810-E835 E840-E866	BE47 BE48.a	E970-E979	BE49
241	•	540-541	B33	580-583	B37 *B46.e	•	•	794	B45.a	E800-E962	BE47- BE48	E800-E802 E810-E835 E840-E866	BE47 BE48.a	E963 E970-E979	BE49
493	B33.c	531-533	B34	570-573	B37 B46.f	•	•	794	B45.a	E800-E949	BE47- BE48	E800-E807 E810-E823 E825-E845	BE47 BE48.a	E950-E959	BE49
493	68	531-533	69	570-573	73-74	584-586	•	797	88	E800-E949	E104- E114	E800-E807 E810-E848	E104-E105	E950-E959	E115
J45-J46	10500	K25-K27	11100	K70-K76	11300	N17-N19	14200	R54	18100	V01-X59	20100	V01-V98	20101	X60-X84	20200
J45-J46	10500	K25-K27	11100	K70-K76	11300	N17-N19	14200	R54	18100	V01-X59	20100	V01-V98	20101	X60-X84	20200

注：9)脳血管疾患について

- (1)昭和25年(1950年)は、B22にB46.b(352の一部、すなわちB22の後遺症及び1年以上経過したもの)を含めること。  
(2)平成7年(1995年)以降は、脳動静脈奇形の破裂(I60.8の一部)を含み、一過性脳虚血(G45)を含まない。

10)腎不全について

- (1)平成7年(1995年)以降は、先天性腎不全(P96.0)を含まない。

11)老衰について

- (1)昭和7年(1932年)以前は、老衰性痴呆を含む。

12)不慮の事故について

- (1)昭和24年(1949年)以前は、アルコール中毒を含まない。  
(2)平成7年(1995年)以降は、後遺症(Y86)を含まない。

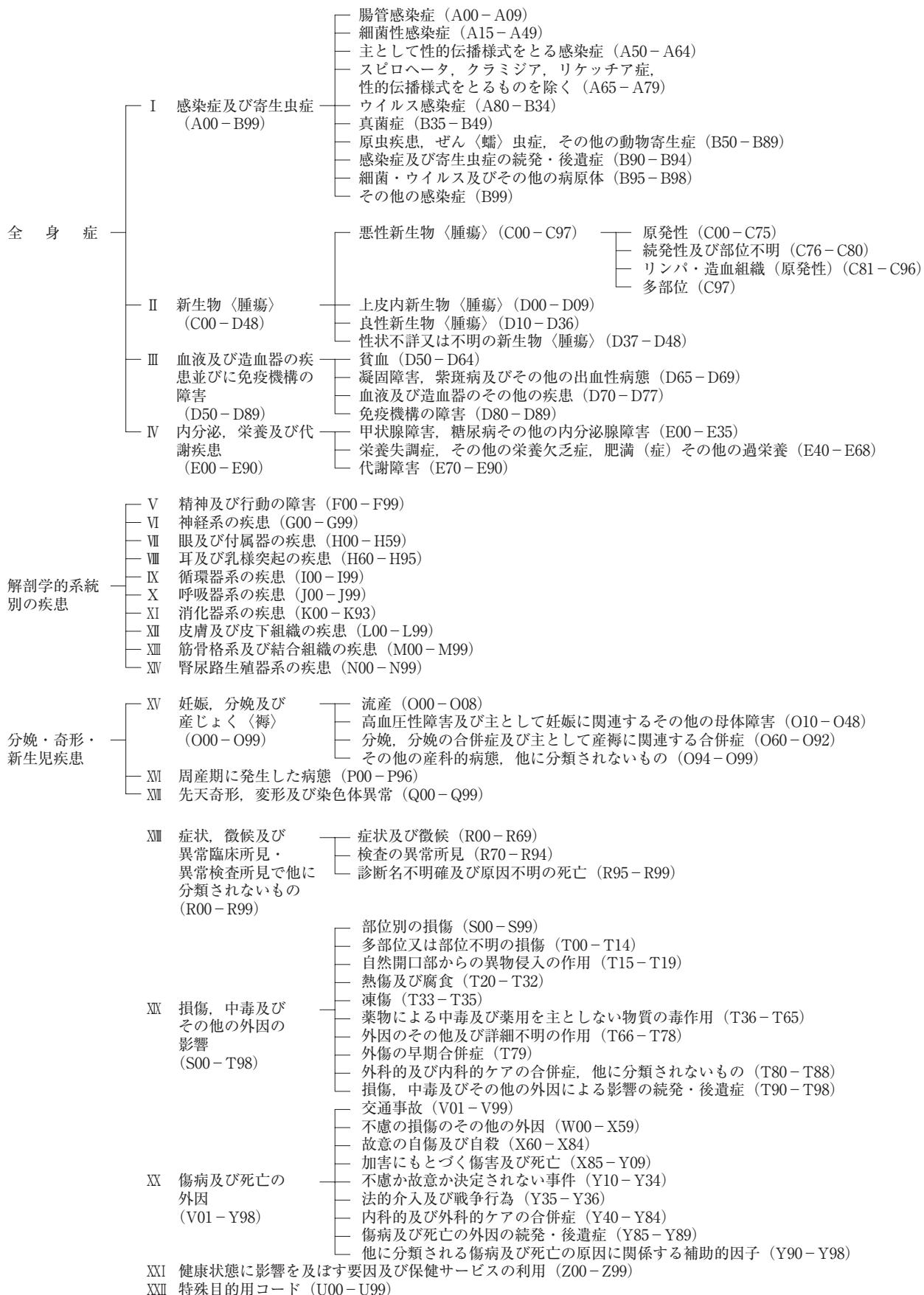
13)自殺について

- (1)平成7年(1995年)以降は、後遺症(Y87.0)を含まない。

14)高血圧性疾患について

- (1)平成29年(2017年)以降は、二次性<続発性>高血圧(症)(I15.)を含む。

## 疾病、傷害及び死因統計分類の分類体系



注：第XXI章は人口動態統計には用いない。

## 5 各種分類表

表1 死因簡単分類と死因基本分類との対照表

死因簡単分類コード	分類名	死因基本分類コード
01000	感染症及び寄生虫症	A00~B99
01100	腸管感染症	A00~A09
01200	結核	A15~A19
01201	呼吸器結核	A15~A16
01202	その他の結核	A17~A19
01300	敗血症	A40~A41
01400	ウイルス性肝炎	B15~B19
01401	B型ウイルス性肝炎	B16~B17.0, B18.0~B18.1
01402	C型ウイルス性肝炎	B17.1, B18.2
01403	その他のウイルス性肝炎	B15~B19の残り
01500	ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病	B20~B24
01600	その他の感染症及び寄生虫症	A00~B99の残り
02000	新生物<腫瘍>	C00~D48
02100	悪性新生物<腫瘍>	C00~C96
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00~C14
02102	食道の悪性新生物<腫瘍>	C15
02103	胃の悪性新生物<腫瘍>	C16
02104	結腸の悪性新生物<腫瘍>	C18
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>	C19~C20
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	C22
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物<腫瘍>	C23~C24
02108	脾の悪性新生物<腫瘍>	C25
02109	喉頭の悪性新生物<腫瘍>	C32
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	C33~C34
02111	皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C43~C44
02112	乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
02113	子宮の悪性新生物<腫瘍>	C53~C55
02114	卵巣の悪性新生物<腫瘍>	C56
02115	前立腺の悪性新生物<腫瘍>	C61
02116	膀胱の悪性新生物<腫瘍>	C67
02117	中枢神経系の悪性新生物<腫瘍>	C70~C72, C75.1~C75.3
02118	悪性リンパ腫	C81~C86
02119	白血病	C91~C95
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>	C88~C90, C96
02121	その他の悪性新生物<腫瘍>	C00~C96の残り
02200	その他の新生物<腫瘍>	D00~D48
02201	中枢神経系のその他の新生物<腫瘍>	D32~D33, D35.2~D35.4, D42~D43, D44.3~D44.5 D00~D48の残り
02202	中枢神経系を除くその他の新生物<腫瘍>	D50~D89
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D50~D64
03100	貧血	D65~D89
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	E00~E88
04000	内分泌、栄養及び代謝疾患	E10~E14
04100	糖尿病	E00~E88の残り
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	F01~F99
05000	精神及び行動の障害	F01~F03
05100	血管性及び詳細不明の認知症	F01~F99の残り
05200	その他の精神及び行動の障害	G00~G98
06000	神経系の疾患	G00~G03
06100	髄膜炎	G12
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	G20
06300	パーキンソン病	G30
06400	アルツハイマー病	G00~G98の残り
06500	その他の神経系の疾患	H00~H57
07000	眼及び付属器の疾患	H60~H93
08000	耳及び乳様突起の疾患	I00~I99
09000	循環器系の疾患	I10~I15
09100	高血圧性疾患	I11, I13
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	I10, I12, I15
09102	その他の高血圧性疾患	I01~I02.0, I05~I09, I20~I25, I27, I30~I51
09200	心疾患（高血圧性を除く）	I05~I09
09201	慢性リウマチ性心疾患	I21~I22
09202	急性心筋梗塞	I20, I24~I25
09203	その他の虚血性心疾患	I34~I38
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	I42
09205	心筋症	I44~I49
09206	不整脈及び伝導障害	I50
09207	心不全	I01~I02.0, I27, I30~I33, I40, I51
09208	その他の心疾患	

注：1)死因基本分類コードのうち、原死因には用いない分類コード及び星印付の分類コードは除いている。

2)これらの分類を精神保健の分野で使用する場合は、「精神及び行動の障害」を「精神疾患」と読み替えて使用することができる。

死因簡単分類コード	分類名	死因基本分類コード
09300	脳血管疾患	I60～I69
09301	くも膜下出血	I60, I69.0
09302	脳内出血	I61, I69.1
09303	脳梗塞	I63, I69.3
09304	その他の脳血管疾患	I60～I69の残り
09400	大動脈瘤及び解離	I71
09500	その他の循環器系の疾患	I00～I99の残り
10000	呼吸器系の疾患	J00～J98
10100	インフルエンザ	J09～J11
10200	肺炎	J12～J18
10300	急性気管支炎	J20
10400	慢性閉塞性肺疾患	J41～J44
10500	喘息	J45～J46
10600	その他の呼吸器系の疾患	J00～J98の残り
10601	誤嚥性肺炎	J69
10602	間質性肺疾患	J84
10603	その他の呼吸器系の疾患（10601及び10602を除く）	J00～J98の残り（J69,J84を除く）
11000	消化器系の疾患	K00～K92
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	K25～K27
11200	ヘルニア及び腸閉塞	K40～K46, K56
11300	肝疾患	K70～K76
11301	肝硬変（アルコール性を除く）	K74.3～K74.6
11302	その他の肝疾患	K70～K76の残り
11400	その他の消化器系の疾患	K00～K92の残り
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	L00～L98
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	M00～M99
14000	腎尿路生殖器系の疾患	N00～N98
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	N00～N15
14200	腎不全	N17～N19
14201	急性腎不全	N17
14202	慢性腎臓病	N18
14203	詳細不明の腎不全	N19
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	N00～N98の残り
15000	妊娠、分娩及び産じょく	O00～O99
16000	周産期に発生した病態	P00～P96
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	P05～P08
16200	出産外傷	P10～P15
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	P20～P29
16400	周産期に特異的な感染症	P35～P39
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	P50～P61
16600	その他の周産期に発生した病態	P00～P96の残り
17000	先天奇形、変形及び染色体異常	Q00～Q99
17100	神経系の先天奇形	Q00～Q07
17200	循環器系の先天奇形	Q20～Q28
17201	心臓の先天奇形	Q20～Q24
17202	その他の循環器系の先天奇形	Q25～Q28
17300	消化器系の先天奇形	Q35～Q45
17400	その他の先天奇形及び変形	Q00～Q89の残り
17500	染色体異常、他に分類されないもの	Q90～Q99
18000	症状、徵候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00～R99
18100	老衰	R54
18200	乳幼児突然死症候群	R95
18300	その他の症状、徵候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00～R99の残り
20000	傷病及び死亡の外因	V01～Y89
20100	不慮の事故	V01～X59
20101	交通事故	V01～V98
20102	転倒・転落・墜落	W00～W17
20103	不慮の溺死及び溺水	W65～W74
20104	不慮の窒息	W75～W84
20105	煙、火及び火炎への曝露	X00～X09
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	X40～X49
20107	その他の不慮の事故	W00～X59の残り
20200	自殺	X60～X84
20300	他殺	X85～Y09
20400	その他の外因	Y10～Y89
22000	特殊目的用コード	U00～U49
22100	重症急性呼吸器症候群〔S A R S〕	U04
22200	その他の特殊目的用コード	U00～U49の残り

表2 選択死因分類と死因簡単分類及び死因基本分類との対照表

選択死因 分類コード	分類名	死因簡単 分類コード	死因基本 分類コード
Se01	結核	01200	A15～A19
Se02	悪性新生物<腫瘍> (再掲)	02100	C00～C96
Se03	食道の悪性新生物<腫瘍>	02102	C15
Se04	胃の悪性新生物<腫瘍>	02103	C16
Se05	結腸の悪性新生物<腫瘍>	02104	C18
Se06	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>	02105	C19～C20
Se07	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	02106	C22
Se08	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物<腫瘍>	02107	C23～C24
Se09	脾の悪性新生物<腫瘍>	02108	C25
Se10	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	02110	C33～C34
Se11	乳房の悪性新生物<腫瘍>	02112	C50
Se12	子宮の悪性新生物<腫瘍>	02113	C53～C55
Se13	白血病	02119	C91～C95
Se14	糖尿病	04100	E10～E14
Se15	高血圧性疾患	09100	I10～I15
Se16	心疾患(高血圧性を除く) (再掲)	09200	I01～I02.0, I05～I09, I20～I25, I27, I30～I51
Se17	急性心筋梗塞	09202	I21～I22
Se18	その他の虚血性心疾患	09203	I20, I24～I25
Se19	不整脈及び伝導障害	09206	I44～I49
Se20	心不全	09207	I50
Se21	脳血管疾患 (再掲)	09300	I60～I69
Se22	くも膜下出血	09301	I60, I69.0
Se23	脳内出血	09302	I61, I69.1
Se24	脳梗塞	09303	I63, I69.3
Se25	大動脈瘤及び解離	09400	I71
Se26	肺炎	10200	J12～J18
Se27	慢性閉塞性肺疾患	10400	J41～J44
Se28	喘息	10500	J45～J46
Se29	肝疾患	11300	K70～K76
Se30	腎不全	14200	N17～N19
Se31	老衰	18100	R54
Se32	不慮の事故 (再掲)	20100	V01～X59
Se33	交通事故	20101	V01～V98
Se34	自殺	20200	X60～X84

注：死因基本分類コードのうち、原死因には用いない分類コード及び星印付の分類コードは除いている。

表3 死因年次推移分類と死因簡単分類及び死因基本分類との対照表

死因年次推移 分類コード	分類名	死因簡単 分類コード	死因基本 分類コード
Hi01	結核	01200	A15～A19
Hi02	悪性新生物<腫瘍>	02100	C00～C96
Hi03	糖尿病	04100	E10～E14
Hi04	高血圧性疾患	09100	I10～I15
Hi05	心疾患（高血圧性を除く）	09200	I01～I02.0, I05～I09, I20～I25, I27, I30～I51
Hi06	脳血管疾患	09300	I60～I69
Hi07	肺炎	10200	J12～J18
Hi08	慢性気管支炎及び肺気腫		J41～J43
Hi09	喘息	10500	J45～J46
Hi10	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	11100	K25～K27
Hi11	肝疾患	11300	K70～K76
Hi12	腎不全	14200	N17～N19
Hi13	老衰	18100	R54
Hi14	不慮の事故 (再掲)	20100	V01～X59
Hi15	交通事故	20101	V01～V98
Hi16	自殺	20200	X60～X84

注：死因基本分類コードのうち、原死因には用いない分類コード及び星印付の分類コードは除いている。

表4 乳児死因簡単分類と死因基本分類及び死因簡単分類との対照表

乳児死因簡単分類コード	分類名	死因簡単分類コード	死因基本分類コード
Ba01	腸管感染症	01100	A00～A09
Ba02	敗血症	01300	A40～A41
Ba03	麻疹	01600の一部	B05
Ba04	ウイルス性肝炎	01400	B15～B19
Ba05	その他の感染症及び寄生虫症	01000 (Ba01～04を除く)	A00～B99の残り
Ba06	悪性新生物<腫瘍>	02100	C00～C96
Ba07	白血病	02119	C91～C95
Ba08	その他の悪性新生物<腫瘍>	02100 (Ba07を除く)	C00～C96の残り
Ba09	その他の新生物<腫瘍>	02200	D00～D48
Ba10	栄養失調(症)及びその他の栄養欠乏症	04000の一部	E40～E64
Ba11	代謝障害	04000の一部	E70～E88
Ba12	髄膜炎	06100	G00～G03
Ba13	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	06200	G12
Ba14	脳性麻痺	06500の一部	G80
Ba15	心疾患(高血圧性を除く)	09200	I01～I02.0, I05～I09, I20～I25, I27, I30～I51
Ba16	脳血管疾患	09300	I60～I69
Ba17	インフルエンザ	10100	J09～J11
Ba18	肺炎	10200	J12～J18
Ba19	喘息	10500	J45～J46
Ba20	ヘルニア及び腸閉塞	11200	K40～K46, K56
Ba21	肝疾患	11300	K70～K76
Ba22	腎不全	14200	N17～N19
Ba23	周産期に発生した病態	16000	P00～P96
Ba24	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	16100	P05～P08
Ba25	出産外傷	16200	P10～P15
Ba26	出生時仮死	16300の一部	P21
Ba27	新生児の呼吸窮<促>迫	16300の一部	P22
Ba28	周産期に発生した肺出血	16300の一部	P26
Ba29	周産期に発生した心血管障害	16300の一部	P29
Ba30	その他の周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	16300の残り	P20～P29の残り
Ba31	新生児の細菌性敗血症	16400の一部	P36
Ba32	その他の周産期に特異的な感染症	16400の残り	P35～P39の残り
Ba33	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	16500	P50～P61
Ba34	その他の周産期に発生した病態	16000 (Ba24～33を除く)	P00～P96の残り
Ba35	先天奇形、変形及び染色体異常	17000	Q00～Q99
Ba36	神経系の先天奇形	17100	Q00～Q07
Ba37	心臓の先天奇形	17201	Q20～Q24
Ba38	その他の循環器系の先天奇形	17202	Q25～Q28
Ba39	呼吸器系の先天奇形	17400の一部	Q30～Q34
Ba40	消化器系の先天奇形	17300	Q35～Q45
Ba41	筋骨格系の先天奇形及び変形	17400の一部	Q65～Q79
Ba42	その他の先天奇形及び変形	17400の残り	Q00～Q89の残り
Ba43	染色体異常、他に分類されないもの	17500	Q90～Q99
Ba44	乳幼児突然死症候群	18200	R95
Ba45	その他のすべての疾患	上記以外の残り (Ba01～09を除く)	D50～R99の残り、U00～U49
Ba46	不慮の事故	20100	V01～X59
Ba47	交通事故	20101	V01～V98
Ba48	転倒・転落・墜落	20102	W00～W17
Ba49	不慮の溺死及び溺水	20103	W65～W74
Ba50	胃内容物の誤えん及び気道閉塞を生じた食物等の誤えん<吸引>	20104の一部	W78～W80
Ba51	その他の不慮の窒息	20104の残り	W75～W84の残り
Ba52	煙、火及び火炎への曝露	20105	X00～X09
Ba53	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	20106	X40～X49
Ba54	その他の不慮の事故	20107	W00～X59の残り
Ba55	他殺	20300	X85～Y09
Ba56	その他の外因	20400	Y10～Y89

注：1)死因基本分類コードのうち、原死因には用いない分類コード及び星印付の分類コードは除いている。

2)「敗血症」には、「新生児の細菌性敗血症」を含まない。

表5 感染症分類表と死因基本分類との対照表

感染症 分類コード	分類名	死因基本 分類コード
In101	エボラ出血熱	A98.4
In102	クリミア・コンゴ出血熱	A98.0
In103	痘そう	B03
In104	南米出血熱	A96.8A
In105	ペスト	A20
In106	マールブルグ病	A98.3
In107	ラッサ熱	A96.2
In201	急性灰白髄炎	A80
In202	結核	A15~A19
In203	ジフテリア	A36
In204	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）	U04
In205	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（H5N1）に限る。）	J09.0A, J09.1A, J09.8A
In206	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（H7N9）に限る。）	J10.0E, J10.1E, J10.8E
In207	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）	J12.8E
In301	コレラ	A00
In302	細菌性赤痢	A03
In303	腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
In304	腸チフス	A01.0
In305	バラチフス	A01.1
In401	E型肝炎	B17.2
In402	ウエストナイル熱	A92.3
In403	A型肝炎	B15
In404	エキノコックス症	B67
In405	黄熱	A95
In406	オウム病	A70
In407	オムスク出血熱	A98.1
In408	回帰熱	A68
In409	キヤサヌル森林病	A98.2
In410	Q熱	A78
In411	狂犬病	A82
In412	コクシジオイデス症	B38
In413	サル痘	B04
In414	腎症候性出血熱	A98.5
In415	西部ウマ脳炎	A83.1
In416	ダニ媒介脳炎	A84
In417	炭疽	A22
In418	つつが虫病	A75.3
In419	デンク熱	A90, A91
In420	東部ウマ脳炎	A83.2
In421	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	J10.0A, J10.1A, J10.8A
In422	ニパウイルス感染症	A85.8B, A87.8B, B34.8B, J12.8D, J84.8A
In423	日本紅斑熱	A77.8a
In424	日本脳炎	A83.0
In425	ハンタウイルス肺症候群	B33.4
In426	Bウイルス病	B00.4A
In427	鼻疽	A24.0
In428	ブルセラ症	A23
In429	ベネズエラウマ脳炎	A92.2

注：1)下線は変更箇所。

2)死因基本分類コードのうち、原死因には用いない分類コード及び星印付の分類コードは除いている。

3)分類名は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)等の規定に準じた疾病名であり、その名称及び範囲は必ずしもICD-10(2013年版)と一致しない場合がある。

感染症分類コード	分類名	死因基本分類コード
In430	ヘンドラウイルス感染症	B34.8D
In431	発しんチフス	A75.0, A75.1
In432	ボツリヌス症（乳児ボツリヌス症を除く。）	A05.1
In433	乳児ボツリヌス症	A05.1
In434	マラリア	B50, B51, B52, B53, B54
In435	野兎病	A21
In436	ライム病	A69.2
In437	リッサウイルス感染症	A85.8A, A87.8A, A88.8A
In438	リフトバレー熱	A92.4
In439	類鼻疽	A24.1, A24.2, A24.3, A24.4
In440	レジオネラ症	A48.1, A48.2
In441	レプトスピラ症	A27
In442	ロッキー山紅斑熱	A77.0A
In443	チクシングニア熱	A92.0
In444	重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）	A98.8A
In445	ジカウイルス感染症	U06.9
In501	アメーバ赤痢	A06
In502	R Sウイルス感染症	B34.8A, J12.1, J20.5, J21.0
In503	咽頭結膜熱	B30.1, B30.2
In504	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	J09.0B, J09.1B, J09.8B, J10.0B, J10.1B, J10.8B, J11
In505	急性ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）	B16, B17(B17.2を除く), B19
In506	A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	J02.0
In507	感染性胃腸炎	A01 (A01.0, A01.1を除く), A04 (A04.3, A04.8A, A04.8Bを除く), A07 (A07.1, A07.2を除く), A08, A09
In508	急性出血性結膜炎	B30.3
In509	急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）	A83 (A83.0, A83.1, A83.2を除く), A85 (A85.8A, A85.8Bを除く), A86, B00.4 (B00.4Aを除く), B02.0, B25.8A
In510	クラミジア肺炎（オウム病を除く。）	J16.0
In511	クリプトスパリジウム症	A07.2
In512	クロイツフェルト・ヤコブ病	A81.0, A81.8
In513	劇症型溶血性連鎖球菌感染症	A40.0A, A40.8A, A49.1A, J15.4A, P36.1A
In514	後天性免疫不全症候群	B20, B21, B22, B23, B24, O98.7
In515	細菌性髄膜炎（侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症を除く。）	A02.2A, A32.1, G00 (G00.0, G00.1を除く)
In516	ジアルジア症	A07.1
In517	水痘	B01
In518	侵襲性髄膜炎菌感染症	A39.0, A39.2, A39.4, A39.9A
In519	性器クラミジア感染症	A55, A56
In520	性器ヘルペスウイルス感染症	A60
In521	尖圭コンジローマ	A63.0
In522	先天性風しん症候群	P35.0

感染症 分類コード	分類名	死因基本 分類コード
In523	手足口病	B08.4
In524	伝染性紅斑	B08.3
In525	突発性発しん	B08.2
In526	梅毒	A50, A51, A52, A53
In527	破傷風	A33, A34, A35
In528	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	A41.0B, A49.0B, J15.2B
In529	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	A41.4A, A49.8A, J15.8A
In530	百日咳	A37
In531	風しん	B06
In532	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	A40.3A, A49.1C, J13.0
In533	ヘルパンギーナ	B08.5
In534	マイコプラズマ肺炎	J15.7
In535	麻しん	B05
In537	無菌性髄膜炎	A87 (A87.8A, A87.8Bを除く), B00.3, B02.1, G03.0
In538	メチシリソ耐性黄色ブドウ球菌感染症	A04.8A, A41.0A, A49.0A, J15.2A
In539	薬剤耐性綠膿菌感染症	A41.5A, A49.8B, J15.1A
In540	流行性角結膜炎	B30.0
In541	流行性耳下腺炎	B26
In542	淋菌感染症	A54
In543	薬剤耐性アシネトバクター感染症	A41.5C, A49.8E, J15.6A
In544	侵襲性インフルエンザ菌感染症	A41.3, A49.2A, G00.0, P36.8A
In545	侵襲性肺炎球菌感染症	A40.3B, A49.1E, G00.1, P36.1C
In546	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	A04.8B, A41.5D, A49.8F, J15.8D
In547	播種性クリプトコックス症	B45.1, B45.7
In548	急性弛緩性麻痺（15歳未満発症）	G83.9A
In601	新型インフルエンザ等感染症	J10.0D, J10.1D, J10.8D

表6 死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目

(1) 死因順位に用いる分類項目

分類名	死因簡単分類コード
腸管感染症	01100
結核	01200
敗血症	01300
ウイルス性肝炎	01400
ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病	01500
悪性新生物＜腫瘍＞	02100
その他の新生物＜腫瘍＞	02200
貧血	03100
糖尿病	04100
血管性及び詳細不明の認知症	05100
髄膜炎	06100
脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	06200
パーキンソン病	06300
アルツハイマー病	06400
眼及び付属器の疾患	07000
耳及び乳様突起の疾患	08000
高血圧性疾患	09100
心疾患（高血圧性を除く）	09200
脳血管疾患	09300
大動脈瘤及び解離	09400
インフルエンザ	10100
肺炎	10200
急性気管支炎	10300
慢性閉塞性肺疾患	10400
喘息	10500
誤嚥性肺炎	10601
間質性肺疾患	10602
胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	11100
ヘルニア及び腸閉塞	11200
肝疾患	11300
皮膚及び皮下組織の疾患	12000
筋骨格系及び結合組織の疾患	13000
糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	14100
腎不全	14200
妊娠、分娩及び産じょく	15000
周産期に発生した病態	16000
先天奇形、変形及び染色体異常	17000
老衰	18100
乳幼児突然死症候群	18200
不慮の事故	20100
自殺	20200
他殺	20300

(2) 乳児死因順位に用いる分類項目

分類名	乳児死因簡単分類コード
腸管感染症	Ba01
敗血症	Ba02
麻疹	Ba03
ウイルス性肝炎	Ba04
悪性新生物＜腫瘍＞	Ba06
その他の新生物＜腫瘍＞	Ba09
栄養失調（症）及びその他の栄養欠乏症	Ba10
代謝障害	Ba11
髄膜炎	Ba12
脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	Ba13
脳性麻痺	Ba14
心疾患（高血圧性を除く）	Ba15
脳血管疾患	Ba16
インフルエンザ	Ba17
肺炎	Ba18
喘息	Ba19
ヘルニア及び腸閉塞	Ba20
肝疾患	Ba21
腎不全	Ba22
妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	Ba24
出産外傷	Ba25
周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	Ba26～Ba30
周産期に特異的な感染症	Ba31～Ba32
胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	Ba33
先天奇形、変形及び染色体異常	Ba35
乳幼児突然死症候群	Ba44
不慮の事故	Ba46
他殺	Ba55

注：1) 分類項目は「死因簡単分類」及び「乳児死因簡単分類」から主要な死因を選択している。

2) 「敗血症」には「新生児の細菌性敗血症」を含まない。

3) 「新生児の細菌性敗血症」は「周産期に発生した病態」に含まれる。

4) 「高血圧性心疾患」は「高血圧性疾患」に含まれる。

以下の各種分類表は、e-Statの確定数の「分類表」の2017年に掲載している。

([e-Stat] <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450011&tstat=000001028897>)

### 過去の分類表

- 表1 感染症分類と死因基本分類との対照表(平成27年)
- 表2 感染症分類と死因基本分類との対照表(平成25年、平成26年)
- 表3 感染症分類と死因基本分類との対照表(平成24年)
- 表4 感染症分類と死因基本分類との対照表(平成20年～23年)
- 表5 感染症分類と死因基本分類との対照表(平成19年)
- 表6 感染症分類と死因基本分類との対照表(平成18年)
- 表7 感染症分類と死因基本分類との対照表(平成15年～17年)
- 表8 感染症分類と死因基本分類との対照表(平成11年～14年)
- 表9 死因順位及び乳児死因順位に用いる分類項目(平成7年以降)
- 表10 順位及び乳児死因順位に用いる分類項目(昭和54年～平成6年)

### 年次推移

- 表1 死因簡単分類別にみた性別死亡数及び率(人口10万対) (平成17年、平成18年)
- 表2 死因簡単分類別にみた性別死亡数及び率(人口10万対) (平成6年、平成7年)
- 表3 死因簡単分類別にみた性別死亡数及び率(人口10万対) (昭和55年・60年・平成2年・4～6年)
- 表4 乳児死因簡単分類別にみた乳児死亡数及び率(出生10万対) (平成6年、平成7年)
- 表5 乳児死因簡単分類別にみた乳児死亡数及び率(出生10万対) (昭和55年・60年・平成2年・4～6年)
- 表6 感染症分類(平成27年改正)別にみた死亡数及び率(人口10万対) (平成27年)
- 表7 感染症分類(平成25年改正)別にみた死亡数及び率(人口10万対) (平成25年、平成26年)
- 表8 感染症分類(平成24年改正)別にみた死亡数及び率(人口10万対) (平成24年)
- 表9 感染症分類(平成20年改正)別にみた死亡数及び率(人口10万対) (平成20～23年)
- 表10 感染症分類(平成19年改正)別にみた死亡数及び率(人口10万対) (平成19年)
- 表11 感染症分類(平成18年改正)別にみた死亡数及び率(人口10万対) (平成18年)
- 表12 感染症分類(平成15年改正)別にみた死亡数及び率(人口10万対) (平成15年)
- 表13 感染症分類(平成11年改正)別にみた死亡数及び率(人口10万対) (平成11～14年)
- 表14 年次別にみた性・妊娠満28週以後の死産－早期新生児死亡別周産期死亡数
- 表15 年次別にみた自然－人工妊娠満28週以後の死産数・妊娠満28週以後の死産比(出生千対)及び全死産中妊娠満28週以後の死産の占める割合

## 参考

### 合計特殊出生率について

Total fertility rates : Japan

#### 1. 期間合計特殊出生率とコーホート合計特殊出生率

Total period fertility rates and Cohort total fertility rates

- 合計特殊出生率は「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、次の2つの種類があり、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

##### A 期間合計特殊出生率

ある期間(1年間)の出生状況に着目したもので、その年における各年齢(15~49歳)の女性の出生率を合計したもの。

女性人口の年齢構成の違いを除いた「その年の合計特殊出生率」であり、年次比較、国際比較、地域比較に用いられている。

##### B コーホート合計特殊出生率

ある世代の出生状況に着目したもので、同一世代生まれ(コーホート)の女性の各年齢(15~49歳)の出生率を過去から積み上げたもの。

「その世代の合計特殊出生率」である。

- 実際に「一人の女性が一生の間に生む子どもの数」はBのコーホート合計特殊出生率であるが、この値はその世代が50歳に到達するまで得られないため、それに相当するものとしてAの期間合計特殊出生率が一般に用いられている。

なお、各年齢別の出生率が世代(コーホート)によらず同じであれば、この二つの合計特殊出生率は同じ値になる。

- ただし、晩婚化・晩産化が進行している状況等、各世代の結婚や出産の行動に違いがあり、各年齢の出生率が世代により異なる場合には、別々の世代の年齢別出生率の合計であるAの期間合計特殊出生率は、同一世代の年齢別出生率の合計であるBのコーホート合計特殊出生率の値と異なることに注意が必要である。

#### 2. 平成30年における状況

Brief Summary, 2018

コーホート合計特殊出生率は同一世代の女性の出生率を過去から積み上げるため、その世代が50歳になるまで得られないが、現段階で得られる到達年齢までのコーホート合計特殊出生率を、5歳階級ごとに1つの世代とみて、5年ごとの出生率を合計し、算出した<sup>注)</sup>。

例えば1984~1988年生まれ(平成30年における30~34歳の世代)についての34歳までのコーホート合計特殊出生率は1.15であるが、35歳以降も出産するので、実際にこの世代の「一人の女性が一生の間に生む子どもの数」は、1.15に今後の35歳以上での出生率を加えた値となり、晩産化の進行により35歳以上の出生率(平成30年0.3521)が上昇傾向であることから、少なくとも平成30年の期間合計特殊出生率(1.42)を上回ると見込まれる。

注) 各年の各年齢別出生率を合計した、より精密なコーホート合計特殊出生率は、国立社会保障・人口問題研究所で算出されている。

① 期間合計特殊出生率の年次推移(年齢階級別内訳)

年齢	昭和63年 (1988)	平成5年 (1993)	平成10年 (1998)	平成15年 (2003)	平成20年 (2008)	平成25年 (2013)	平成30年 (2018)
	1.66	1.46	1.38	1.29	1.37	1.43	1.42
15~19歳	0.0187	0.0183	0.0225	0.0280	0.0256	0.0221	0.0153
20~24	0.2618	0.2119	0.1942	0.1892	0.1846	0.1555	0.1329
25~29	0.7972	0.6283	0.5278	0.4490	0.4379	0.4298	0.4038
30~34	0.4693	0.4667	0.4732	0.4333	0.4719	0.5016	0.5118
35~39	0.0987	0.1198	0.1485	0.1678	0.2133	0.2677	0.2895
40~44	0.0103	0.0130	0.0173	0.0227	0.0329	0.0486	0.0609
45~49	0.0003	0.0003	0.0005	0.0006	0.0008	0.0013	0.0017

② 各世代(コードホート)別にみた年齢階級別出生率(ごく粗い計算)

年齢	1969-1973	1974-1978	1979-1983	1984-1988	1989-1993	1994-1998	1999-2003
	45~49歳 の世代	40~44歳 の世代	35~39歳 の世代	30~34歳 の世代	25~29歳 の世代	20~24歳 の世代	15~19歳 の世代
15~19歳	0.0187	0.0183	0.0225	0.0280	0.0256	0.0221	0.0153
20~24	0.2119	0.1942	0.1892	0.1846	0.1555	0.1329	
25~29	0.5278	0.4490	0.4379	0.4298	0.4038		
30~34	0.4333	0.4719	0.5016	0.5118			
35~39	0.2133	0.2677	0.2895				
40~44	0.0486	0.0609					
45~49	0.0017						
コードホート 合計特殊出生率	1.46	1.46	1.44	1.15	0.58	0.15	0.02

③ コードホート合計特殊出生率(②の積み上げ)(ごく粗い計算)

年齢	1969-1973	1974-1978	1979-1983	1984-1988	1989-1993	1994-1998	1999-2003
	45~49歳 の世代	40~44歳 の世代	35~39歳 の世代	30~34歳 の世代	25~29歳 の世代	20~24歳 の世代	15~19歳 の世代
15~19歳	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.02	0.02
15~24	0.23	0.21	0.21	0.21	0.18	0.15	
15~29	0.76	0.66	0.65	0.64	0.58		
15~34	1.19	1.13	1.15	1.15			
15~39	1.40	1.40	1.44				
15~44	1.45	1.46					
15~49	1.46						

注：「15~19歳の世代」は平成11~15年生まれ、「20~24歳の世代」は平成6年~10年生まれ、  
「25~29歳の世代」は平成元年~平成5年生まれ、「30~34歳の世代」は昭和59~63年生まれ、  
「35~39歳の世代」は昭和54~58年生まれ、「40~44歳の世代」は昭和49~53年生まれ、  
「45~49歳の世代」は昭和44~48年生まれ。

出生数の動向と（期間）合計特殊出生率の動向の関係  
 Relation between trends in live births and trends  
 in total period fertility rates

- 年間出生数は、「15～49歳女性人口」（女性人口）、「（期間）合計特殊出生率」（合計特殊出生率）及び「15～49歳女性人口における年齢構成の違い」（年齢構成の違い）の3要素に分解することができる。
- このため、年間出生数の動向は、「合計特殊出生率」だけでなく、「女性人口」と「年齢構成の違い」の動向にも影響を受ける。

$$\text{年間出生数} = \frac{\text{15～49歳女性人口}}{35^{*1}} \times \frac{\text{(期間)合計特殊出生率}}{35} \times \frac{\text{15～49歳女性人口における年齢構成の違い}^{*2}}{35}$$

Number of live births = Female population (ages 15-49) × Total period fertility rate 35 × Difference in age distribution of female population aged 15-49

平成29年	$94.6\text{万人} = 2,499\text{万人} \times \frac{1.43}{35} \times 0.928$
$\downarrow \triangle 2.9\% \quad \downarrow \triangle 1.4\% \quad \downarrow \triangle 0.8\% \quad \downarrow \triangle 0.7\%$	
平成30年	$91.8\text{万人} = 2,464\text{万人} \times \frac{1.42}{35} \times 0.921$

- 平成30年の出生数は前年より2.9%減少したが、このうち約△2.1%が人口要因（「女性人口」△1.4%と「年齢構成の違い」△0.7%）の影響による。
  - 「女性人口」の減少と「年齢構成の違い」の低下は今後も続くとみられるため、「合計特殊出生率」が変わらなければ、出生数が減少していくことになるが、
    - ・出生コホート別の累積初婚率をみると、30歳までに結婚する割合は年々低下しているものの、35歳までに結婚する割合はここ数年横ばいであること（図1）
    - ・合計特殊出生率の年齢階級別内訳をみると、以前は20～34歳だった出産の主力が25～39歳に移っていること（図2）
- といった晩婚化や晩産化の動向も踏まえ、今後の「合計特殊出生率」の動向を注視していく必要がある。

\*1 (期間)合計特殊出生率は15歳から49歳までの35個の年齢別出生率を加えたものであるため、15～49歳女性人口に乗じて年間出生数となるように35で除している。

\*2 「年齢構成の違い」は、「女性人口」×「合計特殊出生率」/35が「15～49歳のどの年齢の女性の人数も同じとした場合に当該合計特殊出生率で見込まれる出生数」となることから、「実際の年齢構成がどの年齢の女性の人数も同じという年齢構成とどのくらい違うかを示すもの」である。出生率の高い年齢層に女性の人数が相対的に多くなっている場合には、「年齢構成の違い」は概ね1より大きくなる。

図1 昭和39～平成14年生まれの女性のコホート別累積初婚率（平成30年）

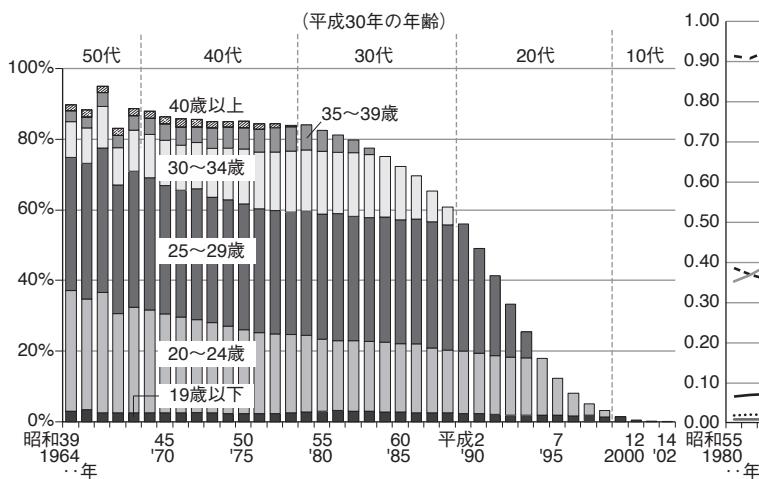
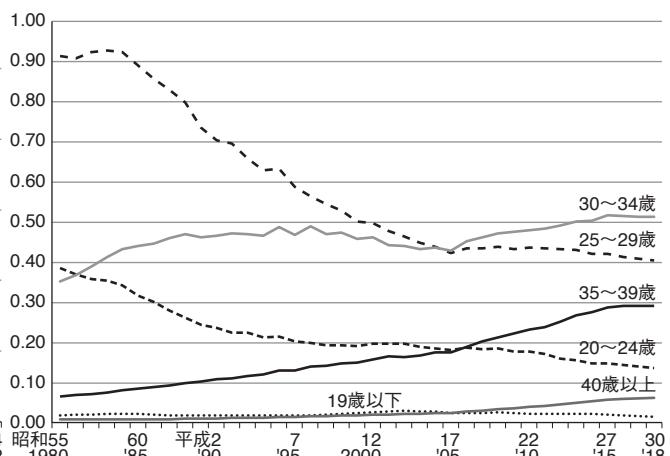


図2 合計特殊出生率の年齢階級別内訳の推移



(期間) 合計特殊出生率を用いた出生数の構造分析

年次	実 数				対前年増減率 (%)			
	出生数(人) ①× $\frac{②}{35} \times ③$	①女性人口 (15~49歳)(千人)	②合計特殊 出生率	③年齢構成 の違ひ	出生数	女性人口 (15~49歳)	合計特殊 出生率	年齢構成 の違ひ
1970	昭和45年	1 934 239	29 400	2.13	1.079	...	...	...
71	46	2 000 973	29 589	2.16	1.097	3.5	0.6	1.1
72	47	2 038 682	29 700	2.14	1.122	1.9	0.4	△ 0.7
73	48	2 091 983	30 035	2.14	1.139	2.6	1.1	△ 0.1
74	49	2 029 989	30 128	2) 2.05	1.151	△ 3.0	0.3	△ 4.3
75	50	1 901 440	30 251	1.91	1.152	△ 6.3	0.4	△ 6.8
76	51	1 832 617	30 271	1.85	3) 1.144	△ 3.6	0.1	△ 3.0
77	52	1 755 100	30 289	1.80	1.126	△ 4.2	0.1	△ 2.8
78	53	1 708 643	30 319	1.79	1.101	△ 2.6	0.1	△ 0.5
79	54	1 642 580	30 351	1.77	1.071	△ 3.9	0.1	△ 1.2
1980	55	1 576 889	30 438	1.75	1.038	△ 4.0	0.3	△ 1.3
81	56	1 529 455	30 333	1.74	1.013	△ 3.0	△ 0.3	△ 2.4
82	57	1 515 392	30 404	1.77	0.986	△ 0.9	0.2	△ 2.7
83	58	1 508 687	30 463	1.80	0.963	△ 0.4	0.2	△ 2.3
84	59	1 489 780	30 549	1.81	0.942	△ 1.3	0.3	△ 2.1
85	60	1 431 577	30 644	1.76	0.927	△ 3.9	0.3	△ 2.6
86	61	1 382 946	30 726	1.72	0.914	△ 3.4	0.3	△ 1.4
87	62	1 346 658	30 834	1.69	0.904	△ 2.6	0.4	△ 1.1
88	63	1 314 006	30 983	1.66	0.896	△ 2.4	0.5	△ 2.0
89	平成元年	1 246 802	31 177	1.57	0.890	△ 5.1	0.6	△ 5.1
1990	2	1 221 585	31 154	1.54	0.890	△ 2.0	△ 0.1	△ 1.9
91	3	1 223 245	31 094	1.53	3) 0.897	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.5
92	4	1 208 989	30 974	1.50	0.910	△ 1.2	△ 0.4	△ 2.1
93	5	1 188 282	30 865	1.46	0.924	△ 1.7	△ 0.4	△ 2.9
94	6	1 238 328	30 681	1.50	0.942	4.2	△ 0.6	1.9
95	7	1 187 064	30 614	1.42	0.954	△ 4.1	△ 0.2	△ 5.2
96	8	1 206 555	30 651	1.43	0.967	1.6	0.1	0.2
97	9	1 191 665	30 249	1.39	0.993	△ 1.2	△ 1.3	△ 2.6
98	10	1 203 147	29 809	1.38	1.021	1.0	△ 1.5	△ 0.3
99	11	1 177 669	29 330	1.34	1.047	△ 2.1	△ 1.6	△ 3.0
2000	12	1 190 547	28 821	1.36	1.064	1.1	△ 1.7	1.3
01	13	1 170 662	28 513	1.33	1.077	△ 1.7	△ 1.1	△ 1.9
02	14	1 153 855	28 240	1.32	1.085	△ 1.4	△ 1.0	△ 1.1
03	15	1 123 610	27 998	1.29	1.088	△ 2.6	△ 0.9	△ 2.1
04	16	1 110 721	27 773	1.29	3) 1.086	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.1
05	17	1 062 530	27 385	1.26	1.078	△ 4.3	△ 1.4	△ 2.2
06	18	1 092 674	27 165	2) 1.32	1.069	2.8	△ 0.8	4.5
07	19	1 089 818	26 982	1.34	1.057	△ 0.3	1.5	△ 1.1
08	20	1 091 156	26 757	1.37	1.044	0.1	△ 0.8	2.2
09	21	1 070 036	26 531	1.37	1.032	△ 1.9	△ 0.8	0.1
2010	22	1 071 305	26 535	1.39	1.019	0.1	0.0	1.4
11	23	1 050 807	26 337	1.39	1.002	△ 1.9	△ 0.7	0.4
12	24	1 037 232	26 135	1.41	0.989	△ 1.3	△ 0.8	0.9
13	25	1 029 817	25 915	1.43	0.975	△ 0.7	△ 0.8	1.5
14	26	1 003 609	25 667	1.42	0.962	△ 2.5	△ 1.0	△ 0.3
15	27	1 005 721	25 452	1.45	0.954	0.2	△ 0.8	2.0
16	28	977 242	25 317	1.44	0.937	△ 2.8	△ 0.5	△ 0.6
17	29	946 146	24 987	1.43	0.928	△ 3.2	△ 1.3	△ 1.0
18	30	918 400	24 639	1.42	0.921	△ 2.9	△ 1.4	△ 0.8

注：1)「女性人口(15~49歳)」の転換年は平成9年である。

2)「合計特殊出生率」の転換年は昭和49年、平成18年である。

96 3)「年齢構成の違い」の転換年は昭和51年、平成3年、16年である。

令和 2 年 3 月 4 日 印刷  
令和 2 年 3 月 13 日 発行

平 成 30 年

## 人口動態統計

編集・発行 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)  
印 刷 大和綜合印刷株式会社

○本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。表紙については、リサイクルに適さない資材を使用しているので、古紙回収に出す場合は、取り除いてください。

